

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	放管 00-02 <u>R 3</u>
提出年月日	令和4年7月13日

設工認に係る補足説明資料

本文、添付書類、補足説明項目への展開（放管）

（MO X燃料加工施設）

## 1. 概要

- 本資料は、加工施設の技術基準に関する規則「第 19 条 放射線管理施設」に関して、基本設計方針に記載する事項、添付書類に記載すべき事項、補足説明すべき事項について整理した結果を示すものである。
- 整理にあたっては、「共通 06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通 07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて実施した。

## 2. 本資料の構成

- 「共通 06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通 07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて本資料において整理結果を別紙として示し、別紙を以下の通り構成する。
  - 別紙 1：基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
事業変更許可 本文、添付書類の記載をもとに設定した基本設計方針と発電炉の基本設計方針を比較し、記載程度の適正化等を図る。
  - 別紙 2：基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開  
基本設計方針の項目ごとに要求種別、対象設備、添付書類等への展開事項の分類、第 1 回申請の対象、第 2 回以降の申請書ごとの対象設備を展開する。
  - 別紙 3：基本設計方針の添付書類への展開  
基本設計方針の項目に対して、展開事項の分類をもとに、添付書類単位で記載すべき事項を展開する。
  - 別紙 4：添付書類の発電炉との比較  
添付書類の記載内容に対して項目単位でその記載程度を発電炉と比較し、記載すべき事項の抜けや論点として扱うべき差がないかを確認する。なお、規則の名称、添付書類の名称など差があることが明らかな項目は比較対象としない（概要などは比較対象外）。
  - 別紙 5：補足説明すべき項目の抽出  
基本設計方針を起点として、添付書類での記載事項に対して補足が必要な事項を展開する。発電炉の補足説明資料の実績との比較を行い、添付書類等から展開した補足説明資料の項目に追加すべきものを抽出する。
  - 別紙 6：変更前記載事項の既設工認等との紐づけ  
基本設計方針の変更前の記載事項に対し、既認可等との紐づけを示す。

# 別紙

## 放管00-02 【本文、添付書類、補足説明項目への展開(放管)】

別紙				備考
資料No.	名称	提出日	Rev	
別紙1	基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較	7/13	3	
別紙2	基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開	7/13	3	
別紙3	基本設計方針の添付書類への展開	9/3	0	※本別紙は追而とする。
別紙4	添付書類の発電炉との比較	9/3	0	※本別紙は追而とする。
別紙5	補足説明すべき項目の抽出	9/3	0	※本別紙は追而とする。
別紙6	変更前記載事項の既設工認等との紐づけ	9/3	0	※本別紙は追而とする。

## 別紙 1

# 基本設計方針の許可整合性、発電炉 との比較

## 基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第十九条（放射線管理施設）（1 / 40）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>第2章 個別項目 6.放射線管理施設 6.1 放射線管理施設の基本方針</p> <p>放射線管理施設の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「1. 核燃料物質の臨界防止」，「3. 自然現象等」，「4. 閉じ込めの機能」，「5. 火災等による損傷の防止」，「6. 加工施設内における溢水による損傷の防止」及び「8. 設備に対する要求」に基づくものとする。</p>	<p>三. 加工施設の位置，構造及び設備並びに加工の方法 ロ. 加工施設の一般構造 (ト) その他の主要な構造 (1) 安全機能を有する施設</p>	<p>【凡例】</p> <p>下線：基本設計方針に記載する事項(丸数字で紐づけ)  波線：基本設計方針と許可の記載の内容変更部分  灰色ハッチング：基本設計方針に記載しない事項  黄色ハッチング：発電炉設工認と基本設計方針の記載内容が一致する箇所  紫字：比較対象外箇所（SA設備に関する記載）  ：発電炉との差異の理由      ：許可からの変更点  ：他条文から展開した記載</p>	<p>第2章 個別項目</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十九条（放射線管理施設）（2 / 40）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>（放射線管理施設）</p> <p>第十九条 工場等には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって代えることができる。</p> <p>① 放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度</p> <p>② 放射性廃棄物の排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度</p> <p>③ 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度</p> <p>④</p> <p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 発電炉の基本設計方針では管理区域における空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を表示することを説明していないが、MOX燃料加工施設は事業変更許可の記載を踏襲し、当該情報を表示することを説明しているため。</p>	<p>放射線管理施設には、放射線から放射線業務従事者及び管理区域に一時的に立ち入る者（以下「放射線業務従事者等」という。）を防護するため、放射線業務従事者等の出入管理、汚染管理、除染及び作業環境の監視を行うための放射線監視設備【④-2】、試料分析関係設備【④-4】、個人管理設備【⑤-2】及び出入管理設備【⑤-4】を設け、放射線被ばくを監視及び管理する設計とする。①-1、④-1、⑤-1</p> <p>また、放射線管理に必要な情報として管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度並びに床面及び壁その他の人の触れるおそれのある物の放射性物質の表面密度を、適切な場所に表示する運用とすることを保安規定に定めて、管理する。⑥-1</p> <p>【許可からの変更点】 放射線管理に必要な情報を適切な場所に表示する措置を運用として定めることを記載した。</p> <p>【許可からの変更点】 記載の適正化（以下同じ）</p> <p>放射線管理施設には、MOX燃料加工施設の通常時及び設計基準事故時において、当該MOX燃料加工施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）として、放射線監視設備【②-1、⑦-1】、試料分析関係設備【②-2、③-1、⑦-2】及び環境管理設備【⑦-3】を設ける設計とする。①-2、⑥-2</p> <p>【許可からの変更点】 設工認では設備区分ごとに説明することから対象設備を明確化して記載したため。</p>	<p>【許可からの変更点】 監視対象の項目を具体的に展開した。</p> <p>⑩ 放射線管理施設 再処理事業所には、放射線から放射線業務従事者及び管理区域に一時的に立ち入る者（以下「放射線業務従事者等」という。）を防護するため、放射線業務従事者等の出入管理、汚染管理、除染等を行う放射線管理施設を設け、放射線被ばくを監視及び管理する設計とする。①-1、④-1、⑤-1</p> <p>また、放射線管理に必要な情報として管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を、適切な場所に表示できる設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設ける設計とする。⑥-1</p> <p>【許可からの変更点】 「床面等」について対象を明確にした。</p> <p>⑪ 監視設備 MOX燃料加工施設の通常時及び設計基準事故時において、当該MOX燃料加工施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設ける設計とする。①-2、⑥-2</p>	<p>へ、放射線管理施設</p> <p>（イ）設計基準対象の施設</p> <p>（1）概要 放射線管理施設は、放射線業務従事者等の放射線被ばくを管理するとともに、周辺環境における線量当量等を監視するためのもので、放射線監視設備、試料分析関係設備、放射線防護具類、個人管理設備、出入管理設備及び環境管理設備で構成する。④ 試料分析関係設備においては、標準試料として、少量の核燃料物質（プルトニウム溶液）を使用する。④ 放射線管理施設の一部は、再処理施設と共用する。④</p> <p>（発電炉の記載） ＜不一致の理由＞ MOX燃料加工施設の事業変更許可において、設置する部屋ではなく、機器を特定できる名称で記載しているため。</p> <p>【許可からの変更点】 設工認では設備区分ごとに説明することから対象設備を明確化して記載したため。</p> <p>（発電炉の記載） ＜不一致の理由＞ 機械又は器具の機能の喪失、誤操作その他の異常により発電用原子炉の運転に著しい支障を及ぼすおそれが発生した場合に警報を発生する設備に対する要求事項は、MOX燃料加工施設の技術基準規則第十八条の基本設計方針に記載するため。</p>	<p>1. 放射線管理施設</p> <p>1.1 放射線管理用計測装置 発電用原子炉施設には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、当該発電用原子炉施設における各系統の放射性物質の濃度、管理区域内等の主要箇所への外部放射線に係る線量当量率等を監視、測定するために、プロセスモニタリング設備、エリアモニタリング設備及び分析用放射線測定装置並びに携帯用及び半固定放射線検出器を設ける。出入管理室（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））には、放射線業務従事者及び一時立ち入る者の出入管理、汚染管理のための測定機器等を設ける。各系統の試料、放射性廃棄物の放管理用試料及び環境試料の化学分析並びに放射能測定を行うため、化学分析室、放射能測定室、環境試料測定室（東海、東海第二発電所共用）に測定機器を設ける。 発電所外へ放出する放射性物質の濃度、周辺監視区域境界付近の空間線量率等を監視するために、プロセスモニタリング設備、固定式周辺モニタリング設備及び移動式周辺モニタリング設備を設ける。また、風向、風速その他の気象条件を測定するため、環境測定装置を設ける。</p> <p>プロセスモニタリング設備、エリアモニタリング設備及び固定式周辺モニタリング設備については、設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を中央制御室及び緊急時対策所に表示できる設計とする。</p> <p>設計基準対象施設は、発電用原子炉施設の機械又は器具の機能の喪失、誤操作その他の異常により発電用原子炉の運転に著しい支障を及ぼすおそれが発生した場合（原子炉建屋原子炉棟内の放射能レベルが設定値を超えた場合、主蒸気管又は空気抽出器排ガス中の放射能レベルが設定値を超えた場合等）に、これらを確実に検出して自動的に警報（原子炉建屋放射能高、主蒸気管放射能高）を発信する装置を設ける。</p>	<p>④-2, 4, ⑤-2, 4 (P5, 6から)</p> <p>（発電炉の記載） ＜不一致の理由＞ 出入管理室を意味する「出入管理設備を設けた所定の出入口」は、6.1.10 出入管理設備に記載する。また、MOX燃料加工施設では出入管理設備は共用しないため。</p> <p>②-1, 2, ③-1, ⑦-1, 2, 3 (P4, 5, 8から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十九条（放射線管理施設）（3 / 40）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>事業許可基準規則 放射線管理施設 第十八条 工場等には、放射線から放射線業務従事者を防護するため、放射線管理施設を設けなければならない。 ⑤</p> <p>2 放射線管理施設には、放射線管理に必要な情報を適切な場所に表示できる設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設けなければならない。⑥</p> <p>監視設備 第十九条 加工施設には、通常時及び設計基準事故時において、当該加工施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設けなければならない。⑦、⑧</p>	<p>放射線管理施設には、重大事故等が発生した場合にMOX燃料加工施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。</p> <p>放射線管理施設には、重大事故等が発生した場合に敷地内において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。</p> <p>放射線管理施設には、重大事故等が発生し、放射線監視設備のモニタリングポスト(再処理施設と共用(以下同じ。))及びダストモニタ(再処理施設と共用(以下同じ。))の電源が喪失した場合に、代替電源から電源を供給するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。</p> <p>放射線管理施設の重大事故等対処設備は、放射線監視設備、代替モニタリング設備、試料分析関係設備、代替試料分析関係設備、環境管理設備、代替放射能観測設備、代替気象観測設備及び環境モニタリング用代替電源設備で構成する。</p>	<p>モニタリングポスト及びダストモニタは、非常用所内電源系統に接続し、電源復旧までの期間、非常用所内電源系統から受電できる設計とする。さらに、モニタリングポスト及びダストモニタは、専用の無停電電源装置を有し、電源切替時の短時間の停電時に無停電電源装置から受電できる設計とする。⑧-1</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタから中央監視室及び緊急時対策所までのデータの伝送系は、有線及び無線（衛星回線を含む。）により多様性を有する設計とし、測定値は中央監視室で監視、記録を行うことができる設計とする。また、緊急時対策所でも監視することができる設計とする。⑧-2</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタは、その測定値が設定値以上に上昇した場合、直ちに中央監視室に警報を発信する設計とする。⑧-2</p> <p>重大事故等が発生した場合にMOX燃料加工施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。□</p> <p>重大事故等が発生した場合に敷地内において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。□</p> <p>重大事故等が発生し、モニタリングポスト及びダストモニタの電源が喪失した場合に、代替電源から給電するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。□</p> <p>放射線管理施設の重大事故等対処設備は、放射線監視設備、代替モニタリング設備、試料分析関係設備、代替試料分析関係設備、環境管理設備、代替放射能観測設備、代替気象観測設備及び環境モニタリング用代替電源設備で構成する。□</p>	<p>（発電炉の記載） &lt;不一致の理由&gt; 機械又は器具の機能の喪失、誤操作その他の異常により発電用原子炉の運転に著しい支障を及ぼすおそれが発生した場合に警報を発生する設備に対する要求事項は、MOX燃料加工施設の技術基準規則第十八条の基本設計方針に記載するため。</p>	<p>（当社基本設計方針の各設備において記載するため中略） 上記の警報を発信する装置は、表示ランプの点灯及びブザー鳴動等により運転員に通報できる設計とする。 （当社基本設計方針の各設備において記載するため中略）</p>	<p>⑧-1 (P10へ)</p> <p>⑧-2 (P10へ)</p> <p>⑧-2 (P10へ)</p>



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十九条（放射線管理施設）（4 / 40）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>へ、放射線管理施設の構造及び設備</p> <p><u>MOX燃料加工施設の通常時及び設計基準事故時において、MOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度、周辺監視区域境界付近の放射線等を監視するために、放射線監視設備として排気モニタリング設備及び環境モニタリング設備を【②-1、⑦-1】、試料分析関係設備として放出管理分析設備及び環境試料測定設備を【②-2、③-1、⑦-2】、環境管理設備【⑦-3】として放射能観測車を【⑦-3】設ける。</u></p> <p>環境モニタリング設備であるモニタリングポスト及びダストモニタについては、設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を中央監視室及び緊急時対策所に指示できる設計とする。⑦-4【①P10へ】</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタは、非常用所内電源系統に接続し、電源復旧までの期間、非常用所内電源系統から受電できる設計とする。さらに、モニタリングポスト及びダストモニタは、専用の無停電電源装置を有し、電源切替時の短時間の停電時に無停電電源装置から受電できる設計とする。⑧-1【②P10へ】</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタから中央監視室及び緊急時対策所までのデータの伝送系は、有線及び無線（衛星回線を含む。）により多様性を有する設計とし、測定値は中央監視室で監視、記録を行うことができる設計とする。また、緊急時対策所でも監視することができる設計とする。モニタリングポスト及びダストモニタは、その測定値が設定値以上に上昇した場合、直ちに中央監視室に警報を発信する設計とする。⑧-2【③P10へ】</p> <p>重大事故等が発生した場合にMOX燃料加工施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。重大事故等が発生した場合に敷地内において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設置</p>	<p>(2) 設計方針</p> <p>放射線管理施設は、放射線被ばくを合理的に達成できる限り低くするために、次の方針に基づき設計する。◇</p> <p>① 放射線業務従事者の作業環境を監視及び管理するため、線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度を監視及び測定できる設計とする。◇</p> <p>また、線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の異常な上昇に対し、警報を発する設備を設ける設計とする。◇</p> <p>② 線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度を監視し、警報を発する設備からの主要な情報を、中央監視室において集中監視できる設計とする。◇</p> <p>③ MOX燃料加工施設の管理区域は、線量率、空気中の放射性物質の濃度及び表面密度の程度を考慮して適切に区分し、適切な出入管理等が行える設計とする。◇</p> <p>④ MOX燃料加工施設には、通常時及び設計基準事故時において、MOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度、周辺監視区域境界付近における空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を、監視及び測定するための設備を設ける設計とする。◇</p> <p>⑤ 通常時にMOX燃料加工施設から放出される放射性物質の監視及び測定については、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」（昭和53年9月29日原子力委員会決定）を参考とした設計とする。◇</p> <p>⑥ 設計基準事故時に監視及び測定するための設備は、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」（昭和56年7月23日原子力安全委員会決定）を参考とした設計とする。◇</p> <p>⑦ 環境モニタリング設備のモニタリングポスト及びダストモニタは、非常用所内電源系統に接続するとともに、伝送は多様性を有する設計とする。◇</p> <p>⑧ 放射線管理施設のうち再処理施設と共用する設備は、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。◇</p>		<p>②-1, 2, ③-1, ⑦-1, 2, 3 (P2へ)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十九条（放射線管理施設）（5 / 40）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>及び保管する。□</p> <p>重大事故等が発生し、モニタリングポスト及びダストモニタの電源が喪失した場合に、代替電源から電源を供給するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。□</p> <p>放射線管理施設の重大事故等対処設備は、放射線監視設備、代替モニタリング設備、試料分析関係設備、代替試料分析関係設備、環境管理設備、代替放射能観測設備、代替気象観測設備及び環境モニタリング用代替電源設備で構成する。□</p> <p>放射線業務従事者等の放射線管理を確実に行うとともに、周辺環境における線量当量等を監視するため、以下の設備を設ける。②-1, 2, ③-1, ④-2, 4, ⑤-2, 4, ⑦-1, 2, 3</p> <p>非常用所内電源系統については、「ト.(イ)(3) 所内電源設備」に記載する。⑧-3</p>	<p>(3) 主要設備の仕様</p> <p>放射線管理施設の主要設備の仕様を以下に示す。◇</p> <p>① 放射線監視設備* 1式 ◇</p> <p>② 試料分析関係設備* 1式 ◇</p> <p>③ 個人管理設備* 1式 ◇</p> <p>④ 出入管理設備 1式 ◇</p> <p>⑤ 環境管理設備* 1式 ◇</p> <p>注) *印の設備の一部は、再処理施設と共用する。◇</p>		<p>②-1, 2, ③-1, ④-2, 4, ⑤-2, 4, ⑦-1, 2, 3 (P2～)</p> <p>⑧-3 (P10～)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十九条（放射線管理施設）（6 / 40）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 発電炉の基本設計方針では設備構成を説明していないが、MOX燃料加工施設の事業変更許可の記載を踏襲し、設備構成としての一文を追加しているため。</p> <p>第四条 核燃料物質の臨界防止の要求を受けた記載</p>	<p>6.1.1 放射線監視設備 放射線監視設備は、屋内モニタリング設備、屋外モニタリング設備及び放射線サーベイ機器で構成する。④-2, ④-3, ⑦-5</p> <p>(1) 屋内モニタリング設備 MOX燃料加工施設内の放射線レベル又は放射能レベルを監視するための屋内モニタリング設備として、エアモニタ、ダストモニタ、エアスニファ及び臨界検知用ガスモニタ【⑨-1】を設置する設計とする。④-3</p>	<p>(イ) 屋内管理用の主要な設備の種類 屋内管理用の主要な設備は、以下の設備で構成し、これらの設備を用い、屋内の放射線管理を行う。④-2, ④, ⑤-2, ④</p> <p>(イ) (1) 放射線監視設備 ④-2 MOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度並びに周辺監視区域境界付近の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を監視するための屋外モニタリング設備として、排気モニタリング設備及び環境モニタリング設備を設ける。②-3, ⑦-5【⑩①P8から】</p> <p>MOX燃料加工施設内の放射線レベル又は放射能レベルを監視するための屋内モニタリング設備として、エアモニタ、ダストモニタ、エアスニファ及び臨界検知用ガスモニタ【⑨-1】を設ける。また、放射線サーベイに使用する放射線サーベイ機器を備える。④-3【⑤P12へ】</p> <p>(イ) (2) 試料分析関係設備 ④-4 作業環境、設備及び物品の放射線管理用試料の放射能を測定するため、放射能測定設備を備える。④-5【⑥P20へ】</p>	<p>(4) 系統構成及び主要設備</p> <p>① 放射線監視設備 放射線監視設備は、屋内モニタリング設備、屋外モニタリング設備及び放射線サーベイ機器で構成する。④</p> <p>a. 屋内モニタリング設備 MOX燃料加工施設内の放射線レベル又は放射能レベルを監視するため、主要な箇所に屋内モニタリング設備を設ける。④ 屋内モニタリング設備には、エアモニタ、ダストモニタ、エアスニファ及び臨界検知用ガスモニタがある。④ エアモニタは、核燃料物質を取り扱う設備・機器の保守及び点検で立入りが想定される場所で、立入頻度及び被ばくの可能性を考慮して設置する。④ ダストモニタ及びエアスニファは、核燃料物質を取り扱う設備・機器の保守及び点検で立入りが想定される場所等で、立入頻度及び汚染のおそれを考慮して設置する。④</p>	<p>第二章 個別項目 1. 放射線管理施設 1.1 放射線管理用計測装置 発電用原子炉施設には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、当該発電用原子炉施設における各系統の放射性物質の濃度、管理区域内等の主要箇所の外部放射線に係る線量当量率等を監視、測定するために、プロセスモニタリング設備、エリアモニタリング設備及び分析用放射線測定装置並びに携帯用及び半固定放射線検出器を設ける。 (設備構成及び当社基本設計方針の各設備において記載するため中略) 排気筒の出口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度、管理区域内において人が常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所(燃料取扱場所その他の放射線業務従事者に対する放射線障害の防止のための措置を必要とする場所をいう。)の線量当量率及び周辺監視区域に隣接する地域における空間線量率が著しく上昇した場合に、これらを確実に検出して自動的に中央制御室に警報(排気筒放射能高、エリア放射線モニタ放射能高及び周辺監視区域放射能高)を発信する装置を設ける。 (当社基本設計方針の各設備において記載するため中略)</p>	<p>④-2, ④, ⑤-2, ④ (P2へ) ④-2 (P2へ)</p> <p>(発電炉の記載) ＜不一致の理由＞ 放射線管理施設の設備構成に関しては、6.1.1 放射線管理施設の基本方針にて記載するため。</p> <p>(発電炉の記載) ＜不一致の理由＞ 「周辺監視区域に隣接する地域における空間線量率」は、6.1.1 (2) b. 環境モニタリング設備で記載するため。</p> <p>④-4 (P2へ) ⑤-2 (P2へ)</p>
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ MOX燃料加工施設の技術基準規則第十九条において管理区域における空気中の放射性物質の濃度の測定に関する要求があるため。</p>	<p>エアモニタ及びダストモニタの測定値は、中央監視室において監視及び記録するとともに、放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、中央監視室及び必要な箇所において警報を発する設計とする。④-6 エアモニタ及びダストモニタの測定値は、緊急時対策所において指示する設計とする。④-7</p> <p>【許可からの変更点】 監視及び記録の対象を明確にした。</p>	<p>(3) 個人管理設備(個人管理用設備) ⑤-2 放射線業務従事者等の線量評価のため、個人線量計及びホールボディカウンタを備える。⑤-3【⑦P34へ】 個人線量計及びホールボディカウンタは、MOX燃料加工施設及び再処理施設の放射線業務従事者等の線量評価のための設備であり、再処理施設と共用し、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。⑩-10【⑧P34へ】</p> <p>(4) 出入管理設備 ⑤-4 放射線業務従事者等の管理区域の出入管理並びに汚染管理及び除染のための出入管理設備を設ける。⑤-5【⑨P34へ】</p>	<p>エアモニタ及びダストモニタからの主要な情報は、中央監視室において監視及び記録するとともに、放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、中央監視室及び必要な箇所において警報を発する設計とする。④-6 エアモニタ及びダストモニタの測定値は、緊急時対策所において指示する設計とする。④-7 エアモニタ及びダストモニタは、監視対象箇所想定される放射線レベル及び放射能レベルを十分監視できるようにするとともに、事故時には、これらにより燃料加工建屋立入の際に必要な線量率等の情報が得られる設計とする。④ なお、MOX燃料加工施設においては、技術的にみて臨界事故の発生は想定されないが、万一、臨界事故が発生した</p>	<p>1.1.2 エリアモニタリング設備 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に、管理区域内において人が常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所の線量当量率を計測するためのエリアモニタリング設備を設け、計測結果を中央制御室に表示できる設計とする。また、計測結果を記録し、及び保存できる設計とする。 エアモニタリング設備のうち、原子炉建屋エアモニタ(燃料取替フロア燃料プール)は、外部電源が使用できない場合においても非常用所内電源系からの電源供給により、線量当量率を計測することができる設計とする。 (重大事故等対処設備に係る記載であるため中略)</p>	<p>④-6 (P37から) ④-7 (P37から) ⑤-4 (P2へ) ⑩-10 (P34へ)</p> <p>(発電炉の記載) ＜不一致の理由＞ 放射線監視設備の電源に関する方針は、MOX燃料加工施設の技術基準規則第二十四条の基本設計方針に記載するため。</p>
				<p>(発電炉の記載) ＜不一致の理由＞ 当該記載は発電炉の技術基準の要求を受けた記載であるのに対し、MOX燃料加工施設の技術基準規則第十九条では要求がないため。</p>	

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十九条（放射線管理施設）（7 / 40）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>場合に備え、臨界検知用ガスモニタを設ける。◇</p> <p>臨界検知用ガスモニタは2系統で構成され、排気筒から放出される核分裂生成物からの放射線を測定し、放射能レベルを監視できるようにする。◇</p> <p>臨界検知用ガスモニタの測定値は、中央監視室において指示及び記録するとともに、放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは、中央監視室に警報を発する設計とする。◇</p> <p>臨界検知用ガスモニタの測定値は、緊急時対策所において指示する設計とする。◇</p> <p>屋内モニタリング設備には以下のものがあり、監視対象箇所の放射線状況に応じて適切な機器を設置する。◇</p> <p>エリアモニタ及びダストモニタの系統概要図を添5第45図に示す。◇臨界検知用ガスモニタの系統概要図を添5第46図に示す。◇</p> <p>(a) エリアモニタ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ガンマ線エリアモニタ ◇</li> <li>中性子線エリアモニタ ◇</li> </ul> <p>(b) ダストモニタ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アルファ線ダストモニタ ◇</li> </ul> <p>(c) エアスニフア ◇</p> <p>(d) 臨界検知用ガスモニタ ◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十九条（放射線管理施設）（8 / 40）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p><b>（当社の記載）</b> ＜不一致の理由＞ 発電炉の基本設計方針では設備構成を説明していないが、MOX燃料加工施設は事業変更許可の記載を踏襲し、設備構成としての一文を追加しているため。</p> <p><b>【許可からの変更点】</b> 排気モニタリング設備の監視対象を記載した。</p>	<p>(2) 屋外モニタリング設備 屋外モニタリング設備は、排気モニタリング設備及び環境モニタリング設備で構成する。②-3, ⑦-5</p> <p>a. 排気モニタリング設備 MOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を監視するための排気モニタリング設備として、排気モニタを設置する設計とする。②-3</p> <p>排気モニタの測定値は、中央監視室において指示及び記録するとともに、放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは、中央監視室に警報を発する設計とする。②-4, ⑩-1</p> <p>排気モニタの測定値は、緊急時対策所において指示する設計とする。②-5</p> <p>重大事故等時において、排気モニタリング設備を常設重大事故等対処設備として位置付け、MOX燃料加工施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する設計とする。 重大事故等対処設備として使用する排気モニタリング設備は、排気モニタ、工程室排気ダクト、グローブボックス排気ダクト及び排気筒で構成する。 排気モニタリング設備は、重大事故等時において、気体廃棄物の廃棄設備からの放出が想定される排気筒をモニタリング対象とする設計とする。 緊急時対策建屋情報把握設備の一部であるデータ収集装置（燃料加工建屋）及びデータ表示装置（燃料加工建屋）並びに情報把握収集伝送設備の一部である燃</p>	<p>(ロ) 屋外管理用の主要な設備の種類 屋外管理用の主要な設備は、以下の設備で構成し、これらの設備を用い、気体廃棄物及び液体廃棄物の放射性物質の濃度の監視並びに周辺監視区域境界付近の線量等の監視を行う。②-1, ②, ③-1, ⑦-1, ②, ③</p> <p>(ロ) (1) 放射線監視設備 MOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度並びに周辺監視区域境界付近の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を監視するための屋外モニタリング設備として、排気モニタリング設備及び環境モニタリング設備を設ける。②-3【⑩P6 へ】、⑦-5【⑩P6, 10 へ】</p> <p>第十八条 警報設備等の要求を受けた記載</p>	<p>b. 屋外モニタリング設備 MOX燃料加工施設外へ放出する放射性物質の放射能レベル及びMOX燃料加工施設周辺の放射線レベルを監視するため屋外モニタリング設備を設ける。◇</p> <p>屋外モニタリング設備は、排気モニタリング設備及び環境モニタリング設備で構成する。◇</p> <p>(a) 排気モニタリング設備 排気モニタリング設備は、排気モニタで構成する。◇</p> <p>排気モニタは、2系統で構成し◇、MOX燃料加工施設から周辺環境へ放出される放射性気体廃棄物中の放射性物質を排気筒において連続的に捕集し、放射性物質の濃度の測定及び放射能レベルの監視を行うため、排気モニタを設ける。◇</p> <p>排気モニタの測定値は、中央監視室において指示及び記録するとともに、放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは、中央監視室に警報を発する設計とする。②-4, ⑩-1</p> <p>排気モニタの測定値は、緊急時対策所において指示する設計とする。②-5</p> <p>排気モニタの系統概要図を添5第47図に示す。◇</p> <p><b>（発電炉の記載）</b> ＜不一致の理由＞ 計測制御系統施設に対する要求事項はMOX燃料加工施設の技術基準規則において要求がないため。</p> <p><b>（発電炉の記載）</b> ＜不一致の理由＞ 「排気中の放射性物質濃度の分析」は、6.1.3 試料分析関係設備で記載するため。</p>	<p>第二章 個別項目 1. 放射線管理施設 1.1 放射線管理用計測装置 (設備構成及び当社基本設計方針の各設備において記載するため中略) 排気筒の出口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度、管理区域内において人が常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所(燃料取扱場所その他の放射線業務従事者に対する放射線障害の防止のための措置を必要とする場所をいう。)の線量当量率及び周辺監視区域に隣接する地域における空間線量率が著しく上昇した場合に、これらを確実に検出して自動的に中央制御室に警報(排気筒放射能高、エリア放射線モニタ放射能高及び周辺監視区域放射能高)を発信する装置を設ける。 (当社基本設計方針の各設備において記載するため中略)</p> <p>1.1.1 プロセスモニタリング設備 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、原子炉格納容器内の放射性物質の濃度及び線量当量率、主蒸気管中及び空気抽出器その他の蒸気タービン又は復水器に接続する放射性物質を内包する設備の排ガス中の放射性物質の濃度、排気筒の出口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度を計測するためのプロセスモニタリング設備を設け、計測結果を中央制御室に表示できる設計とする。また、計測結果を記録し、及び保存できる設計とする。 原子炉冷却材の放射性物質の濃度、排気筒の出口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度及び排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度は、試料採取設備により断続的に試料を採取し分析を行い、測定結果を記録し、及び保存する。</p> <p><b>（発電炉の記載）</b> ＜不一致の理由＞ 「排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度」については、発電炉の技術基準の要求を受けた記載であるのに対し、MOX燃料加工施設の技術基準規則第十九条では要求がないため。</p>	<p>②-1, ②, ③-1, ⑦-1, ②, ③ (P2 へ)</p> <p><b>（発電炉の記載）</b> ＜不一致の理由＞ 「管理区域内の線量当量率」は、6.1.1 (1) 屋内モニタリング設備で記載するため。</p> <p><b>（発電炉の記載）</b> ＜不一致の理由＞ 「周辺監視区域に隣接する地域における空間線量率」は、6.1.1 (2) b. 環境モニタリング設備で記載するため。</p> <p>②-4, ⑩-1 (P39 から)</p> <p>②-5 (P39 から)</p> <p><b>（発電炉の記載）</b> ＜不一致の理由＞ 当該記載は発電炉の技術基準の要求を受けた記載であるのに対し、MOX燃料加工施設の技術基準規則第十九条では要求がないため。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十九条（放射線管理施設）（9 / 40）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>料加工建屋データ収集装置を常設重大事故等対処設備として位置付け、排気モニタリング設備の測定値を監視及び記録する設計とする。</p> <p>制御建屋情報把握設備の一部である制御建屋データ収集装置及び制御建屋データ表示装置を常設重大事故等対処設備として設置する。</p> <p>排気モニタリング設備の測定値を監視及び記録するための緊急時対策建屋情報把握設備、制御建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備については、「I I-1 第2章 7.8 通信連絡設備」に示す。</p> <p>排気モニタリング設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>排気モニタは、MOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度の監視、測定のために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、必要な台数を有する設計とする。</p> <p>内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる排気モニタリング設備は、自然現象、人為事象、溢水、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保又は修理の対応により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>排気モニタリング設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。</p> <p>排気モニタは、各々が独立して試験又は検査が可能な設計とする。</p>		<p>（発電炉の記載）                  &lt;不一致の理由&gt;                  多重性及び独立性の確保については、発電炉の技術基準の要求を受けた記載であるのに対し、MOX燃料加工施設の技術基準規則第十九条では要求がないため。</p>	<p>放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がある排水路を施設しないことから、排水路の出口近傍における排水中の放射性物質の濃度を計測するための設備を設けない設計とする。</p> <p>プロセスモニタリング設備のうち、原子炉格納容器内の線量当量率を計測する格納容器雰囲気放射線モニタ（D/W）及び格納容器雰囲気放射線モニタ（S/C）は、それぞれ多重性、独立性を確保した設計とする。                  （重大事故等対処設備に係る記載であるため中略）</p>	<p>（発電炉の記載）                  &lt;不一致の理由&gt;                  排水中の放射性物質の濃度を計測するための設備については、発電炉の技術基準の要求を受けた記載であるのに対し、MOX燃料加工施設の技術基準規則第十九条では要求がないため。</p>



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十九条（放射線管理施設）（10 / 40）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 発電炉の基本設計方針では固定式周辺モニタリング設備により空間放射線量の測定を行うとの記載はないが、MOX燃料加工施設は事業変更許可の記載を踏襲し、空間放射線量率及び空間放射線量を測定することを説明しているため。</p>	<p>b. 環境モニタリング設備 周辺監視区域境界付近の空間放射線量、空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を監視するための環境モニタリング設備として、モニタリングポスト、ダストモニタ及び積算線量計(再処理施設と共用(以下同じ。))【⑩-2,12】を周辺監視区域境界付近に設置する設計とする。⑦-5,8</p> <p>【許可からの変更点】 環境モニタリング設備の監視対象を記載した。</p>	<p>MOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度並びに周辺監視区域境界付近の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を監視するための屋外モニタリング設備として、排気モニタリング設備及び環境モニタリング設備を設ける。⑦-5【⑩P8から】</p> <p>環境モニタリング設備は、モニタリングポスト、ダストモニタ及び積算線量計で構成し、周辺監視区域境界付近に設ける。⑦-8</p> <p>【許可からの変更点】 監視対象の項目を具体的に展開した。</p>	<p>(b) 環境モニタリング設備 周辺監視区域境界付近に、空間放射線量率の連続監視を行うためのモニタリングポスト及び空間放射線量測定のための積算線量計を設置する。④</p> <p>また、空気中の放射性物質の濃度を監視するため、放射性物質を連続的に捕集及び測定するダストモニタを設ける。④</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタの測定値は、中央監視室において指示及び記録するとともに、空間放射線量率又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは、中央監視室に警報を発する設計とする。モニタリングポスト及びダストモニタの測定値は、緊急時対策所において指示する設計とする。④</p>	<p>第二章 個別項目 1. 放射線管理施設 1.1 放射線管理用計測装置 (設備構成及び当社基本設計方針の各設備において記載するため中略) 排気筒の出口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度、管理区域内において人が常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所(燃料取扱場所その他の放射線業務従事者に対する放射線障害の防止のための措置を必要とする場所をいう。)の線量当量率及び周辺監視区域に隣接する地域における空間線量率が著しく上昇した場合に、これらを確実に検出して自動的に中央制御室に警報(排気筒放射能高、エリア放射線モニタ放射能高及び周辺監視区域放射能高)を発信する装置を設ける。 (当社基本設計方針の各設備において記載するため中略)</p>	<p>（発電炉の記載） ＜不一致の理由＞ 「排気中の放射性物質濃度」は、6.1.1(2)a. 排気モニタリング設備に記載するため。 ⑩-2,12 (P11から)</p>
<p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ MOX燃料加工施設は事業変更許可の記載を踏襲し、ダストモニタにて空気中の放射性物質を連続的に捕集及び測定することを記載しているため。</p>	<p>モニタリングポスト及びダストモニタについては、設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を中央監視室及び緊急時対策所に指示できる設計とする。⑦-4</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタは、非常用所内電源系統に接続し、電源復旧までの期間、非常用所内電源系統から受電できる設計とする。さらに、モニタリングポスト及びダストモニタは、専用の無停電電源装置を有し、電源切替時の短時間の停電時に無停電電源装置から受電できる設計とする。⑧-1,3</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタから中央監視室及び緊急時対策所までのデータの伝送系は、有線及び無線(衛星回線を含む。)により多様性を有する設計とし、測定値は中央監視室で監視、記録を行うことができる設計とする。また、緊急時対策所でも監視することができる設計とする。⑧-2</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタは、その測定値が設定値以上上昇した場合、直ちに中央監視室に警報を発信する設計とする。⑧-2</p>	<p>環境モニタリング設備であるモニタリングポスト及びダストモニタについては、設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を中央監視室及び緊急時対策所に指示できる設計とする。⑦-4【⑩P4から】</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタは、非常用所内電源系統に接続し、電源復旧までの期間、非常用所内電源系統から受電できる設計とする。さらに、モニタリングポスト及びダストモニタは、専用の無停電電源装置を有し、電源切替時の短時間の停電時に無停電電源装置から受電できる設計とする。⑧-1</p> <p>【⑩P4から】 モニタリングポスト及びダストモニタから中央監視室及び緊急時対策所までのデータの伝送系は、有線及び無線(衛星回線を含む。)により多様性を有する設計とし、測定値は中央監視室で監視、記録を行うことができる設計とする。また、緊急時対策所でも監視することができる設計とする。モニタリングポスト及びダストモニタは、その測定値が設定値以上上昇した場合、直ちに中央監視室に警報を発信する設計とする。⑧-2</p> <p>【⑩P4から】</p>	<p>（発電炉の記載） ＜不一致の理由＞ 当該記載は発電炉の技術基準の要求を受けた記載であるのに対し、MOX燃料加工施設の技術基準規則第十九条では要求がないため。</p> <p>また、モニタリングポスト及びダストモニタから中央監視室及び緊急時対策所への伝送は、有線及び無線により、多様性を有する設計とする。④</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタは、電源復旧までの期間の電源を確保するため、非常用所内電源系統に接続する設計とする。さらに、モニタリングポスト及びダストモニタは、短時間の停電時に電源を確保するため、専用の無停電電源装置を有する設計とする。④</p> <p>また、防火帯の外側に位置する環境モニタリング設備が、外部火災により機能喪失した場合には、代替設備又は環境管理設備の放射能観測車により、空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を監視する。④</p>	<p>1.1.3 固定式周辺モニタリング設備 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、周辺監視区域境界付近の空間線量率を監視及び測定するための固定式周辺モニタリング設備としてモニタリング・ポスト(東海、東海第二発電所共用(以下同じ。))を設け、中央制御室及び緊急時対策所に計測結果を表示できる設計とする。また、計測結果を記録し、及び保存できる設計とする。</p> <p>モニタリング・ポストは、外部電源が使用できない場合においても、非常用交流電源設備により、空間線量率を計測することができる設計とする。さらに、モニタリング・ポストは、専用の無停電電源装置を有し、電源切替時の短時間の停電時に電源を供給できる設計とし、重大事故等が発生した場合には、非常用交流電源設備に加えて、代替電源設備である常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備から給電できる設計とする。</p> <p>モニタリング・ポストで計測したデータの伝送系は、モニタリング・ポスト設置場所から中央制御室及び中央制御室から緊急時対策所建屋間において有線系回線と衛星系回線又は無線系回線により多様性を有する設計とする。</p> <p>モニタリング・ポストは、東海発電所と共用するが、東海第二発電所及び東海</p>	<p>（発電炉の記載） ＜不一致の理由＞ 「管理区域内の線量当量率」は、6.1.1(1)屋内モニタリング設備に記載するため。 ⑧-1 (P3から) ⑧-3 (P5から)</p> <p>（発電炉の記載） ＜不一致の理由＞ 当該記載は発電炉の技術基準の要求を受けた記載であるのに対し、MOX燃料加工施設の技術基準規則第十九条では要求がないため。 ⑧-2 (P3から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十九条（放射線管理施設）（11 / 40）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 発電炉の基本設計方針では固定式周辺モニタリング設備により空間放射線量の測定を行うとの記載はないが、MOX燃料加工施設は事業変更許可の記載を踏襲し、空間放射線量を測定することを説明しているため。</p> <p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ MOX燃料加工施設は事業変更許可の記載を踏襲し、ダストモニタにて空気中の放射性物質を連続的に捕集及び測定することを記載しているため。</p>	<p>再処理施設のモニタリングポスト、ダストモニタ及び積算線量計は、再処理施設と共用する。⑩-1, 2, 11, 12</p> <p>モニタリングポスト、ダストモニタ及び積算線量計は、再処理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域が同一の区域であることにより、監視結果の共有を図る設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。⑩-3, 11, 12</p> <p>重大事故等時において、環境モニタリング設備を常設重大事故等対処設備として位置付け、周辺監視区域における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備として使用する環境モニタリング設備は、モニタリングポスト及びダストモニタで構成する。</p> <p>環境モニタリング設備は、重大事故等時において、MOX燃料加工施設及び再処理施設の周辺監視区域境界付近の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度をモニタリング対象とする設計とする。</p> <p>環境モニタリング設備は、環境モニタリング用可搬型発電機からの給電を可能とする設計とする。</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備の一部であるデータ収集装置（燃料加工建屋）及びデータ表示装置（燃料加工建屋）を常設重大事故等対処設備として位置付け、環境モニタリング設備の測定値を監視及び記録する設計とする。</p> <p>環境モニタリング設備の測定値を監視及び記録するための緊急時対策建屋情報把握設備については、「I I-1 第2章 7.8 通信連絡設備」に示す。</p> <p>環境モニタリング設備は、再処理施設と共用する。</p> <p>再処理施設と共用する環境モニタリング設備は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、</p>	<p>モニタリングポスト及びダストモニタは、MOX燃料加工施設及び再処理施設の周辺監視区域境界付近の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度の測定を行うための設備であり、周辺監視区域が同一の区域であることから、再処理施設と共用し、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。⑩-11</p> <p>また、積算線量計は、MOX燃料加工施設及び再処理施設の周辺監視区域付近の空間放射線量測定のための設備であり、周辺監視区域が同一の区域であることから再処理施設と共用し、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。⑩-12</p> <p>重大事故等時において、MOX燃料加工施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度並びに周辺監視区域における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するため、放射線監視設備を常設重大事故等対処設備として位置付ける。□</p> <p>放射線監視設備は、排気モニタリング設備、工程室排気ダクト、グローブボックス排気ダクト、排気筒及び環境モニタリング設備で構成する。□</p> <p>重大事故等時において、気体廃棄物の廃棄設備からの放出が想定される排気筒及び代替グローブボックス排気設備をモニタリング対象とする。□</p> <p>重大事故等時において、MOX燃料加工施設及び再処理施設の周辺監視区域境界付近の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度をモニタリング対象とする。□</p> <p>重大事故等時において、放射線監視設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替モニタリング設備を可搬型重大事故等対処設備として配備する。□</p> <p>所内電源設備の一部である受電開閉設備等を常設重大事故等対処設備として設置する。□</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する。□</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備の一部で</p>	<p>モニタリングポストは、通常時の周辺監視区域における空間放射線量率の監視及び測定に加え、設計基準事故時に迅速な対応が行えるように放射性物質の放出点、放出経路及び敷地内で観測された風向出現頻度等を考慮して適切に設置する。◇</p> <p>（発電炉の記載） ＜不一致の理由＞ 発電炉の基本設計方針では、放射能観測車により敷地境界付近の放射性物質濃度を採取し測定することとしているが、MOX燃料加工施設は事業変更許可の記載を踏襲し、ダストモニタにて放射性物質を捕集し、測定することを記載しているため。</p> <p>再処理施設のモニタリングポスト及びダストモニタは、再処理施設と共用する。⑩-1</p> <p>再処理施設の積算線量計は、再処理施設と共用する。⑩-2</p> <p>再処理施設と共用するモニタリングポスト、ダストモニタ及び積算線量計は、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域が同一の区域であることにより、監視結果の共有を図る設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。⑩-3</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタの系統概要図を添5第48図に示す。◇</p> <p>環境モニタリング設備の配置を添5第49図に示す。◇</p>	<p>発電所の共通の対象である発電所周辺の放射線等を監視、測定するために必要な仕様を満足する設計とすることで、安全性を損なわない設計とする。</p> <p>1.1.5 環境測定装置</p> <p>周辺監視区域境界付近の放射性物質の濃度は、試料採取設備により断続的に試料を採取し分析を行い、測定結果を記録し、及び保存する。</p> <p>（気象観測設備及び重大事故等対処設備に係る記載であるため中略）</p> <p>（発電炉の記載） ＜不一致の理由＞ 当該記載は発電炉の技術基準の要求を受けた記載であるのに対し、MOX燃料加工施設の技術基準規則第十九条では要求がないため。</p>	<p>⑩-12 (P10へ)</p> <p>⑩-2 (P10へ)</p>



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十九条（放射線管理施設）（12 / 40）

技術基準規則	工事認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>環境モニタリング設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>再処理施設と共用する環境モニタリング設備は、周辺監視区域境界付近において、放射性物質の濃度及び線量の監視、測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とする。同時に、必要な台数を有する設計とする。</p> <p>内の事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる環境モニタリング設備は、自然現象、人為事象、溢水、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保又は修理の対応により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>環境モニタリング設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。</p> <p>(3) 放射線サーベイ機器 放射線サーベイに使用する放射線サーベイ機器を設ける設計とする。④-3</p>	<p>あるデータ収集装置（燃料加工建屋）及びデータ表示装置（燃料加工建屋）を常設重大事故等対処設備として位置付ける。□</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備の一部である情報収集装置及び情報表示装置を常設重大事故等対処設備として設置する。□</p> <p>制御建屋情報把握設備の一部である制御建屋データ収集装置及び制御建屋データ表示装置を常設重大事故等対処設備として設置する。□</p> <p>情報把握収集伝送設備の一部である燃料加工建屋データ収集装置を常設重大事故等対処設備として位置付ける。□</p> <p>代替グロブボックス排気設備の一部である可搬型ダクトを可搬型重大事故等対処設備として配備する。□</p> <p>代替電源設備の一部である燃料加工建屋可搬型発電機、可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルを可搬型重大事故等対処設備として配備する。□</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリを可搬型重大事故等対処設備として配備する。□</p> <p>制御建屋情報把握設備の一部である制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）及び制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）を可搬型重大事故等対処設備として配備する。□</p> <p>排気モニタリング設備の代替設備である可搬型排気モニタリング設備は、「ト.(イ)(3) 所内電源設備（電気設備）」の一部である、燃料加工建屋可搬型発電機により電力を受電する設計とする。□</p> <p>また、放射線サーベイに使用する放射線サーベイ機器を備える。④-3 【⑤P6 から】</p>	<p>(c) 放射線サーベイ機器</p> <p>平常時及び事故時の外部放射線に係る線量当量率、線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度を測定、監視するために、放射線サーベイ機器を備える。◇</p> <p>放射線サーベイは、外部放射線に係る線量当量率及び線量当量については携帯用の各種サーベイメータ及び積算線量計により、空気中の放射性物質の濃度についてはサンプリング法により、また、放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度についてはサーベイメータ又はスミヤ法による放射能測定により行う。◇</p> <p>放射線サーベイ関係の主要測定器及び器具は、次のとおりである。◇</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アルファ線用サーベイメータ◇</li> <li>・ベータ・ガンマ線用サーベイメータ◇</li> <li>◇</li> <li>・中性子線用サーベイメータ◇</li> <li>・ダストサンブラ◇</li> <li>・積算線量計◇</li> </ul>	<p>第2章 個別項目</p> <p>1. 放射線管理施設</p> <p>1.1 放射線管理用計測装置</p> <p>発電用原子炉施設には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、当該発電用原子炉施設における各系統の放射性物質の濃度、管理区域内等の主要箇所外部放射線に係る線量当量率等を監視、測定するために、プロセスモニタリング設備、エリアモニタリング設備及び分析用放射線測定装置並びに携帯用及び半固定放射線検出器を設ける。</p> <p>(当社基本設計方針の各設備において記載するため中略)</p>	<p>(発電炉の記載) &lt;不一致の理由&gt; 放射線管理施設の設備構成に関しては、6.1放射線管理施設の基本方針にて記載するため。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十九条（放射線管理施設）（13 / 40）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>6.1.2 代替モニタリング設備</p> <p>重大事故等が発生した場合にMOX燃料加工施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備として代替モニタリング設備を設ける設計とする。</p> <p>代替モニタリング設備は、代替排気モニタリング設備及び代替環境モニタリング設備で構成する。</p> <p>(1) 代替排気モニタリング設備</p> <p>重大事故等時において、排気モニタリング設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替排気モニタリング設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。</p> <p>代替排気モニタリング設備は、可搬型排気モニタリング設備の可搬型ダストモニタ及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置で構成する。</p> <p>可搬型排気モニタリング設備は、MOX燃料加工施設から大気中へ放出される放射性物質を連続的に捕集するとともに、放射性物質の濃度を測定する設計とする。</p> <p>代替排気モニタリング設備は、重大事故等時において、気体廃棄物の廃棄設備からの放出が想定される代替グローブボックス排気設備をモニタリング対象とする設計とする。</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備の一部である情報収集装置及び情報表示装置を常設重大事故等対処設備として設置する。</p> <p>制御建屋情報把握設備の一部である制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）及び制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）を可搬型重大事故等対処設備として配備する。</p> <p>排気モニタリング設備の代替設備である可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、「I I-1 第2章 7.3 所内電源設備」の一部である、燃料加工建屋可搬型発電機により電力を受電する設計とする。</p> <p>代替排気モニタリング設備の測定値を監視及び記録するための緊急時対策建屋情報把握設備、制御建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備については、「I I-1 第2章 7.8 通信連絡設</p>	<p>代替モニタリング設備の可搬型重大事故等対処設備を接続するための代替グローブボックス排気設備については、「ホ.(イ) 気体廃棄物の廃棄設備」に、放射線監視設備の常設重大事故等対処設備に給電するための、所内電源設備については、「ト.(イ)(3) 所内電源設備（電気設備）」に、代替モニタリング設備の可搬型重大事故等対処設備に給電するための代替電源設備については、ト.(イ)(3) 所内電源設備（電気設備）」に、燃料加工建屋可搬型発電機等へ給油するための補機駆動用燃料補給設備については、「ト.(イ)(4) 補機駆動用燃料補給設備」に、放射線監視設備及び代替モニタリング設備の測定値を監視及び記録するための緊急時対策建屋情報把握設備、制御建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備については、「ト.(イ)(8)④ 情報把握設備」に示す。□</p> <p>代替モニタリング設備は、可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機、可搬型建屋周辺モニタリング設備及び監視測定用運搬車で構成する。□</p> <p>代替モニタリング設備は、常設モニタリング設備（モニタリングポスト等）が機能喪失しても代替し得る十分な台数を配備する設計とする。□</p> <p>重大事故等時において、環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は、再処理施設と共用する。□</p> <p>重大事故等時において、共用する環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。□</p> <p>代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトをモニタリング対象とする可搬</p>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十九条（放射線管理施設）（14 / 40）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>備」に示す。</p> <p>代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトをモニタリング対象とする可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、共通要因によって排気モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を排気モニタリング設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。燃料加工建屋に保管する場合は、排気モニタリング設備が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型排気モニタリング設備は、MOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度の監視、測定に必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。</p> <p>可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、可搬型排気モニタリング設備の測定値を衛星通信により再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。</p> <p>地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋及び第1保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置</p>	<p>型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、共通要因によって排気モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を排気モニタリング設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る。燃料加工建屋内にも保管する場合は、排気モニタリング設備が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る。□</p> <p>可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は、共通要因によって環境モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。□</p> <p>可搬型建屋周辺モニタリング設備は、共通要因によって環境モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る。□</p> <p>放射線監視設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。□</p> <p>排気モニタリング設備は、MOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度の監視、測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とする。□</p> <p>再処理施設と共用する環境モニタリング設備は、周辺監視区域境界付近において、放射性物質の濃度及び線量の監視、測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する</p>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十九条（放射線管理施設）（15 / 40）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護する設計とする。</p> <p>可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋及び第1保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>可搬型排気モニタリング設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。</p> <p>可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする</p> <p>（2）代替環境モニタリング設備</p> <p>重大事故等時において、環境モニタリング設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替環境モニタリング設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。</p> <p>代替環境モニタリング設備は、可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計（再処理施設と共用（以下同じ。））及び可搬型ダストモニタ（再処理施設と共用（以下同じ。））、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置（再処理施設と共用（以下同じ。））、可搬型建屋周辺モニタリング設備のガンマ線用サーベイメータ（S A）、中性子線用サーベイメータ（S A）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（S A）及び可搬型ダストサンプラ（S A）、可搬型環境モニタリング用発電機（再処理施設と共用（以下同じ。））並びに監視測定用運搬車（再処理施設と共用（以下同じ。））で構成する。</p> <p>可搬型環境モニタリング設備は、周辺監視区域において、線量を測定するとともに、空気中の放射性物質を連続的に捕集及び測定する設計とする。</p> <p>可搬型建屋周辺モニタリング設備は、</p>	<p>設計とするとともに、9台を有する設計とする。□</p> <p>可搬型排気モニタリング設備は、MOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度の監視、測定に必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。□</p> <p>可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、可搬型排気モニタリング設備の測定値を衛星通信により再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。□</p> <p>再処理施設と共用する可搬型環境モニタリング設備は、周辺監視区域において、放射性物質の濃度及び線量の監視、測定に必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として9台、予備として故障時のバックアップを9台の合計18台以上を確保する。□</p> <p>再処理施設と共用する可搬型環境モニタリング用データ伝送装置は、可搬型環境モニタリング設備の測定値を衛星通信により再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに、保有数は、必要数として9台、予備として故障時のバックアップを9台の合計18台以上を確保する。□</p> <p>再処理施設と共用する可搬型環境モニタリング用発電機は、可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として9台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを10台の合計19台以上を確保する。□</p> <p>可搬型建屋周辺モニタリング設備のガンマ線用サーベイメータ（S A）及び中性子線用サーベイメータ（S A）は、建屋周辺において、線量当量率を測定するための計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として各1台、予備として故障時のバックアップを各1台の合計各2台以上を確保する。□</p>			



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十九条（放射線管理施設）（16 / 40）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>重大事故等が発生した場合に、燃料加工建屋の周辺における空気中の放射性物質の濃度及び線量当量率を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備の一部である情報収集装置及び情報表示装置を常設重大事故等対処設備として設置する。</p> <p>制御建屋情報把握設備の一部である制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）及び制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）を可搬型重大事故等対処設備として配備する。</p> <p>代替環境モニタリング設備の測定値を監視及び記録するための緊急時対策建屋情報把握設備及び制御建屋情報把握設備については、「I I-1 第2章 7.8 通信連絡設備」に示す。</p> <p>可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は、再処理施設と共用する。</p> <p>再処理施設と共用する可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。再処理施設と共用する可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び監視測定用運搬車は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、十分な台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は、共通要因によって環境モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数を環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型建屋周辺モニタリング設備は、共通要因によって環境モニタリング設備</p>	<p>可搬型建屋周辺モニタリング設備のアルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダストサンプラ（SA）は、建屋周辺において、空気中の放射性物質の濃度を測定するためのサンプリング量及び計測範囲を有する設計とする。とともに、保有数は、必要数として各1台、予備として故障時のバックアップを各1台の合計各2台以上を確保する。□</p> <p>内の事象を要因として発生した場合に対処に用いる放射線監視設備は、自然現象、人為事象、溢水、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保、修理の対応等により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。□</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機及び可搬型建屋周辺モニタリング設備は、「ロ. (ト) (2) ② e. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。□</p> <p>可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型建屋周辺モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。□</p> <p>可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置及び可搬型建屋周辺モニタリング設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管及び被水防護する設計とする。□</p> <p>代替モニタリング設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。□</p>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十九条（放射線管理施設）（17 / 40）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。</p> <p>再処理施設と共用する可搬型環境モニタリング設備は、周辺監視区域において、放射性物質の濃度及び線量の監視、測定に必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。</p> <p>再処理施設と共用する可搬型環境モニタリング用データ伝送装置は、可搬型環境モニタリング設備の測定値を衛星通信により再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに、保有数は、必要数として9台、予備として故障時のバックアップを9台の合計18台以上を確保する設計とする。</p> <p>再処理施設と共用する可搬型環境モニタリング用発電機は、可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。</p> <p>ガンマ線用サーベイメータ（SA）及び中性子線用サーベイメータ（SA）は、建屋周辺において、線量当量率を測定するための計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。</p> <p>アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダストサンブラ（SA）は、建屋周辺において、空気中の放射性物質の濃度を測定するためのサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）の保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とし、可搬型ダストサンブラ（SA）の保有数は、必要数として1台、予備として故障</p>	<p>放射線監視設備、可搬型排気モニタリング設備、可搬型環境モニタリング設備及び可搬型建屋周辺モニタリング設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保修等が可能な設計とする。□</p> <p>排気モニタリング設備は、各々が独立して試験又は検査が可能な設計とする。□</p> <p>可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。□</p> <p>① 主要な設備□</p> <p>a. 放射線監視設備 [常設重大事故等対処設備]</p> <p>(a) 排気モニタリング設備（設計基準対象の施設と兼用）□</p> <p>i. 排気モニタ 2系列 □</p> <p>(b) 工程室排気ダクト 1系列（設計基準対象の施設と兼用）□</p> <p>(c) グローブボックス排気ダクト 1系列（設計基準対象の施設と兼用）□</p> <p>(d) 排気筒 1基（設計基準対象の施設と兼用）□</p> <p>(e) 環境モニタリング設備（再処理施設と共用）（設計基準対象の施設と兼用）</p> <p>i. モニタリングポスト 9台 □</p> <p>ii. ダストモニタ 9台 □</p> <p>b. 代替モニタリング設備 [可搬型重大事故等対処設備]</p> <p>(a) 可搬型排気モニタリング設備</p> <p>i. 可搬型ダストモニタ 2台（予備として故障時のバックアップを1台）□</p> <p>(b) 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 2台（予備として故障時のバックアップを1台）□</p> <p>(c) 可搬型環境モニタリング設備（再処理施設と共用）□</p> <p>i. 可搬型線量率計 18台（予備とし</p>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十九条（放射線管理施設）（18 / 40）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。</p> <p>再処理施設と共用する監視測定用運搬車の保有数は、必要数として3台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを4台の合計7台以上を確保する設計とする。</p> <p>地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機及び可搬型建屋周辺モニタリング設備は、「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型建屋周辺モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>可搬型建屋周辺モニタリング設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護する設計とする。</p> <p>可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機及び可搬型建屋周辺モニタリング設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>可搬型環境モニタリング設備及び可搬型建屋周辺モニタリング設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え、保修等が可能な設計とする。</p> <p>可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は、通常時において、重大事故等に対</p>	<p>て故障時のバックアップを9台）□</p> <p>ii. 可搬型ダストモニタ 18台（予備として故障時のバックアップを9台）□</p> <p>(d) 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置（再処理施設と共用）18台（予備として故障時のバックアップを9台）□</p> <p>(e) 可搬型環境モニタリング用発電機（再処理施設と共用）19台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを10台）□</p> <p>(f) 可搬型建屋周辺モニタリング設備</p> <p>i. ガンマ線用サーベイメータ（SA）2台（予備として故障時のバックアップを1台）□</p> <p>ii. 中性子線用サーベイメータ（SA）2台（予備として故障時のバックアップを1台）□</p> <p>iii. アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）2台（予備として故障時のバックアップを1台）□</p> <p>iv. 可搬型ダストサンブラ（SA）2台（予備として故障時のバックアップを1台）□</p> <p>(g) 監視測定用運搬車（再処理施設と共用）7台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを4台）□</p>			

## 基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第十九条（放射線管理施設）（19 / 40）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>処するために必要な機能を確認するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。</p>				



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十九条（放射線管理施設）（20 / 40）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>6.1.3 試料分析関係設備</p> <p>MOX燃料加工施設の作業環境、設備及び物品の放射線管理用試料の放射能を測定するため、放射能測定設備を設置する設計とする。④-5</p> <p>MOX燃料加工施設からの放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出に係る試料の分析及び放射能測定を行うため、放出管理分析設備を設置する設計とする。②-6、③-2</p> <p>周辺監視区域境界付近で採取した試料の放射能測定を行うため、環境試料測定設備(再処理施設と共用(以下同じ。))【⑩-4、13】を設置する設計とする。⑦-10</p> <p>環境試料測定設備は、再処理施設と共用する。⑩-4、13</p> <p>環境試料測定設備は、再処理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域が同一の区域であることにより、測定結果の共有を図る設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。⑩-5、13</p> <p>重大事故等時において、試料分析関係設備を常設重大事故等対処設備として位置付け、MOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度及び周辺監視区域境界付近の空気中の放射性物質の濃度を測定する設計とする。</p> <p>試料分析関係設備は、放出管理分析設備及び環境試料測定設備で構成し、重大事故等時において、捕集した試料の放射性物質の濃度を測定し、記録できるように、測定値を指示する設計とする。</p> <p>環境試料測定設備は、再処理施設と共用する。</p> <p>再処理施設と共用する環境試料測定設備は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用</p>	<p>(ロ) (2) 試料分析関係設備</p> <p>作業環境、設備及び物品の放射線管理用試料の放射能を測定するため、放射能測定設備を備える。④-5【⑥P6から】</p> <p>放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出に係る試料の分析及び放射能測定を行うため、放出管理分析設備を備える。②-6、③-2</p> <p>また、放出管理分析設備では標準試料として、少量の核燃料物質（プルトニウム溶液）を使用する。②</p> <p>周辺監視区域境界付近で採取した試料の放射能測定を行うため、環境試料測定設備を備える。⑦-10</p> <p>環境試料測定設備は、MOX燃料加工施設及び再処理施設の周辺監視区域境界付近で採取した試料の放射能測定を行うための設備であり、周辺監視区域が同一の区域であることから、再処理施設と環境試料測定設備を共用し、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。⑩-13</p> <p>重大事故等時において、MOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度及び周辺監視区域境界付近の空気中の放射性物質の濃度を測定するため、試料分析関係設備を常設重大事故等対処設備として位置付ける。①</p> <p>所内電源設備の一部である受電開閉設備等を常設重大事故等対処設備として設置する。①</p> <p>試料分析関係設備の常設重大事故等対処設備に給電するための、所内電源設備については、「ト.(イ)(3) 所内電源設備（電気設備）」に示す。①</p> <p>試料分析関係設備は、放出管理分析設備及び環境試料測定設備で構成し、重大事故等時において、捕集した試料の放射性物質の濃度を測定できる設計とする。</p>	<p>② 試料分析関係設備</p> <p>MOX燃料加工施設の放射線管理に伴う作業環境の放射線管理用試料、放射性廃棄物の放出管理用試料及び環境試料の一般化学分析、放射化学分析及び放射能測定を行うため、次の設備を備える。</p> <p>◇</p> <p>a. 放射能測定設備</p> <p>MOX燃料加工施設内の作業環境の放射線管理用試料等の放射能測定を行うため、フードを設け、放射能測定装置を備える。◇</p> <p>b. 放出管理分析設備</p> <p>気体廃棄物及び液体廃棄物の放出に係る試料の分析、放射能測定等を行うため、フードを設け、放射能測定装置を備える。◇</p> <p>c. 環境試料測定設備</p> <p>環境試料測定設備として、周辺監視区域境界付近で採取した試料の放射能測定を行う機器を備える。◇</p> <p>環境試料測定設備は、再処理施設と共用する。⑩-4</p> <p>共用する環境試料測定設備は、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域が同一の区域であることにより、測定結果の共有を図る設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。⑩-5</p>	<p>第二章 個別項目</p> <p>1. 放射線管理施設</p> <p>1.1 放射線管理用計測装置</p> <p>(設備構成及び当社基本設計方針の各設備において記載するため中略)</p> <p>各系統の試料、放射性廃棄物の放出管理用試料及び環境試料の化学分析並びに放射能測定を行うため、化学分析室、放射能測定室、環境試料測定室(東海、東海第二発電所共用)に測定機器を設ける。</p> <p>(当社基本設計方針の各設備において記載するため中略)</p> <p>環境試料測定設備は、東海発電所と共用するが、東海第二発電所及び東海発電所の共通の対象である発電所周辺の放射線等を監視、測定するために必要な仕様を満足する設計とすることで、安全性を損なわない設計とする。</p> <p>(当社基本設計方針の各設備において記載するため中略)</p> <p>1.1.1 プロセスモニタリング設備</p> <p>(当社基本設計方針の排気モニタリング設備において記載するため中略)</p> <p>原子炉冷却材の放射性物質の濃度、排気筒の出口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度及び排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度は、試料採取設備により断続的に試料を採取し分析を行い、測定結果を記録し、及び保存する。</p> <p>(線量当量率の計測に係る設備及び重大事故等対処設備に係る記載であるため中略)</p> <p>1.1.5 環境測定装置</p> <p>周辺監視区域境界付近の放射性物質の濃度は、試料採取設備により断続的に試料を採取し分析を行い、測定結果を記録し、及び保存する。</p> <p>(気象観測設備及び重大事故等対処設備に係る記載であるため中略)</p> <p>(発電炉の記載) &lt;不一致の理由&gt; 当該記載は発電炉の技術基準の要求を受けた記載であるのに対し、MOX燃料加工施設の技術基準規則第十九条では要求がないため。</p>	<p>(発電炉の記載) &lt;不一致の理由&gt; MOX燃料加工施設の事業変更許可において、設置する部屋ではなく、機器を特定できる名称で記載しているため。</p> <p>(発電炉の記載) &lt;不一致の理由&gt; 計測制御系統施設に対する要求事項はMOX燃料加工施設の技術基準規則において要求がないため。</p> <p>(発電炉の記載) &lt;不一致の理由&gt; 「排気中の放射性物質濃度を測定するための試料の採取」は、6.1.1 (2) a. 排気モニタリング設備で記載するため。</p> <p>(発電炉の記載) &lt;不一致の理由&gt; 「周辺監視区域境界付近の放射性物質の濃度を測定するための試料の採取」は、6.1.1 (2) b. 環境モニタリング設備で記載するため。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十九条（放射線管理施設） (21 / 40)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>試料分析関係設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>放出管理分析設備は、MOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、必要な台数を有する設計とする。</p> <p>再処理施設と共用する環境試料測定設備は、MOX燃料加工施設及び再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、必要な台数を有する設計とする。</p> <p>内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる試料分析関係設備は、自然現象、人為事象、溢水、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保又は修理の対応により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>試料分析関係設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。</p> <p>6.1.4 代替試料分析関係設備</p> <p>重大事故等時において、試料分析関係設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替試料分析関係設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。</p> <p>代替試料分析関係設備は、可搬型放出管理分析設備の可搬型放射能測定装置、可搬型試料分析設備の可搬型放射能測定装置(再処理施設と共用(以下同じ。))及び可搬型核種分析装置(再処理施設と共用(以下同じ。))並びに可搬型排気モニタリング用発電機(再処理施設と共用(以下同じ。))で構成する。</p> <p>可搬型放出管理分析設備は、放出管理分析設備が機能喪失した場合に、排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリ</p>	<p>□</p> <p>重大事故等時において、試料分析関係設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替試料分析関係設備を可搬型重大事故等対処設備として配備する。□</p> <p>代替試料分析関係設備は、可搬型放出管理分析設備、可搬型試料分析設備及び可搬型排気モニタリング用発電機で構成する。□</p> <p>重大事故等時において、環境試料測定設備及び可搬型試料分析設備は、再処理施設と共用する。□</p> <p>重大事故等時において、共用する環境試料測定設備及び可搬型試料分析設備は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。□</p> <p>代替試料分析関係設備は、共通要因によって試料分析関係設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を試料分析関係設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、燃料加工建屋及び再処理施設の主排気筒管理建屋にも保管することで位置的分散を図る。燃料加工建屋内に保管する場合は、試料分析関係設備が設置されている場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る。□</p> <p>試料分析関係設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。□</p> <p>放出管理分析設備は、MOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1台を有する設計とする。□</p> <p>再処理施設と共用する環境試料測定設備は、MOX燃料加工施設及び再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定するために必要計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1台を有する設計とする。□</p> <p>可搬型放出管理分析設備の可搬型放射能測定装置は、MOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定でき</p>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十九条（放射線管理施設）（22 / 40）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>ング設備で捕集した放射性物質の濃度を測定し、記録できるように、測定値を指示する設計とする。</p> <p>可搬型試料分析設備は、環境試料測定設備が機能喪失した場合に、ダストモニタ及び可搬型ダストモニタで捕集した放射性物質の濃度を測定し、記録できるように、測定値を指示する設計とする。</p> <p>可搬型試料分析設備は、MOX 燃料加工施設からの放射性物質の放出のおそれがあると判断した場合に、MOX 燃料加工施設及びその周辺で採取した、水中及び土壌中の放射性物質の濃度を測定し、記録できるように、測定値を指示する設計とする。</p> <p>可搬型試料分析設備及び可搬型排気モニタリング用発電機は、再処理施設と共用する。</p> <p>再処理施設と共用する可搬型試料分析設備の可搬型放射能測定装置、可搬型核種分析装置及び可搬型排気モニタリング用発電機は、MOX 燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型放出管理分析設備、可搬型試料分析設備及び可搬型排気モニタリング用発電機は、共通要因によって試料分析関係設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を試料分析関係設備が設置される建屋から100m以上の隔離距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、燃料加工建屋及び再処理施設の主排気筒管理建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。燃料加工建屋に保管する場合は、試料分析関係設備の放出管理分析設備が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型放出管理分析設備は、MOX 燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。</p> <p>再処理施設と共用する可搬型試料分析設備の可搬型放射能測定装置は、MOX燃料加工施設及び再処理施設から放出され</p>	<p>る計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。□</p> <p>再処理施設と共用する可搬型試料分析設備の可搬型放射能測定装置は、MOX燃料加工施設及び再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。□</p> <p>再処理施設と共用する可搬型試料分析設備の可搬型核種分析装置は、MOX燃料加工施設及び再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として2台、予備として故障時のバックアップを2台の合計4台以上を確保する。□</p> <p>再処理施設と共用する可搬型排気モニタリング用発電機は、代替試料分析関係設備の可搬型核種分析装置に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。□</p> <p>内の事象を要因として発生した場合に対処に用いる試料分析関係設備は、自然現象、人為事象、溢水、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保、修理の対応等により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。□</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる可搬型放出管理分析設備、可搬型試料分析設備及び可搬型排気モニタリング用発電機は、「ロ. (ト)(2)②e. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。□</p> <p>代替試料分析関係設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、再処理施設の主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。□</p> <p>可搬型放出管理分析設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管及</p>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十九条（放射線管理施設） (23 / 40)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>る放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。</p> <p>再処理施設と共用する可搬型試料分析設備の可搬型核種分析装置は、MOX燃料加工施設及び再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。</p> <p>再処理施設と共用する可搬型排気モニタリング用発電機は、可搬型試料分析設備の可搬型核種分析装置に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。</p> <p>地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる可搬型放出管理分析設備、可搬型試料分析設備及び可搬型排気モニタリング用発電機は、「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>可搬型放出管理分析設備、可搬型試料分析設備及び可搬型排気モニタリング用発電機は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、再処理施設の主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>可搬型放出管理分析設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護する設計とする。</p> <p>可搬型放出管理分析設備、可搬型試料分析設備及び可搬型排気モニタリング用発電機は、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋、再処理施設の主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p>	<p>び被水防護する設計とする。□</p> <p>代替試料分析関係設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋、再処理施設の主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。□</p> <p>試料分析関係設備、可搬型放出管理分析設備及び可搬型試料分析設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。□</p> <p>可搬型排気モニタリング用発電機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。□</p> <p>① 主要な設備</p> <p>a. 試料分析関係設備</p> <p>[常設重大事故等対処設備]</p> <p>(a) 放出管理分析設備（設計基準対象の施設と兼用）</p> <p>i. アルファ線用放射能測定装置 1台 □</p> <p>ii. ベータ線用放射能測定装置 1台 □</p> <p>(b) 環境試料測定設備（再処理施設と共用）（設計基準対象の施設と兼用）</p> <p>i. 核種分析装置 1台 □</p> <p>b. 代替試料分析関係設備</p> <p>[可搬型重大事故等対処設備]</p> <p>(a) 可搬型放出管理分析設備</p> <p>i. 可搬型放射能測定装置 2台（予備として故障時のバックアップを1台）□</p> <p>(b) 可搬型試料分析設備</p> <p>i. 可搬型放射能測定装置（再処理施設と共用） 2台（予備として故障時のバックアップを1台）□</p> <p>ii. 可搬型核種分析装置（再処理施設と共用） 4台（予備として故障時のバックアップを2台）□</p> <p>(c) 可搬型排気モニタリング用発電機（再処理施設と共用） 3台（予備と</p>			



## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十九条（放射線管理施設）（24 / 40）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>可搬型放出管理分析設備及び可搬型試料分析設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。</p> <p>可搬型排気モニタリング用発電機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。</p>	<p>して故障時及び待機除外時のバックアップを2台) ㊦</p>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十九条（放射線管理施設）（25 / 40）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      発電炉の基本設計方針では、移動式周辺モニタリング設備により空間放射線量率の測定を行うとの記載はないが、MOX燃料加工施設は事業変更許可を踏襲し、空間放射線量率を測定することを説明しているため。</p> <p>【許可からの変更点】                      「周辺監視区域等」について対象を明確にした。</p>	<p>6.1.5 環境管理設備                      敷地周辺の放射線モニタリングを行う空間放射線量率測定器、中性子線用サーベイメータ、ダストサンプラ、よう素サンプラ及び放射能測定器を搭載した無線通話装置付きの放射能観測車(再処理施設と共用(以下同じ。))【⑩-6,14】を設ける設計とする。また、敷地内に気象を観測する気象観測設備(再処理施設と共用(以下同じ。))【⑩-6,15】を設置する設計とする。⑦-11,15                      気象観測設備の観測値は、中央監視室において指示及び記録するとともに、緊急時対策所においても指示する設計とする。⑦-14                      再処理施設の放射能観測車は、再処理施設と共用する。また、気象観測設備は、再処理施設と共用する。⑩-6,14,15                      放射能観測車及び気象観測設備は、再処理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域及び敷地が同一の区域であることにより、測定結果の共有を図る設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。⑦-12,13,⑩-7,14,15</p> <p>重大事故等時において、放射能観測車を可搬型重大事故等対処設備として位置付け、敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を迅速に測定し、記録できるように、測定値を指示する設計とする。                      重大事故等時において、気象観測設備を常設重大事故等対処設備として位置付け、敷地内の風向、風速、日射量、放射収支量及び雨量を観測し、及びその結果を記録する設計とする。                      重大事故等対処設備として使用する環境管理設備は、放射能観測車及び気象観測設備で構成する。                      環境管理設備は、重大事故等時において、敷地内の気象条件、敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度をモニタリング対象とする設計とす</p>	<p>(3) 環境管理設備                      敷地周辺の放射線モニタリングを行う放射能観測車を備える。また、敷地内に気象を観測する気象観測設備を設ける。⑦-11</p> <p>放射能観測車は、MOX燃料加工施設及び再処理施設の通常時及び設計基準事故時に敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質濃度を迅速に測定するための設備であり、敷地が同一【⑦-12】であることから、再処理施設と共用し、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。⑩-14</p> <p>また、気象観測設備は、MOX燃料加工施設及び再処理施設の敷地内において気象を観測するための設備であり、敷地が同一【⑦-13】であることから、再処理施設と気象観測設備を共用し、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。⑩-15</p> <p>重大事故等時において、敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を迅速に測定するため、放射能観測車を可搬型重大事故等対処設備として位置付ける。□</p> <p>重大事故等時において、敷地内の風向、風速、日射量、放射収支量及び雨量を観測し、及びその結果を記録するため、気象観測設備を常設重大事故等対処設備として位置付ける。□</p> <p>環境管理設備は、放射能観測車及び気象観測設備で構成する。重大事故等時において、敷地内の気象条件、敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度をモニタリング対象とする。□</p> <p>重大事故等時において、放射能観測車が機能喪失した場合に、その機能を代替</p>	<p>空間放射線量率測定器、中性子線用サーベイメータ、ダストサンプラ、よう素サンプラ及び放射能測定器を搭載した無線通話装置付きの放射能観測車を備える。⑦-15【⑩P35から】</p> <p>気象観測設備の観測値は、中央監視室において指示及び記録するとともに、緊急時対策所において指示する設計とする。⑦-14【⑩P35から】</p> <p>再処理施設の放射能観測車は、再処理施設と共用する。また、気象観測設備は、再処理施設と共用する。⑩-6【⑩P35から】</p> <p>再処理施設と共用する放射能観測車及び気象観測設備は、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域等が同一の区域であることにより、測定結果の共有を図る設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。⑩-7【⑩P35から】</p> <p>(発電炉の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      当該記載は発電炉の技術基準の要求を受けた記載であるのに対し、MOX燃料加工施設の技術基準規則第十九条では要求がないため。</p>	<p>1.1.4 移動式周辺モニタリング設備                      通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、周辺監視区域境界付近の放射性物質の濃度を計測するための移式周辺モニタリング設備として、空気中の放射性粒子及び放射性よう素の濃度を測定するサンプラと測定器を備えた放射能観測車(東海、東海第二発電所共用(以下同じ。))を設け、測定結果を表示し、記録し、及び保存できる設計とする。ただし、放射能観測車による断続的な試料の分析は、従事者が測定結果を記録し、及びこれを保存し、その記録を確認することをもって、これに代えるものとする。</p> <p>放射能観測車は、東海発電所と共用するが、東海第二発電所及び東海発電所の共通の対象である発電所周辺の放射線等を監視、測定するために必要な仕様を満足する設計とすることで、安全性を損なわない設計とする。                      (重大事故等対処設備に係る記載であるため中略)</p> <p>1.1.5 環境測定装置                      (試料分析関係設備に係る記載であるため中略)</p> <p>放射性気体廃棄物の放出管理、発電所周辺の一般公衆の線量評価、一般気象データ収集及び発電用原子炉施設の外部の状況を把握するための気象観測設備(東海、東海第二発電所共用(以下同じ。))を設け、計測結果を中央制御室に表示できる設計とする。また、発電所敷地内における風向及び風速の計測結果を記録し、及び保存できる設計とする。                      気象観測設備は、東海発電所と共用するが、東海第二発電所及び東海発電所の共通の対象である発電所周辺の放射線等を監視、測定するために必要な仕様を満足する設計とすることで、安全性を損なわない設計とする。                      (重大事故等対処設備に係る記載であるため中略)</p>	<p>⑩-6 (P35 から)</p> <p>(発電炉の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      当該記載は発電炉の技術基準の要求を受けた記載であるのに対し、MOX燃料加工施設の技術基準規則第十九条では要求がないため。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十九条（放射線管理施設） (26 / 40)

技術基準規則	工事認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>る。</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備の一部であるデータ収集装置（燃料加工建屋）及びデータ表示装置（燃料加工建屋）を常設重大事故等対処設備として位置付け、気象観測設備の測定値を監視及び記録する設計とする。</p> <p>気象観測設備の観測値を記録するための緊急時対策建屋情報把握設備については、「I I-1 第2章 7.8 通信連絡設備」に示す。</p> <p>環境管理設備は、再処理施設と共用する。</p> <p>再処理施設と共用する放射能観測車は、MOX 燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。再処理施設と共用する気象観測設備は、MOX 燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、十分な台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>気象観測設備は、安全機能を有する施設として使用する場合同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>屋外に保管する放射能観測車は、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>再処理施設と共用する気象観測設備は、敷地内において風向、風速その他の気象条件を観測するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1台を有する設計とする。</p> <p>再処理施設と共用する放射能観測車は、敷地内において、空気中の放射性物質の濃度及び線量を測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、必要な台数を有する設計とする。</p> <p>内の事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる環境管理設備は、自然現象、人為事象、溢水及び火災に対して代替設備による機能の確保又は修理の対応により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p>	<p>する代替放射能観測設備を可搬型重大事故等対処設備として配備する。□</p> <p>代替放射能観測設備は、可搬型放射能観測設備で構成する。□</p> <p>重大事故等時において、気象観測設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替気象観測設備を可搬型重大事故等対処設備として配備する。□</p> <p>代替気象観測設備は、可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置、可搬型風向風速計、可搬型気象観測用発電機及び監視測定用運搬車で構成する。□</p> <p>所内電源設備の一部である受電開閉設備等を常設重大事故等対処設備として設置する。□</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する。□</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備の一部であるデータ収集装置（燃料加工建屋）及びデータ表示装置（燃料加工建屋）を常設重大事故等対処設備として位置付ける。□</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備の一部である情報収集装置及び情報表示装置を常設重大事故等対処設備として設置する。□</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリを可搬型重大事故等対処設備として配備する。□</p> <p>制御建屋情報把握設備の一部である制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）及び制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）を可搬型重大事故等対処設備として配備する。□</p> <p>環境管理設備の常設重大事故等対処設備に給電するための、所内電源設備については、「ト.(イ)(3) 所内電源設備（電気設備）」に、可搬型気象観測用発電機へ給油するための補機駆動用燃料補給設備については、「ト.(イ)(4) 補機駆動用燃料補給設備」に、気象観測設備及び代替気象観測設備の観測値を記録するための緊急時対策建屋情報把握設備及び制御建屋情報把握設備については、「ト.(イ)(8)④ 情報把握設備」に示す。□</p> <p>重大事故等時において、環境管理設備、可搬型放射能観測設備、可搬型気象</p>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十九条（放射線管理施設）（27 / 40）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>屋外に保管する放射能観測車は、風（台風）及び竜巻に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。</p> <p>環境管理設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。</p> <p>6.1.6 代替放射能観測設備</p> <p>重大事故等時において、放射能観測車が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替放射能観測設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。</p> <p>代替放射能観測設備は、可搬型放射能観測設備のガンマ線用サーベイメータ（NaI（Tl）シンチレーション）（SA）（再処理施設と共用（以下同じ。）、ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（SA）（再処理施設と共用（以下同じ。）、中性子線用サーベイメータ（SA）（再処理施設と共用（以下同じ。）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）（再処理施設と共用（以下同じ。）及び可搬型ダスト・よう素サンブラ（SA）（再処理施設と共用（以下同じ。）で構成する。</p> <p>可搬型放射能観測設備は、空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を測定し、記録できるように、測定値を指示する設計とする。</p> <p>可搬型放射能観測設備は、再処理施設と共用する。</p> <p>再処理施設と共用するガンマ線用サーベイメータ（NaI（Tl）シンチレーション）（SA）、ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（SA）、中性子線用サーベイメータ（SA）及びアルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。再処理施設と共用する可搬型ダスト・よう素サンブラ（SA）は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、十分な</p>	<p>観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置、可搬型気象観測用発電機及び監視測定用運搬車は、再処理施設と共用する。□</p> <p>重大事故等時において、共用する環境管理設備、可搬型放射能観測設備、可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置、可搬型気象観測用発電機及び監視測定用運搬車は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。□</p> <p>代替放射能観測設備、可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、共通要因によって環境管理設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を環境管理設備が設置される環境管理建屋近傍及びMOX燃料加工施設の敷地内の露場から100m以上の隔離距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。□</p> <p>可搬型風向風速計は、共通要因によって気象観測設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量をMOX燃料加工施設の敷地内の露場から100m以上の隔離距離を確保した外部保管エリアに分散して保管するとともに、燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る。□</p> <p>環境管理設備の気象観測設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。□</p> <p>屋外に保管する環境管理設備の放射能観測車は、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることによって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。□</p> <p>再処理施設と共用する環境管理設備の気象観測設備は、敷地内において風向、風速その他の気象条件を観測するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1台を有する設計とする。□</p> <p>再処理施設と共用する環境管理設備の</p>			



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十九条（放射線管理施設）（28 / 40）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型放射能観測設備は、共通要因によって環境管理設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を環境管理設備が設置される環境管理建屋近傍から100m以上の隔離距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。</p> <p>再処理施設と共用する可搬型放射能観測設備は、敷地内において、空気中の放射性物質の濃度及び線量を測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、ガンマ線用サーベイメータ（NaI（Tl）シンチレーション）（SA）、ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（SA）、中性子線用サーベイメータ（SA）及びアルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）の保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とし、可搬型ダスト・よう素サンプル（SA）の保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。</p> <p>地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる可搬型放射能観測設備は「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>可搬型放射能観測設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>可搬型放射能観測設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>可搬型放射能観測設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、校正、機能の確</p>	<p>放射能観測車は、敷地内において、空気中の放射性物質の濃度及び線量を測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1台を有する設計とする。□</p> <p>再処理施設と共用する代替放射能観測設備は、敷地内において、空気中の放射性物質の濃度及び線量を測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。□</p> <p>再処理施設と共用する可搬型気象観測設備は、敷地内において風向、風速その他の気象条件を観測できる設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。□</p> <p>再処理施設と共用する可搬型気象観測用データ伝送装置は、可搬型気象観測設備の観測値を衛星通信により再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。□</p> <p>再処理施設と共用する可搬型気象観測用発電機は、可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。□</p> <p>可搬型風向風速計は、敷地内において風向、風速を測定できる設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。□</p> <p>環境管理設備の気象観測設備は、風（台風）、竜巻、積雪及び火山の影響に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により機能を損なわない設計とする。□</p> <p>内的事象を要因として発生した場合に</p>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十九条（放射線管理施設） (29 / 40)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。</p> <p>6.1.7 代替気象観測設備</p> <p>重大事故等時において、気象観測設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替気象観測設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。</p> <p>代替気象観測設備は、可搬型気象観測設備(再処理施設と共用(以下同じ。))、可搬型気象観測用データ伝送装置(再処理施設と共用(以下同じ。))、可搬型風向風速計、可搬型気象観測用発電機(再処理施設と共用(以下同じ。))及び監視測定用運搬車(再処理施設と共用(以下同じ。))で構成する。監視測定用運搬車は代替環境モニタリング設備と兼用する設計とする。</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備の一部である情報収集装置及び情報表示装置を常設重大事故等対処設備として設置する。制御建屋情報把握設備の一部である制御建屋可搬型情報収集装置(燃料加工建屋)及び制御建屋可搬型情報表示装置(燃料加工建屋)を可搬型重大事故等対処設備として配備する。</p> <p>代替気象観測設備の観測値を記録するための緊急時対策建屋情報把握設備及び制御建屋情報把握設備については、「I I-1 第2章 7.8 通信連絡設備」に示す。</p> <p>可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、再処理施設と共用する。</p> <p>再処理施設と共用する可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用データ伝送装置は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、十分な台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。再処理施設と共用する可搬型気象観測用発電機は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用</p>	<p>対処に用いる環境管理設備は、自然現象、人為事象、溢水及び火災に対して代替設備による機能の確保、修理の対応等により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。□</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる可搬型放射能観測設備、可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置、可搬型風向風速計及び可搬型気象観測用発電機は、「ロ.(ト)(2)②e.地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。□</p> <p>屋外に保管する環境管理設備の放射能観測車は、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。□</p> <p>代替放射能観測設備及び代替気象観測設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。□</p> <p>可搬型風向風速計は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管及び被水防護する設計とする。□</p> <p>代替放射能観測設備及び代替気象観測設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。□</p> <p>環境管理設備、代替放射能観測設備、可搬型気象観測設備及び可搬型風向風速計は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。□</p> <p>可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。□</p> <p>また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。□</p>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十九条（放射線管理施設）（30 / 40）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>発電機は、共通要因によって環境管理設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を環境管理設備が設置される MOX 燃料加工施設の敷地内の露場から 100m 以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型風向風速計は、共通要因によって環境管理設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を MOX 燃料加工施設の敷地内の露場から 100m 以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。</p> <p>再処理施設と共用する可搬型気象観測設備は、敷地内において風向、風速その他の気象条件を観測できる設計とともに、保有数は、必要数として 1 台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを 2 台の合計 3 台以上を確保する設計とする。</p> <p>再処理施設と共用する可搬型気象観測用データ伝送装置は、可搬型気象観測設備の観測値を衛星通信により再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とともに、保有数は、必要数として 1 台、予備として故障時のバックアップを 1 台の合計 2 台以上を確保する設計とする。</p> <p>再処理施設と共用する可搬型気象観測用発電機は、可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。</p> <p>可搬型風向風速計は、敷地内において風向及び風速を測定できる設計とともに、保有数は、必要数として 1 台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを 2 台の合計 3 台以上を確保する設計とする。</p> <p>地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置、可搬型風向風速計及び可搬型気象観測用</p>	<p>① 主要な設備</p> <p>a. 環境管理設備（再処理施設と共用）（設計基準対象の施設と兼用） [可搬型重大事故等対処設備]</p> <p>(a) 気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計） 1 台 □ [可搬型重大事故等対処設備]</p> <p>(b) 放射能観測車 1 台 □</p> <p>b. 代替放射能観測設備 [可搬型重大事故等対処設備]</p> <p>(a) 可搬型放射能観測設備（再処理施設と共用）</p> <p>i. ガンマ線用サーベイメータ（N a I (T 1) シンチレーション）（S A） 2 台（予備として故障時のバックアップを 1 台）□</p> <p>ii. ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（S A） 2 台（予備として故障時のバックアップを 1 台）□</p> <p>iii. 中性子線用サーベイメータ（S A） 2 台（予備として故障時のバックアップを 1 台）□</p> <p>iv. アルファ・ベータ線用サーベイメータ（S A） 2 台（予備として故障時のバックアップを 1 台）□</p> <p>v. 可搬型ダスト・よう素サンプラ（S A） 2 台（予備として故障時のバックアップを 1 台）□</p> <p>c. 代替気象観測設備 [可搬型重大事故等対処設備]</p> <p>(a) 可搬型気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計）（再処理施設と共用） 3 台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを 2 台）□</p> <p>(b) 可搬型気象観測用データ伝送装置（再処理施設と共用） 2 台（予備として故障時のバックアップを 1 台）□</p> <p>(c) 可搬型気象観測用発電機（再処理施設と共用） 3 台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを 2 台）□</p> <p>(d) 可搬型風向風速計 3 台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを 2 台）□</p> <p>(e) 監視測定用運搬車（代替モニタリング設備と兼用） 3 台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを 2 台）□</p> <p>(4) 環境モニタリング用代替電源設備</p>			

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十九条（放射線管理施設）（31 / 40）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>発電機は、「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>代替気象観測設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>可搬型風向風速計は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護する設計とする。</p> <p>代替気象観測設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>可搬型気象観測設備及び可搬型風向風速計は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保修等が可能な設計とする。</p> <p>可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。</p> <p>6.1.8 環境モニタリング用代替電源設備</p> <p>重大事故等時において、非常用所内電源系統から環境モニタリング設備への給電が喪失した場合に、代替電源から給電するため、環境モニタリング用代替電源設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。</p> <p>環境モニタリング用代替電源設備は、環境モニタリング用可搬型発電機(再処理施設と共用(以下同じ。))及び監視測定用運搬車(再処理施設と共用(以下同じ。))で構成する。監視測定用運搬車は代替環境モニタリング設備と兼用する設</p>	<p>重大事故等時において、非常用所内電源系統から環境モニタリング設備への給電が喪失した場合に、代替電源から給電するため、環境モニタリング用代替電源設備を可搬型重大事故等対処設備として配備する。□</p> <p>環境モニタリング設備は、環境モニタリング用可搬型発電機からの給電を可能とする設計とする。□</p> <p>環境モニタリング用代替電源設備は、環境モニタリング用可搬型発電機及び監視測定用運搬車で構成する。□</p> <p>環境モニタリング用代替電源設備は、再処理施設と共用する。□</p> <p>共用する環境モニタリング用代替電源設備は、給電先が共用する環境モニタリング設備であり、必要となる電力及び燃料が増加するものではないことから、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。□</p> <p>所内電源設備の一部である受電開閉設備等を常設重大事故等対処設備として設置する。□</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する。□</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリを可搬型重大事故等対処設備として配備する。□</p> <p>放射線監視設備、試料分析関係設備及び環境管理設備の常設重大事故等対処設備に給電するための、所内電源設備については、「ト.(イ)(3) 所内電源設備(電気設備)」に、環境モニタリング用可搬型発電機へ給油するための補機駆動用燃料補給設備については、「ト.(イ)(4) 補機駆動用燃料補給設備」に示す。□</p> <p>環境モニタリング用代替電源設備は、共通要因によって環境モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。□</p> <p>再処理施設と共用する環境モニタリング用代替電源設備は、環境モニタリング設備に給電できる容量を有する設計とす</p>			



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十九条（放射線管理施設） (32 / 40)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>計とする。</p> <p>環境モニタリング用可搬型発電機は、再処理施設と共用する。</p> <p>再処理施設と共用する環境モニタリング用可搬型発電機は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>環境モニタリング用可搬型発電機は、共通要因によって環境モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。</p> <p>再処理施設と共用する環境モニタリング用可搬型発電機は、環境モニタリング設備に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。</p> <p>地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる環境モニタリング用可搬型発電機は、「8.2 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>環境モニタリング用可搬型発電機は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>環境モニタリング用可搬型発電機は、内部発生飛散物の影響を考慮し、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>環境モニタリング用可搬型発電機は、環境モニタリング設備と容易かつ確実に接続できるよう、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用いる</p>	<p>るとともに、保有数は、必要数として9台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを10台の合計19台以上を確保する。□</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる環境モニタリング用可搬型発電機は、「ロ. (ト) (2) ② e. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。□</p> <p>環境モニタリング用代替電源設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。□</p> <p>環境モニタリング用代替電源設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。□</p> <p>環境モニタリング用代替電源設備は、環境モニタリング設備と容易かつ確実に接続できるよう、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。□</p> <p>環境モニタリング用代替電源設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。□</p> <p>① 主要な設備</p> <p>a. 環境モニタリング用代替電源設備 [可搬型重大事故等対処設備]</p> <p>(a) 環境モニタリング用可搬型発電機（再処理施設と共用）19台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを10台）□</p> <p>容量 約5kVA/台 □</p> <p>(b) 監視測定用運搬車（代替モニタリング設備と兼用）7台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを4台）□</p>	<p>③ 放射線防護具類</p> <p>平常時及び事故時の放射線防護に必要な防護衣、呼吸器、防護マスク等の放射線防護具類を管理区域入口等に備える。</p> <p>◇</p>		

## 基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第十九条（放射線管理施設）（33 / 40）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>設計とする。</p> <p>環境モニタリング用可搬型発電機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。</p>				

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十九条（放射線管理施設）（34 / 40）

技術基準規則	工事認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 発電炉の基本設計方針では個人管理用設備に関する記載はないが、MOX燃料加工施設は事業変更許可の記載を踏襲し、個人管理用設備の設計を説明しているため。</p>	<p>6.1.9 個人管理設備（個人管理用設備） 放射線業務従事者等の線量評価のため、個人線量計（再処理施設と共用（以下同じ。））【⑩-8, 10】及びホールボディカウンタ（再処理施設と共用（以下同じ。））【⑩-8, 10】を設ける設計とする。⑤-3</p>	<p>放射線業務従事者等の線量評価のため、個人線量計及びホールボディカウンタを備える。⑤-3【⑦P6から】</p>	<p>④ 個人管理設備 放射線業務従事者等の線量管理のため、外部被ばくに係る線量当量を測定する個人線量計、内部被ばくによる線量を評価するホールボディカウンタを備える。◇</p>	<p>第2章 個別項目 1. 放射線管理施設 1.1 放射線管理用計測装置 （設備構成及び当社基本設計方針の各設備において記載するため中略） 出入管理室（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））には、放射線業務従事者及び一時立入者の出入管理、汚染管理のための測定機器等を設ける。 （当社基本設計方針の各設備において記載するため中略）</p>	<p>⑩-10（P6から）</p>
<p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 発電炉では個人管理用設備は共用していないため。</p>	<p>再処理施設の個人線量計及びホールボディカウンタは、再処理施設と共用する。⑩-8, 10 個人線量計及びホールボディカウンタは、再処理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で統一し、必要な個数を確保する設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。⑩-9, 10</p>	<p>個人線量計及びホールボディカウンタは、MOX燃料加工施設及び再処理施設の放射線業務従事者等の線量評価のための設備であり、再処理施設と共用し、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。⑩-10【⑧P6から】</p>	<p>再処理施設の個人線量計及びホールボディカウンタは、再処理施設と共用する。⑩-8 再処理施設と共用する個人線量計及びホールボディカウンタは、仕様及び運用を各施設で統一し、必要な個数を確保する設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。⑩-9</p>	<p>出入管理室は、東海発電所と共用するが、東海第二発電所及び東海発電所の共通の対象である管理区域の出入管理及び被ばく線量の監視をするために必要な仕様を満足する設計とすることで、安全性を損なわない設計とする。  （重大事故等対処設備に係る記載であるため中略）</p>	<p>（発電炉の記載） ＜不一致の理由＞ MOX燃料加工施設では出入管理設備は共用しないため。</p>
<p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 発電炉の基本設計方針では出入管理等の詳細を説明していないが、MOX燃料加工施設は事業変更許可の記載を踏襲し、出入管理設備の設計を説明しているため。</p>	<p>6.1.10 出入管理設備 放射線業務従事者等の管理区域の出入管理並びに汚染管理及び除染のための出入管理設備を設置する設計とする。⑤-5</p>	<p>放射線業務従事者等の管理区域の出入管理並びに汚染管理及び除染のための出入管理設備を設ける。⑤-5【⑨P6から】</p>	<p>⑤ 出入管理設備 MOX燃料加工施設の管理区域は、放射性物質を密封して取り扱う汚染のおそれのない区域と汚染のおそれのある区域に区分し、適切な出入管理等を行える設計とする。汚染のおそれのない区域は、入出庫室前室、入出庫室、輸送容器保管室、固体廃棄物払出準備室等である。◇ MOX燃料加工施設の管理区域の区分を添5第34図に示す。◇ 汚染のおそれのない区域では、外部放射線に係る線量のみ管理を行う。◇</p>	<p>MOX燃料加工施設の管理区域への出入りは、原則としてゲートの出入管理設備を設けた所定の出入口を通る設計【⑤-6】とし、ここで放射線業務従事者等の出入管理及び物品の搬出入管理を行う。◇ ただし、燃料集合体用輸送容器等の搬出入に際しては、入出庫室で出入管理及び搬出入管理を行う。◇ 汚染のおそれのある区域からの退出に際しては、汚染の管理を行うため、汚染検査室に退出モニタ及び放射線サーベイ機器を備える。◇</p>	
	<p>MOX燃料加工施設の管理区域への出入りは、原則として出入管理設備を設置した所定の出入口を通る設計とする。⑤-6</p>		<p>MOX燃料加工施設の管理区域への出入りは、原則としてゲートの出入管理設備を設けた所定の出入口を通る設計【⑤-6】とし、ここで放射線業務従事者等の出入管理及び物品の搬出入管理を行う。◇ ただし、燃料集合体用輸送容器等の搬出入に際しては、入出庫室で出入管理及び搬出入管理を行う。◇ 汚染のおそれのある区域からの退出に際しては、汚染の管理を行うため、汚染検査室に退出モニタ及び放射線サーベイ機器を備える。◇  また、除染を行うため、シャワー及び手洗い場を備えた除染室を設ける。◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十九条（放射線管理施設）（35 / 40）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>⑥ 環境管理設備                      通常時及び設計基準事故時に敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を測定するため、◇空間放射線量率測定器、中性子線用サーベイメータ、ダストサンブラ、よう素サンブラ及び放射能測定器を搭載した無線通話装置付きの放射能観測車を備える。⑦-15                      【⑰P25 へ】また、敷地内に風向、風速、日射量、放射収支量、雨量及び温度を観測し、記録する気象観測設備を設ける。◇</p> <p>気象観測設備の観測値は、中央監視室において指示及び記録するとともに、緊急時対策所において指示する設計とする⑦-14【⑱P25 へ】</p> <p>再処理施設の放射能観測車は、再処理施設と共用する。また、気象観測設備は、再処理施設と共用する。⑩-6                      【⑲P25 へ】</p> <p>再処理施設と共用する放射能観測車及び気象観測設備は、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域等が同一の区域であることにより、測定結果の共有を図る設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損わない設計とする。⑩-7【⑳P25 へ】</p> <p>気象観測設備の系統概要図を添5第50 図に示す。◇</p> <p>(5) 試験・検査                      放射線監視設備等は、定期的に検査及び校正を行うことによりその健全性を確認する。◇</p> <p>(6) 評価                      ① 放射線業務従事者の作業環境を監視及び管理するため、屋内モニタリング設備等を設けているため、線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度を監視及び測定することができる。◇                      また、空気中の放射性物質の濃度及び線量当量率の異常な上昇に対し、警報を発する設計としている。◇                      ② 線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度を監視し、屋内モニタリング設備からの主要な情報を、中央監視室において集中監視できる設計としている。◇</p>		<p>⑩-6 (P25 へ)</p>



## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十九条（放射線管理施設）（36 / 40）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>③ MOX燃料加工施設の管理区域は、線量率、空気中の放射性物質の濃度及び表面密度の程度を考慮して適切に区分し、適切な出入管理等が行える設計としている。◇</p> <p>④ MOX燃料加工施設には、屋外モニタリング設備等を設けているため、通常時及び設計基準事故時において、MOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度、周辺監視区域境界付近における空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を、監視及び測定することができる。◇</p> <p>⑤ 通常時の放射性物質の放出に係る排気モニタリング設備及び放出管理分析設備は、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」（昭和53年9月29日原子力委員会決定）を参考とした設計としている。◇</p> <p>⑥ 設計基準事故時に必要な放射線監視設備は、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」（昭和56年7月23日原子力安全委員会決定）を参考とした設計としている。◇</p> <p>⑦ 環境モニタリング設備のモニタリングポスト及びダストモニタは、非常用所内電源系統に接続するとともに、伝送は多様性を有する設計としている。</p> <p>⑧ 再処理施設と共用する放射線管理施設は、仕様及び運用を各施設で同一とする設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない。◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十九条（放射線管理施設） (37 / 40)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>イ. 安全設計                      (ホ) MOX燃料加工施設に関する「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」への適合性                      (1) 安全機能を有する施設                      ⑰ 放射線管理施設</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(放射線管理施設)                      第十八条 工場等には、放射線から放射線業務従事者を防護するため、放射線管理施設を設けなければならない。                      2 放射線管理施設には、放射線管理に必要な情報を適切な場所に表示できる設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設けなければならない。</p> </div> <p>適合のための設計方針                      第1項について                      放射線業務従事者等の出入管理、個人被ばく管理及び汚染管理を行うため、管理区域への出入管理及び管理区域への出入りに伴う汚染管理及び除染を行う出入管理設備、外部被ばくに係る線量当量を測定する個人線量計及び内部被ばくによる線量の評価に用いるホールボディカウンタを設ける設計とする。④                      第2項について  <u>MOX燃料加工施設の放射線監視のため、屋内モニタリング設備のうちエリアモニタ及びダストモニタは、その測定値を中央監視室において表示及び記録するとともに、放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは、中央監視室及び必要な箇所において警報を発する設計とする。【④-6】</u> また、<u>エリアモニタ及びダストモニタの測定値は、緊急時対策所において表示する設計とする。④-7</u>                      また、放射線業務従事者等が頻繁に立ち入る箇所については定期的及び必要の都度、サーベイメータによる外部放射線に係る線量当量率、サンプリング等による空気中の放射性物質の濃度及び床、壁その他人の触れるおそれのある物の表面の放射性物質の密度の測定を行い、管理区域入口付近に表示する設計とする。放射線管理用試料の放射能を測定するため、放射能測定装置等の放射能測定設備を備える設計とする。④</p>		<p>④-6 (P6へ)  ④-7 (P6へ)</p>

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十九条（放射線管理施設）（38 / 40）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>⑱ 監視設備</p> <p>（監視設備） 第十九条 加工施設には、通常時及び設計基準事故時において、当該加工施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設けなければならない。</p> <p>適合のための設計方針 MOX燃料加工施設の通常時及び設計基準事故時において、MOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度、周辺監視区域境界付近における空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を監視し、及び測定するため、排気モニタリング設備及び環境モニタリング設備を設けるとともに、放出管理分析設備及び環境試料測定設備を備える設計とする。また、設計基準事故時における迅速な対応のため、排気モニタリング設備及び環境モニタリング設備の測定値を中央監視室及び緊急時対策所に表示する設計とする。◇</p> <p>通常時にMOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度の監視及び測定については、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」（昭和53年9月29日原子力委員会決定）を参考とした設計とする。また、設計基準事故時に監視及び測定するための設備は、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」（昭和56年7月23日原子力委員会決定）を参考とした設計とする。◇</p> <p>a. MOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度の監視及び測定 MOX燃料加工施設から周辺環境へ放出される放射性気体廃棄物中の放射性物質を排気筒において連続的に捕集し、放射性物質の濃度を監視及び測定するため、排気モニタリング設備として排気モニタを設ける設計とする。◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十九条（放射線管理施設） (39 / 40)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出に係る試料の分析及び放射能測定を行うため、放出管理分析設備を備える設計とする。◇</p> <p>排気モニタは、設計基準事故時における迅速な対応のため、その測定値を中央監視室において表示及び記録するとともに、放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは、中央監視室に警報を発する設計とする。【②-4、①-1】また、排気モニタの測定値は、緊急時対策所において表示する設計とする。②-5</p> <p>b. 周辺監視区域境界付近における空間放射線量率等の監視及び測定</p> <p>MOX燃料加工施設の周辺監視区域境界付近には、空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を監視及び測定するため、環境モニタリング設備として積算線量計、モニタリングポスト及びダストモニタを設ける設計とする。◇</p> <p>周辺監視区域境界付近で採取した試料の放射能測定を行うため、環境試料測定設備を備える設計とする。◇</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタは、設計基準事故時における迅速な対応のため、その測定値を中央監視室において表示及び記録するとともに、空間放射線量率又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは、中央監視室に警報を発する設計とする。モニタリングポスト及びダストモニタの測定値は、緊急時対策所において表示する設計とする。また、モニタリングポスト及びダストモニタを設置する場所から中央監視室及び緊急時対策所への伝送は、有線及び無線により、多様性を有する設計とする。◇</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタは、電源復旧までの期間の電源を確保するため、非常用所内電源系統に接続する設計とする。さらに、モニタリングポスト及びダストモニタは、短時間の停電時に電源を確保するため、専用の無停電電源装置を有する設計とする。◇</p> <p>通常時及び設計基準事故時に敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質濃度を迅速に測定するため、空間放射線量率測定器、中性子線用サーベイメータ、ダストサンブラ及び放射能測定器を</p>		<p>②-4、①-1 (P8～)</p> <p>②-5 (P8～)</p>

## 基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第十九条（放射線管理施設）（40 / 40）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			搭載した無線通話装置付きの放射能観測車を備えるとともに、敷地内の気象観測設備により風向、風速その他の気象条件を測定及び記録できる設計とする。◇		

## 設工認申請書 各条文の設計の考え方

第十九条（放射線管理施設）					
1. 技術基準の条文，解釈への適合に関する考え方					
No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方（理由）	項・号	解釈	添付書類
①	線量当量率、放射性物質の濃度などの計測に係る放射線管理施設に関する設計の方針	技術基準の要求事項を受けている内容	19条1項	—	a, c, d, e
②	放射性廃棄物の排気口又はこれに近傍する箇所における排気中の放射性物質の濃度の計測に係る設備に関する設計の方針	技術基準の要求事項を受けている内容	19条1項1号	—	a, c, d, e
③	放射性廃棄物の排水口又はこれに近傍する箇所における排水中の放射性物質の濃度の計測に係る設備に関する設計の方針	技術基準の要求事項を受けている内容	19条1項2号	—	a, d, e
④	管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量、空気中の放射性物質及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の計測に係る設備に関する設計の方針	技術基準の要求事項を受けている内容	19条1項3号	—	a, c
⑤	放射線業務従事者等の出入管理、汚染管理、除染、線量管理等に係る設備に関する設計の方針	事業許可申請書に記載している内容	—	—	d
⑥	必要な情報を適切な場所に表示するための運用及び設計の方針	事業許可申請書に記載している内容	—	—	c, d, e
⑦	加工施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量の監視及び測定に係る設計の方針	事業許可申請書に記載している内容	—	—	a, c, d, e
⑧	モニタリングポストに係る設計等	事業許可申請書に記載している内容	—	—	a, c, d, e
⑨	臨界検知用ガスモニタに関する事項	技術基準規則（第4条）の要求を受けている内容	— （4条3項）	—	a, c, e
⑩	共用に関する事項 （安全機能を有する施設）	技術基準規則（第14条）の要求を受けている内容	— （14条4項）	—	b
⑪	排気モニタの警報に関する事項	技術基準規則（第18条）の要求を受けている内容	— （18条1項）	—	a, c, e



## 設工認申請書 各条文の設計の考え方

2. 事業変更許可申請書の本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方			
No.	項目	考え方	添付書類
①	重大事故等対処設備（監視測定設備）に関する事項	重大事故等対処設備（監視測定設備）は技術基準規則（第 37 条）に関する内容のため、第 37 条の基本設計方針で記載する。	—
②	手順等	保安規定に管理することを定め、手順等については基本設計方針に記載しない。	—
3. 事業変更許可申請書の添五のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方			
No.	項目	考え方	添付書類
◇	重複記載	事業変更許可申請書本文（設計方針）又は添付書類内の記載と重複する内容であるため、記載しない。	—
◇	手順等	保安規定に管理することを定め、手順等については基本設計方針に記載しない。	—
◇	指針を参考とした設計	添付書類に詳細を記載するため、記載しない。	c
◇	添付書類記載内容	設備の詳細に関する事項は、設工認添付書類に記載するため基本設計方針に記載しない。	a, c, d
◇	図の呼び込みに係る記載	図を参照するための記載のため記載しない。	—
◇	外部火災発生時の対処に関する事項	外部火災発生時の対処は技術基準規則（第 8 条）に関する内容のため、第 8 条の基本設計方針で記載する。	—
◇	設備仕様	仕様表にて記載する。	f
◇	試験・検査性の確保に関する事項	第 14 条「安全機能を有する施設」にて、説明する内容のため記載しない。	—
4. 添付書類等			
No.	書類名		
a	V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設）		
b	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書		
c	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書		
d	V-1-5-2 管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書		
e	V-2-3 系統図 V-2-4 配置図		
f	仕様表（設計条件及び仕様）		

## 別紙 2

基本設計方針を踏まえた添付書類の  
記載及び申請回次の展開

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
19-1	6.放射線管理施設 6.1 放射線管理施設の基本方針 放射線管理施設の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「1. 核燃料物質の臨界防止」、 「3. 自然現象等」、 「4. 閉じ込めの機能」、 「5. 火災等による損傷の防止」、 「6. 加工施設内における塵水による損傷の防止」及び「8. 設備に対する要求」に基づくものとする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
19-2	放射線管理施設には、放射線から放射線業務従事者及び管理区域に一時的に立ち入る者（以下「放射線業務従事者等」という。）を防護するため、放射線業務従事者等の出入管理、汚染管理、検疫及び作業管理の監視を行うための放射線監視設備、試料分析関係設備、個人管理設備及び出入管理設備を設け、放射線被ばくを監視及び管理する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 1.概要 2.1設計基準対象施設に関する計測 V-1-5-2 管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 1.概要 2.基本方針	【1.概要】 【2.1設計基準対象施設に関する計測】 ・設計基準対象施設として設置する設備の概要を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
19-3	また、放射線管理に必要な情報として管理区域における空間線量率、空気中の放射性物質の濃度並びに床面及び壁その他の触れるおそれのある物の放射性物質の表面密度を表示する運用とすることを保安規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 1.概要 2.1設計基準対象施設に関する計測 3.8放射線管理施設の計測結果の表示、記録及び保存	【1.概要】 【2.1設計基準対象施設に関する計測】 【3.8放射線管理施設の計測結果の表示、記録及び保存】 ・屋内モニタリング設備、放射線サーベイ機器及び試料分析関係設備による測定結果の表示について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
19-4	放射線管理施設には、MOX燃料加工施設の通常時及び設計基準事故時において、当該MOX燃料加工施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）として、放射線監視設備、試料分析関係設備及び環境管理設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 1.概要 2.1設計基準対象施設に関する計測 3.8放射線管理施設の計測結果の表示、記録及び保存 V-1-5-2 管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 1.概要 2.基本方針	【1.概要】 【2.1設計基準対象施設に関する計測】 【3.8放射線管理施設の計測結果の表示、記録及び保存】 ・設計基準対象施設として設置する設備の概要を説明する。 ・屋外モニタリング設備による測定結果の表示について説明する。 【1.概要】 【2.基本方針】 ・設計基準対象施設として設ける設備の概要を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37-1	放射線管理施設には、重大事故等が発生した場合にMOX燃料加工施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2.2重大事故等対処設備に関する計測 V-1-5-2 管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 2.2重大事故等対処設備に関する計測	【2.2重大事故等対処設備に関する計測】 ・重大事故等対処設備として設ける設備の概要を説明する。 【2.2重大事故等対処設備に関する計測】 ・重大事故等対処設備として設置及び保管する設備の概要を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37-2	放射線管理施設には、重大事故等が発生した場合に敷地内において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37-3	放射線管理施設には、重大事故等が発生し、放射線監視設備のモニタリングポスト(再処理施設と共用(以下同じ。))及びダストモニタ(再処理施設と共用(以下同じ。))の電源が喪失した場合に、代替電源から電源を供給するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37-4	放射線管理施設の重大事故等対処設備は、放射線監視設備、代替モニタリング設備、試料分析関係設備、代替試料分析関係設備、環境管理設備、代替放射線監視設備、代替気象観測設備及び環境モニタリング用代替電源設備で構成する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
19-5	6.1.1 放射線監視設備 放射線監視設備は、屋内モニタリング設備、屋外モニタリング設備及び放射線サーベイに使用する放射性サーベイ機器で構成する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1放射線監視設備	【3.1放射線監視設備】 ・放射線監視設備の構成について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
19-1	6.放射線管理施設 6.1 放射線管理施設の基本方針 放射線管理施設の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「1. 核燃料物質の臨界防止」、「3. 自然現象等」、「4. 閉じ込めの機能」、「5. 火災等による損傷の防止」、「6. 加工施設内における塵水による損傷の防止」及び「8. 設備に対する要求」に基づくものとする。	冒頭宣言	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	第3回申請と同一
19-2	放射線管理施設には、放射線から放射線業務従事者及び管理区域に一時的に立ち入る者（以下「放射線業務従事者等」という。）を防護するため、放射線業務従事者等の出入管理、汚染管理、検疫及び作業管理の監視を行うための放射線監視設備、試料分析関係設備、個人管理設備及び出入管理設備を設け、放射線被ばくを監視及び管理する設計とする。	冒頭宣言	○	—	基本方針	—	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計画範囲及び警報動作範囲に関する説明書 1.概要 2.1設計基準対象施設に関する計画 V-1-5-2 管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 1.概要 2.基本方針	【1.概要】 【2.1設計基準対象施設に関する計画】 ・設計基準対象施設として設置する設備の概要を説明する。 【1.概要】 【2.基本方針】 ・設計基準対象施設として設ける設備の概要を説明する。	○	—	基本方針	—	V-1-5-2 管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 1.概要 2.基本方針	【1.概要】 【2.基本方針】 ・設計基準対象施設として設ける設備の概要を説明する。
19-3	また、放射線管理に必要な情報として管理区域における空間線量率、空気中の放射性物質の濃度並びに其面及び地中の他人の触れるおそれのある物の放射性物質の表面密度を表示する運用とすることを保安規定に定めて、管理する。	運用要求	○	—	施設共通 基本設計方針	—	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計画範囲及び警報動作範囲に関する説明書 1.概要 2.1設計基準対象施設に関する計画 3.8放射線管理施設の計画結果の表示、記録及び保存	【1.概要】 【2.1設計基準対象施設に関する計画】 【3.8放射線管理施設の計画結果の表示、記録及び保存】 ・屋内モニタリング設備、放射線サーベイ機器及び試料分析関係設備による測定結果の表示について説明する。	—	—	—	—	—	—
19-4	放射線管理施設には、MOX燃料加工施設の通常時及び設計基準事故時において、当該MOX燃料加工施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）として、放射線監視設備、試料分析関係設備及び環境管理設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	○	—	基本方針	—	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計画範囲及び警報動作範囲に関する説明書 1.概要 2.1設計基準対象施設に関する計画 3.8放射線管理施設の計画結果の表示、記録及び保存 V-1-5-2 管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 1.概要 2.基本方針	【1.概要】 【2.1設計基準対象施設に関する計画】 【3.8放射線管理施設の計画結果の表示、記録及び保存】 ・設計基準対象施設として設置する設備の概要を説明する。 ・屋外モニタリング設備による測定結果の表示について説明する。 【1.概要】 【2.基本方針】 ・設計基準対象施設として設ける設備の概要を説明する。	○	—	基本方針	—	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計画範囲及び警報動作範囲に関する説明書 1.概要 2.1設計基準対象施設に関する計画 3.8放射線管理施設の計画結果の表示、記録及び保存 V-1-5-2 管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 1.概要 2.基本方針	【1.概要】 【2.1設計基準対象施設に関する計画】 【3.8放射線管理施設の計画結果の表示、記録及び保存】 ・設計基準対象施設として設置する設備の概要を説明する。 ・屋外モニタリング設備による測定結果の表示について説明する。 【1.概要】 【2.基本方針】 ・設計基準対象施設として設ける設備の概要を説明する。
37-1	放射線管理施設には、重大事故等が発生した場合にMOX燃料加工施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	○	—	基本方針	—	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計画範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2.2重大事故等対処設備に関する計画	【2.2重大事故等対処設備に関する計画】 ・重大事故等対処設備として設ける設備の概要を説明する。	○	—	基本方針	—	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計画範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2.2重大事故等対処設備に関する計画	【2.2重大事故等対処設備に関する計画】 ・重大事故等対処設備として設ける設備の概要を説明する。
37-2	放射線管理施設には、重大事故等が発生した場合に敷地内において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	V-1-5-2 管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 2.2重大事故等対処設備に関する計画	【2.2重大事故等対処設備に関する計画】 ・重大事故等対処設備として設置及び保管する設備の概要を説明する。
37-3	放射線管理施設には、重大事故等が発生し、放射線監視設備のモニタリングポスト(再処理施設と共用(以下同じ。))及びダストモニタ(再処理施設と共用(以下同じ。))の電源が喪失した場合に、代替電源から電源を供給するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	—	—
37-4	放射線管理施設の重大事故等対処設備は、放射線監視設備、代替モニタリング設備、試料分析関係設備、代替試料分析関係設備、環境管理設備、代替放射能観測設備、代替気象観測設備及び環境モニタリング用代替電源設備で構成する。	冒頭宣言	○	—	基本方針	—	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計画範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2.2重大事故等対処設備に関する計画	【2.2重大事故等対処設備に関する計画】 ・重大事故等対処設備として設ける設備の概要を説明する。	○	—	基本方針	—	—	—
19-5	6.1.1 放射線監視設備 放射線監視設備は、屋内モニタリング設備、屋外モニタリング設備及び放射線サーベイに使用する放射性サーベイ機器で構成する。	冒頭宣言	○	—	基本方針	—	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計画範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1放射線監視設備	【3.1放射線監視設備】 ・放射線監視設備の構成について説明する。	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表
19-6	(1) 屋内モニタリング設備 MOX燃料加工施設内の放射線レベル又は放射能レベルを監視するための屋内モニタリング設備として、エリアモニタ、ダストモニタ、エアスニファ及び臨界検知ガスモニタを設置する設計とする。	設置要求 機能要求②	【屋内モニタリング設備】 ガンマ線エリアモニタ 中性子線エリアモニタ アルファ線ダストモニタ エアスニファ 臨界検知ガスモニタ	設計方針 (屋内モニタリング設備の設備構成、系統構成) 設計方針 (計測範囲)	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.1 屋内モニタリング設備 4.1 放射線管理施設の計測範囲 V-2-4 配置図	【3.1.1 屋内モニタリング設備】 ・ 屋内モニタリング設備の構成について説明する。 ・ 管理区域内の放射線レベル又は放射能レベルの監視、排気筒から放出される核分裂生成物からの放射線レベルの監視について説明する。 【4.1 放射線管理施設の計測範囲】 ・ 屋内モニタリング設備の計測範囲について説明する。 【V-2-4 配置図】 ・ 屋内モニタリング設備の配置について、説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19-7	エリアモニタ及びダストモニタの測定値は、中央監視室において監視及び記録するとともに、放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を越えた場合に、中央監視室及び必要な箇所において警報を発する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【屋内モニタリング設備】 ガンマ線エリアモニタ 中性子線エリアモニタ アルファ線ダストモニタ	設計方針 (屋内モニタリング設備の設備構成、系統構成) 設計方針 (指示、表示、記録及び保存) 設計方針 (警報動作範囲)	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.8.1 計測結果の指示または表示 3.8.2 設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存 4.2 放射線管理施設の警報動作範囲 V-2-3 系統図	【3.8.1 計測結果の指示または表示】 【3.8.2 設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存】 ・ 設計基準対象施設による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。 【4.2 放射線管理施設の警報動作範囲】 ・ 屋内モニタリング設備の警報動作範囲について説明する。 【V-2-3 系統図】 ・ 屋内モニタリング設備の系統構成について、説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19-8	エリアモニタ及びダストモニタの測定値は、緊急時対策所において指示する設計とする。	機能要求①	【屋内モニタリング設備】 ガンマ線エリアモニタ 中性子線エリアモニタ アルファ線ダストモニタ	設計方針 (屋内モニタリング設備の設備構成、系統構成) 設計方針 (指示、表示、記録及び保存)	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.8.1 計測結果の指示または表示 3.8.2 設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存 V-2-3 系統図	【3.8.1 計測結果の指示または表示】 【3.8.2 設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存】 ・ 設計基準対象施設による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。 【V-2-3 系統図】 ・ 屋内モニタリング設備の系統構成について、説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19-9	(2) 屋外モニタリング設備 屋外モニタリング設備は、排気モニタリング設備及び環境モニタリング設備で構成する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2 屋外モニタリング設備	【3.1.2 屋外モニタリング設備】 ・ 屋外モニタリング設備の構成について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19-10	a. 排気モニタリング設備 MOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を監視するための排気モニタリング設備として、排気モニタを設置する設計とする。	設置要求 機能要求②	【排気モニタリング設備】 排気モニタ	設計方針 (排気モニタリング設備の設備構成、系統構成) 設計方針 (計測範囲)	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.1 排気モニタリング設備 (1) 排気モニタ 4.1 放射線管理施設の計測範囲 V-2-4 配置図	【3.1.2.1 (1) 排気モニタ】 ・ 排気モニタリング設備の構成を説明する。 【4.1 放射線管理施設の計測範囲】 ・ 排気モニタリング設備の計測範囲について説明する。 【V-2-4 配置図】 ・ 排気モニタリング設備の配置について、説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-



項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請				第4回申請							
			説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
19-6	(1) 屋内モニタリング設備 MOX燃料加工施設内の放射線レベル又は放射能レベルを監視するための屋内モニタリング設備として、エリアモニタ、ダストモニタ、エアスニア及び臨界検知用ガスモニタを設置する設計とする。	設置要求 機能要求②	○	—	【屋内モニタリング設備】 エアスニア 臨界検知用ガスモニタ  【機能要求②】 【屋内モニタリング設備】 ガンマ線エリアモニタ 中性子線エリアモニタ アルファ線ダストモニタ	<計測装置> 検出器の種類 計測範囲	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.1 屋内モニタリング設備  4.1 放射線管理施設の計測範囲  V-2-4 配置図	【3.1.1 屋内モニタリング設備】 ・屋内モニタリング設備の構成について説明する。 ・管理区域内の放射線レベル又は放射能レベルの監視、排気筒から放出される核分裂生成物からの放射線レベルの監視について説明する。  【4.1 放射線管理施設の計測範囲】 ・屋内モニタリング設備の計測範囲について説明する。  【V-2-4 配置図】 ・屋内モニタリング設備の配置について、説明する。	—	—	—	—	—	—
19-7	エリアモニタ及びダストモニタの測定値は、中央監視室において監視及び記録するとともに、放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を越えた場合に、中央監視室及び必要な箇所において警報を発する設計とする。	機能要求① 機能要求②	○	—	【屋内モニタリング設備】 ガンマ線エリアモニタ 中性子線エリアモニタ アルファ線ダストモニタ	<計測装置> 警報動作範囲	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.8.1 計測結果の指示または表示 3.8.2 設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存 4.2 放射線管理施設の警報動作範囲  V-2-3 系統図	【3.8.1 計測結果の指示または表示】 【3.8.2 設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存】 ・設計基準対象施設による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。  【4.2 放射線管理施設の警報動作範囲】 ・屋内モニタリング設備の警報動作範囲について説明する。  【V-2-3 系統図】 ・屋内モニタリング設備の系統構成について、説明する。	—	—	—	—	—	—
19-8	エリアモニタ及びダストモニタの測定値は、緊急時対策室において指示する設計とする。	機能要求①	○	—	【屋内モニタリング設備】 ガンマ線エリアモニタ 中性子線エリアモニタ アルファ線ダストモニタ	—	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.8.1 計測結果の指示または表示 3.8.2 設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存  V-2-3 系統図	【3.8.1 計測結果の指示または表示】 【3.8.2 設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存】 ・設計基準対象施設による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。  【V-2-3 系統図】 ・屋内モニタリング設備の系統構成について、説明する。	—	—	—	—	—	—
19-9	(2) 屋外モニタリング設備 屋外モニタリング設備は、排気モニタリング設備及び環境モニタリング設備で構成する。	冒頭宣言	○	—	基本方針	—	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2 屋外モニタリング設備	【3.1.2 屋外モニタリング設備】 ・屋外モニタリング設備の構成について説明する。	○	—	基本方針	—	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2 屋外モニタリング設備	【3.1.2 屋外モニタリング設備】 ・屋外モニタリング設備の構成について説明する。
19-10	a. 排気モニタリング設備 MOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を監視するための排気モニタリング設備として、排気モニタを設置する設計とする。	設置要求 機能要求②	○	—	【排気モニタリング設備】 排気モニタ	<計測装置> 検出器の種類 計測範囲	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.1 排気モニタリング設備 (1) 排気モニタ  4.1 放射線管理施設の計測範囲  V-2-4 配置図	【3.1.2.1(1) 排気モニタ】 ・排気モニタリング設備の構成を説明する。  【4.1 放射線管理施設の計測範囲】 ・排気モニタリング設備の計測範囲について説明する。  【V-2-4 配置図】 ・排気モニタリング設備の配置について、説明する。	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類
19-11	排気モニタの測定値は、中央監視室において指示及び記録するとともに、放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは、中央監視室に警報を発生する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【排気モニタリング設備】 排気モニタ	設計方針（排気モニタリング設備の設備構成、系統構成） 設計方針（指示、表示、記録及び保存） 設計方針（警報動作範囲）	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.8.1計測結果の指示または表示 3.8.2設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存 4.2放射線管理施設の警報動作範囲 V-2-3 系統図	【3.8.1計測結果の指示または表示】 【3.8.2設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存】 ・設計基準対象施設による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。 【4.2放射線管理施設の警報動作範囲】 ・設計基準対象施設の警報動作範囲について説明する。 【V-2-3 系統図】 ・排気モニタリング設備の系統構成について、説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
19-12	排気モニタの測定値は、緊急時対策所において指示する設計とする。	機能要求①	【排気モニタリング設備】 排気モニタ	設計方針（排気モニタリング設備の設備構成、系統構成） 設計方針（指示、表示、記録及び保存）	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.8.1計測結果の指示または表示 3.8.2設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存 V-2-3 系統図	【3.8.1計測結果の指示または表示】 【3.8.2設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存】 ・設計基準対象施設による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。 【V-2-3 系統図】 ・排気モニタリング設備の系統構成について、説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
37-5	重大事故等時において、排気モニタリング設備を常設重大事故等対処設備として位置付け、MOX燃料加工施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	【排気モニタリング設備】 排気モニタ 工程室排気ダクト グローブボックス排気ダクト 排気筒	設計方針（排気モニタリング設備の設備構成、系統構成） 設計方針（指示、表示、記録及び保存） 設計方針（計測範囲）	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.1排気モニタリング設備 3.8.1計測結果の指示または表示 3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存 4.1放射線管理施設の計測範囲 V-2-3 系統図 V-2-4 配置図	【3.1.2.1排気モニタリング設備】 ・重大事故等が発生した場合にMOX燃料加工施設から大気中へ放出される放射性物質の捕集及び測定について説明する。 【3.8.1計測結果の指示または表示】 【3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・重大事故等対処設備による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。 【4.1放射線管理施設の計測範囲】 ・排気モニタリング設備の計測範囲について説明する。 【V-2-3 系統図】 ・排気モニタリング設備の系統構成について、説明する。 【V-2-4 配置図】 ・排気モニタリング設備の配置について、説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
37-6	重大事故等対処設備として使用する排気モニタリング設備は、排気モニタ、工程室排気ダクト、グローブボックス排気ダクト及び排気筒で構成する。	機能要求①	【排気モニタリング設備】 排気モニタ 工程室排気ダクト グローブボックス排気ダクト 排気筒	設計方針（排気モニタリング設備の設備構成、系統構成）	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.1排気モニタリング設備	【3.1.2.1排気モニタリング設備】 ・排気モニタリング設備の構成について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37-7	排気モニタリング設備は、重大事故等時において、気体廃棄物の廃棄設備からの放出が想定される排気筒をモニタリング対象とする設計とする。	機能要求①	【排気モニタリング設備】 排気モニタ 工程室排気ダクト グローブボックス排気ダクト 排気筒	設計方針（排気モニタリング設備の設備構成、系統構成）	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.1排気モニタリング設備	【3.1.2.1排気モニタリング設備】 ・排気モニタリング設備のモニタリング対象について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37-8	緊急時対策建屋情報把握設備の一部であるデータ収集装置（燃料加工建屋）及びデータ表示装置（燃料加工建屋）並びに情報把握収集伝送設備の一部である燃料加工建屋データ収集装置を常設重大事故等対処設備として位置付け、排気モニタリング設備の測定値を監視及び記録する設計とする。	機能要求①	【緊急時対策建屋情報把握設備】 データ収集装置（燃料加工建屋） データ表示装置（燃料加工建屋） 【情報把握収集伝送設備】 燃料加工建屋データ収集装置	設計方針（設備構成）	V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 3.1.3情報把握設備	【3.1.3情報把握設備】 ・データ伝送に係る系統構成、設備構成等について、説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37-9	制御建屋情報把握設備の一部である制御建屋データ収集装置及び制御建屋データ表示装置を常設重大事故等対処設備として設置する。	機能要求①	【制御建屋情報把握設備】 制御建屋データ収集装置 制御建屋データ表示装置	設計方針（設備構成）	V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 3.1.3情報把握設備	【3.1.3情報把握設備】 ・データ伝送に係る系統構成、設備構成等について、説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37-10	排気モニタリング設備の測定値を監視及び記録するための緊急時対策建屋情報把握設備、制御建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備については、「I 1-1 第2章 7.8 通信連絡設備」に示す。	機能要求①	【緊急時対策建屋情報把握設備】 データ収集装置（燃料加工建屋） データ表示装置（燃料加工建屋） 【情報把握収集伝送設備】 燃料加工建屋データ収集装置 【制御建屋情報把握設備】 制御建屋データ収集装置 制御建屋データ表示装置	設計方針（設備構成）	V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 3.1.3情報把握設備	【3.1.3情報把握設備】 ・データ伝送に係る系統構成、設備構成等について、説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37-11	排気モニタリング設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【排気モニタリング】 排気モニタ 工程室排気ダクト グローブボックス排気ダクト 排気筒	設計方針（悪影響防止）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止	【2.4 悪影響防止】 重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請				第4回申請								
			説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
19-11	排気モニタの測定値は、中央監視室において指示及び記録するとともに、放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは、中央監視室に警報を発生する設計とする。	機能要求① 機能要求②	○	—	【排気モニタリング設備】 排気モニタ	<計測装置> 警報動作範囲	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.8.1計測結果の指示または表示 3.8.2設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存 4.2放射線管理施設の警報動作範囲 V-2-3 系統図	【3.8.1計測結果の指示または表示】 【3.8.2設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存】 ・設計基準対象施設による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。 【4.2放射線管理施設の警報動作範囲】 ・設計基準対象施設の警報動作範囲について説明する。 【V-2-3 系統図】 ・排気モニタリング設備の系統構成について、説明する。	—	—	—	—	—	—	
19-12	排気モニタの測定値は、緊急時対策所において指示する設計とする。	機能要求①	○	—	【排気モニタリング設備】 排気モニタ	—	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.8.1計測結果の指示または表示 3.8.2設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存 V-2-3 系統図	【3.8.1計測結果の指示または表示】 【3.8.2設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存】 ・設計基準対象施設による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。 【V-2-3 系統図】 ・排気モニタリング設備の系統構成について、説明する。	—	—	—	—	—	—	
37-5	重大事故等時において、排気モニタリング設備を常設重大事故等対処設備として位置付け、放射性物質の濃度を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	○	—	【排気モニタリング設備】 排気モニタ 工程室排気ダクト グローブボックス排気ダクト 排気筒	<計測装置> 検出器の種類 計測範囲	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.1排気モニタリング設備 3.8.1計測結果の指示または表示 3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存 4.1放射線管理施設の計測範囲 ・排気モニタリング設備の計測範囲について説明する。 V-2-3 系統図 V-2-4 配置図	【3.1.2.1排気モニタリング設備】 ・重大事故等発生した場合に放射性物質の捕集及び測定について説明する。 【3.8.1計測結果の指示または表示】 【3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・重大事故等対処設備による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。 【4.1放射線管理施設の計測範囲】 ・排気モニタリング設備の計測範囲について説明する。 【V-2-3 系統図】 ・排気モニタリング設備の系統構成について、説明する。 【V-2-4 配置図】 ・排気モニタリング設備の配置について、説明する。	—	—	—	—	—	—	
37-6	重大事故等対処設備として使用する排気モニタリング設備は、排気モニタ、工程室排気ダクト、グローブボックス排気ダクト及び排気筒で構成する。	機能要求①	○	—	【排気モニタリング設備】 排気モニタ 工程室排気ダクト グローブボックス排気ダクト 排気筒	—	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.1排気モニタリング設備	【3.1.2.1排気モニタリング設備】 ・排気モニタリング設備の構成について説明する。	—	—	—	—	—	—	—
37-7	排気モニタリング設備は、重大事故等時において、気体廃棄物の廃棄設備からの放出が想定される排気筒をモニタリング対象とする設計とする。	機能要求①	○	—	【排気モニタリング設備】 排気モニタ 工程室排気ダクト グローブボックス排気ダクト 排気筒	—	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.1排気モニタリング設備	【3.1.2.1排気モニタリング設備】 ・排気モニタリング設備のモニタリング対象について説明する。	—	—	—	—	—	—	—
37-8	緊急時対策建屋情報把握設備の一部であるデータ収集装置（燃料加工建屋）及びデータ表示装置（燃料加工建屋）並びに情報把握収集伝送設備の一部である燃料加工建屋データ収集装置を常設重大事故等対処設備として位置付け、排気モニタリング設備の測定値を監視及び記録する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	—	【緊急時対策建屋情報把握設備】 データ収集装置（燃料加工建屋） データ表示装置（燃料加工建屋） 【情報把握収集伝送設備】 燃料加工建屋データ収集装置 【制御建屋情報把握設備】 制御建屋データ収集装置 制御建屋データ表示装置	V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 3.1.3情報把握設備	【3.1.3情報把握設備】 ・データ伝送に係る系統構成、設備構成等について、説明する。	
37-9	制御建屋情報把握設備の一部である制御建屋データ収集装置及び制御建屋データ表示装置を常設重大事故等対処設備として設置する。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	—	【緊急時対策建屋情報把握設備】 データ収集装置（燃料加工建屋） データ表示装置（燃料加工建屋） 【情報把握収集伝送設備】 燃料加工建屋データ収集装置 【制御建屋情報把握設備】 制御建屋データ収集装置 制御建屋データ表示装置	V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 3.1.3情報把握設備	【3.1.3情報把握設備】 ・データ伝送に係る系統構成、設備構成等について、説明する。	
37-10	排気モニタリング設備の測定値を監視及び記録するための緊急時対策建屋情報把握設備、制御建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備については、「I 1-1 第2章 7.8 通信連絡設備」に示す。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	—	【緊急時対策建屋情報把握設備】 データ収集装置（燃料加工建屋） データ表示装置（燃料加工建屋） 【情報把握収集伝送設備】 燃料加工建屋データ収集装置 【制御建屋情報把握設備】 制御建屋データ収集装置 制御建屋データ表示装置	V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 3.1.3情報把握設備	【3.1.3情報把握設備】 ・データ伝送に係る系統構成、設備構成等について、説明する。	
37-11	排気モニタリング設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	○	—	【排気モニタリング】 排気モニタ 工程室排気ダクト グローブボックス排気ダクト 排気筒	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止	【2.4 悪影響防止】 重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表
37-12	排気モニタは、MOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度の監視、測定のために必要なモニタリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とする。また、必要な台数を有する設計とする。	設置要求 機能要求②	【排気モニタリング設備】 排気モニタ	設計方針 (個数及び容量 (常設重大事故等対処設備))	V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (放射線管理施設) V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書 4.1放射線管理施設の計測範囲	【基本方針 (個数及び容量 (常設重大事故等対処設備))】 常設重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【4.1放射線管理施設の計測範囲】 ・排気モニタリング設備の計測範囲について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37-13	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる排気モニタリング設備は、自然現象、人為事象、溢水、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保又は修理の対応により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求①	【排気モニタリング設備】 排気モニタ	設計方針 (環境条件等 (常設重大事故等対処設備))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5 環境条件 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針の適用除外を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37-14	排気モニタリング設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	【排気モニタリング設備】 排気モニタ 工程室排気ダクト グローブボックス排気ダクト 排気筒	設計方針 (試験・検査性)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37-15	排気モニタは、各々が独立して試験又は検査が可能な設計とする。	機能要求①	【排気モニタリング設備】 排気モニタ	設計方針 (試験・検査性)			-	-	-	-	-	-	-	-	-
19-13	b. 環境モニタリング設備 周辺監視区域境界付近の空間放射線量、空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を監視するための環境モニタリング設備として、モニタリングポスト、ダストモニタ及び積算線量計を周辺監視区域境界付近に設置する設計とする。	設置要求 機能要求②	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ 積算線量計	設計方針 (環境モニタリング設備の設備構成、系統構成) 設計方針 (計測範囲)	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書 並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.環境モニタリング設備 4.1放射線管理施設の計測範囲 V-2-4 配置図	【3.1.2.環境モニタリング設備】 ・環境モニタリング設備の構成について説明する。 【4.1放射線管理施設の計測範囲】 ・環境モニタリング設備の計測範囲について説明する。 【V-2-4 配置図】 ・環境モニタリング設備の配置について、説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19-14	モニタリングポスト及びダストモニタについては、設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を中央監視室及び緊急時対策所に指示できる設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	設計方針 (環境モニタリング設備の設備構成、系統構成) 設計方針 (指示、表示、記録及び保存)	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書 並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.8.1計測結果の指示または表示 3.8.2設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存 V-2-3 系統図	【3.8.1計測結果の指示または表示】 【3.8.2設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存】 ・設計基準対象施設による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。 【V-2-3 系統図】 ・環境モニタリング設備の系統構成について、説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19-15	モニタリングポスト及びダストモニタは、非常用所内電源系統に接続し、電源復旧までの期間、非常用所内電源系統から受電できる設計とする。さらに、モニタリングポスト及びダストモニタは、専用の無停電電源装置を有し、電源切替時の短時間の停電時に無停電電源装置から受電できる設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	設計方針 (環境モニタリング設備の設備構成、系統構成)	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書 並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.環境モニタリング設備	【3.1.2.環境モニタリング設備】 ・モニタリングポスト及びダストモニタは、電源復旧までの期間の電源を確保するため、非常用所内電源系統に接続する設計とすることを説明する。 ・モニタリングポスト及びダストモニタ専用の無停電電源装置について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19-16	モニタリングポスト及びダストモニタから中央監視室及び緊急時対策所までの伝送系は、有線及び無線 (衛星回線を含む。) により多様性を有する設計とし、測定値は中央監視室で監視、記録を行うことができる設計とする。また、緊急時対策所でも監視することができる設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	設計方針 (環境モニタリング設備の設備構成、系統構成)	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書 並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.環境モニタリング設備 V-2-3 系統図	【3.1.2.環境モニタリング設備】 ・モニタリングポスト及びダストモニタから中央監視室及び緊急時対策所への伝送は、有線及び無線 (衛星回線を含む。) により、多様性を有する設計とすることを説明する。 【V-2-3 系統図】 ・環境モニタリング設備の系統構成について、説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19-17	モニタリングポスト及びダストモニタは、その測定値が設定値以上に上昇した場合、直ちに中央監視室に警報を発信する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	設計方針 (環境モニタリング設備の設備構成、系統構成) 設計方針 (警報動作範囲)	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書 並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.環境モニタリング設備 4.2放射線管理施設の警報動作範囲 V-2-3 系統図	【3.1.2.環境モニタリング設備】 ・モニタリングポスト及びダストモニタの系統構成を説明する。 【4.2放射線管理施設の警報動作範囲】 ・モニタリングポスト及びダストモニタの警報動作範囲について説明する。 【V-2-3 系統図】 ・環境モニタリング設備の系統構成について、説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規④)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
37-12	排気モニタは、MOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度の監視、測定のために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、必要な台数を有する設計とする。	設置要求 機能要求②	○	—	【排気モニタリング設備】 排気モニタ	<計測装置> 計測範囲	V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(放射線管理施設) V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 4.1放射線管理施設の計測範囲	【基本方針(個数及び容量(常設重大事故等対処設備))]】 常設重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【4.1放射線管理施設の計測範囲】 ・排気モニタリング設備の計測範囲について説明する。	—	—	—	—	—	—
37-13	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる排気モニタリング設備は、自然現象、人為事象、溢水、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保又は修理の対応により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求①	○	—	【排気モニタリング設備】 排気モニタ	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針の適用除外を説明する。	—	—	—	—	—	—
37-14	排気モニタリング設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	○	—	【排気モニタリング設備】 排気モニタ 工程室排気ダクト グローブボックス排気ダクト 排気筒	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性(2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	—	—	—	—	—	—
37-15	排気モニタは、各々が独立して試験又は検査が可能な設計とする。	機能要求①	○	—	【排気モニタリング設備】 排気モニタ	—	—	—	—	—	—	—	—	—
19-13	b. 環境モニタリング設備 周辺監視区域境界付近の空間放射線量、空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を監視するための環境モニタリング設備として、モニタリングポスト、ダストモニタ及び積算線量計を周辺監視区域境界付近に設置する設計とする。	設置要求 機能要求②	—	—	—	—	—	—	○	—	<計測装置> 検出器の種類 計測範囲	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.2環境モニタリング設備 4.1放射線管理施設の計測範囲 V-2-4 配置図	【3.1.2.2環境モニタリング設備】 ・環境モニタリング設備の構成について説明する。 【4.1放射線管理施設の計測範囲】 ・環境モニタリング設備の計測範囲について説明する。 【V-2-4 配置図】 ・環境モニタリング設備の配置について、説明する。	
19-14	モニタリングポスト及びダストモニタについては、設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を中央監視室及び緊急時対策所に指示できる設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.8.1計測結果の指示または表示 3.8.2設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存 V-2-3 系統図	【3.8.1計測結果の指示または表示】 ・設計基準対象施設に関する計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。 【V-2-3 系統図】 ・環境モニタリング設備の系統構成について、説明する。	
19-15	モニタリングポスト及びダストモニタは、非常用所内電源系統に接続し、電源復旧までの期間、非常用所内電源系統から受電できる設計とする。さらに、モニタリングポスト及びダストモニタは、専用の無停電電源装置を有し、電源切替時の短時間の停電時に無停電電源装置から受電できる設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.2環境モニタリング設備	【3.1.2.2環境モニタリング設備】 ・モニタリングポスト及びダストモニタは、電源復旧までの期間の電源を確保するため、非常用所内電源系統に接続する設計とすることを説明する。 ・モニタリングポスト及びダストモニタ専用の無停電電源装置について説明する。	
19-16	モニタリングポスト及びダストモニタから中央監視室及び緊急時対策所までのデータの伝送系は、有線及び無線(衛星回線を含む。)により多様性を有する設計とし、測定値は中央監視室で監視、記録を行うことができる設計とする。また、緊急時対策所でも監視することができる設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.2環境モニタリング設備 V-2-3 系統図	【3.1.2.2環境モニタリング設備】 ・モニタリングポスト及びダストモニタから中央監視室及び緊急時対策所への伝送は、有線及び無線(衛星回線を含む。)により、多様性を有する設計とすることを説明する。 【V-2-3 系統図】 ・環境モニタリング設備の系統構成について、説明する。	
19-17	モニタリングポスト及びダストモニタは、その測定値が設定値以上に上昇した場合、直ちに中央監視室に警報を発信する設計とする。	機能要求① 機能要求②	—	—	—	—	—	—	○	—	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.2環境モニタリング設備 4.2放射線管理施設の警報動作範囲 V-2-3 系統図	【3.1.2.2環境モニタリング設備】 ・モニタリングポスト及びダストモニタの系統構成を説明する。 【4.2放射線管理施設の警報動作範囲】 ・モニタリングポスト及びダストモニタの警報動作範囲について説明する。 【V-2-3 系統図】 ・環境モニタリング設備の系統構成について、説明する。	



項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表
19-18	再処理施設のモニタリングポスト、ダストモニタ及び積算線量計は、再処理施設と共用する。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ 積算線量計	設計方針 (共用)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等 対処設備が使用される条件の下における健全性 に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.6放射線管理施設 ※別紙9②については、第14条 安全機能を有する 施設にて記載する。	【1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.6放射線管 理施設】 ○悪影響防止 ○共用 ・モニタリングポスト、ダストモニタ及び積算線 量計は、再処理施設と共用するが、仕様及び運用 を各施設で同一とし、周辺監視区域が同一の区域 であることにより、監視結果の共有を図る設計と することで、共用によってMOX燃料加工施設の安 全性を損なわない設計とすることを説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	
19-19	モニタリングポスト、ダストモニタ及び積算線量計は、再処理施設と共用 するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域が同一の区域で あることにより、監視結果の共有を図る設計とすることで、共用によって MOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ 積算線量計	設計方針 (共用)			-	-	-	-	-	-	-	-	-
37-16	重大事故等において、環境モニタリング設備を常設重大事故等対処設備 として位置付け、周辺監視区域における放射性物質の濃度及び降量を監視 し、及び測定し、並びにその結果を記録する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	設計方針 (環境モニタ リング設備の設備構成、系 統構成) 設計方針 (指示、表示、 記録及び保存) 設計方針 (計測範囲)	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書 並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.2環境モニタリング設備 3.8.1計測結果の指示または表示 3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記 録及び保存 4.1放射線管理施設の計測範囲 V-2-3 系統図 V-2-4 配置図	【3.1.2.2環境モニタリング設備】 ・重大事故等が発生した場合の周辺監視区域にお ける降量の測定について説明する。 ・重大事故等が発生した場合にMOX燃料加工施設 から大気中へ放出される放射性物質の捕集及び測 定について説明する。 【3.8.1計測結果の指示または表示】 【3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の 記録及び保存】 ・重大事故等対処設備による計測結果の指示また は表示、記録及び保存に係る場所及び方法につい て説明する。 【4.1放射線管理施設の計測範囲】 ・重大事故等対処設備の計測範囲について説明す る。 【V-2-3 系統図】 ・環境モニタリング設備の系統構成について、説 明する。 【V-2-4 配置図】 ・環境モニタリング設備の配置について、説明す る。	-	-	-	-	-	-	-	-	
37-17	重大事故等対処設備として使用する環境モニタリング設備は、モニタリ ングポスト及びダストモニタで構成する。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	設計方針 (環境モニタ リング設備の設備構成、系 統構成)	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書 並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.2環境モニタリング設備	【3.1.2.2(1)モニタリングポスト】 【3.1.2.2(2)ダストモニタ】 ・環境モニタリング設備の構成について説明す る。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37-18	環境モニタリング設備は、重大事故等において、MOX燃料加工施設及び 再処理施設の周辺監視区域境界付近の空間放射線量率及び空気中の放射 物質の濃度をモニタリング対象とする設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	設計方針 (環境モニタ リング設備の設備構成、系 統構成)	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書 並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.2環境モニタリング設備	【3.1.2.2(1)モニタリングポスト】 【3.1.2.2(2)ダストモニタ】 ・環境モニタリング設備のモニタリング対象につ いて説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37-19	環境モニタリング設備は、環境モニタリング用可搬型発電機からの給電を 可能とする設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	設計方針 (環境モニタ リング設備の設備構成、系 統構成)	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書 並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.2環境モニタリング設備	【3.1.2.2環境モニタリング設備】 ・環境モニタリング用可搬型発電機から給電でき る設計であることを説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37-20	緊急時対策建屋情報把握設備の一部であるデータ収集装置 (燃料加工建 屋) 及びデータ表示装置 (燃料加工建屋) を常設重大事故等対処設備とし て位置付け、環境モニタリング設備の測定値を監視及び記録する設計とし る。	機能要求①	【緊急時対策建屋情報把握設備】 データ収集装置 (燃料加工建屋) デ ータ表示装置 (燃料加工建屋)	設計方針 (設備構成)	V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 3.1.3情報把握設備	【3.1.3情報把握設備】 ・データ伝送に係る系統構成、設備構成等につ いて、説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37-21	環境モニタリング設備の測定値を監視及び記録するための緊急時対策建屋 情報把握設備については、「1 1-1 第2章 7.8 通信連絡設備」に 示す。	機能要求①	【緊急時対策建屋情報把握設備】 データ収集装置 (燃料加工建屋) デ ータ表示装置 (燃料加工建屋)	設計方針 (設備構成)	V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 3.1.3情報把握設備	【3.1.3情報把握設備】 ・データ伝送に係る系統構成、設備構成等につ いて、説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37-22	環境モニタリング設備は、再処理施設と共用する。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	設計方針 (悪影響防止)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等 対処設備が使用される条件の下における健全性 に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下にお ける健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用	【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響 についての考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37-23	再処理施設と共用する環境モニタリング設備は、MOX燃料加工施設及び再 処理施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保す ることで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とす る。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	設計方針 (個数及び容量 確保) 設計方針 (悪影響防止)	V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する 説明書 (放射線管理施設) V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等 対処設備が使用される条件の下における健全性 に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下にお ける健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用	【個数及び容量】 常設重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を 説明する。 【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響 についての考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規④)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
19-18	再処理施設のモニタリングポスト、ダストモニタ及び積算線量計は、再処理施設と共用する。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ 積算線量計	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に關する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.6放射線管理施設 ※別紙3②については、第14条 安全機能を有する施設にて記載する。	【1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.6放射線管理施設】 ○感影響防止 ・モニタリングポスト、ダストモニタ及び積算線量計は、再処理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域が同一の区域であることにより、周辺監視区域が同一の区域であることにより、監視結果の共有を図る設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とすることを説明する。
19-19	モニタリングポスト、ダストモニタ及び積算線量計は、再処理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域が同一の区域であることにより、監視結果の共有を図る設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ 積算線量計	—		
37-16	重大事故等時において、環境モニタリング設備を常設重大事故等対処設備として位置付け、周辺監視区域における放射性物質の濃度及び降量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	—	—	—	—	—	—	○	—	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	<計測装置> 検出器の種類 計測範囲	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.2環境モニタリング設備 3.8.1計測結果の指示または表示 3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存 4.1放射線管理施設の計測範囲 V-2-3 系統図 V-2-4 配置図	【3.1.2.2環境モニタリング設備】 ・重大事故等が発生した場合の周辺監視区域における降量の測定について説明する。 ・重大事故等が発生した場合にMOX燃料加工施設から大気中へ放出される放射性物質の捕集及び測定について説明する。 【3.8.1計測結果の指示または表示】 【3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・重大事故等対処設備による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。 【4.1放射線管理施設の計測範囲】 ・重大事故等対処設備の計測範囲について説明する。 【V-2-3 系統図】 ・環境モニタリング設備の系統構成について、説明する。 【V-2-4 配置図】 ・環境モニタリング設備の配置について、説明する。
37-17	重大事故等対処設備として使用する環境モニタリング設備は、モニタリングポスト及びダストモニタで構成する。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	—	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.2環境モニタリング設備	【3.1.2.2(1)モニタリングポスト】 【3.1.2.2(2)ダストモニタ】 ・環境モニタリング設備の構成について説明する。
37-18	環境モニタリング設備は、重大事故等時において、MOX燃料加工施設及び再処理施設の周辺監視区域境界付近の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度をモニタリング対象とする設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	—	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.2環境モニタリング設備	【3.1.2.2(1)モニタリングポスト】 【3.1.2.2(2)ダストモニタ】 ・環境モニタリング設備のモニタリング対象について説明する。
37-19	環境モニタリング設備は、環境モニタリング用可搬型発電機からの給電を可能とする設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	—	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.2環境モニタリング設備	【3.1.2.2環境モニタリング設備】 ・環境モニタリング用可搬型発電機から給電できる設計であることを説明する。
37-20	緊急時対策建屋情報把握設備の一部であるデータ収集装置（燃料加工建屋）及びデータ表示装置（燃料加工建屋）を常設重大事故等対処設備として位置付け、環境モニタリング設備の測定値を監視及び記録する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【緊急時対策建屋情報把握設備】 データ収集装置（燃料加工建屋） データ表示装置（燃料加工建屋）	—	V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 3.1.3情報把握設備	【3.1.3情報把握設備】 ・データ伝送に係る系統構成、設備構成等について、説明する。
37-21	環境モニタリング設備の測定値を監視及び記録するための緊急時対策建屋情報把握設備については、「1 1-1 第2章 7.8 通信連絡設備」に示す。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【緊急時対策建屋情報把握設備】 データ収集装置（燃料加工建屋） データ表示装置（燃料加工建屋）	—	V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 3.1.3情報把握設備	【3.1.3情報把握設備】 ・データ伝送に係る系統構成、設備構成等について、説明する。
37-22	環境モニタリング設備は、再処理施設と共用する。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に關する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 感影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用	【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる感影響についての考慮を説明する。
37-23	再処理施設と共用する環境モニタリング設備は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	—	V-1-1-3-6 設備別記載事項の設計根拠に関する説明書（放射線管理施設） V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に關する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 感影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用	【個数及び容量】 常設重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる感影響についての考慮を説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表
37-24	環境モニタリング設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	設計方針 (悪影響防止)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止	【2.4 悪影響防止】 重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
37-24	環境モニタリング設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対応設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対応設備が使用される条件下における健全性に關する説明書  2. 重大事故等対応設備が使用される条件下における健全性 2.4 悪影響防止	【2.4 悪影響防止】 重大事故等対応設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表
37-25	再処理施設と共用する環境モニタリング設備は、周辺監視区域境界付近において、放射性物質の濃度及び量の監視、測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、必要な台数を有する設計とする。	設置要求 機能要求②	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	設計方針（個数及び容量 （常設重大事故等対処設備））	V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設） V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 4.1放射線管理施設の計測範囲	【基本方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））】 常設重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【4.1放射線管理施設の計測範囲】 ・排気モニタリング設備の計測範囲について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37-26	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる環境モニタリング設備は、自然現象、人為事象、溢水、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備となる機能の確保又は修理の対応により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	設計方針（環境条件等 （常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に 関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針の適用除外を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37-27	環境モニタリング設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	設計方針（試験・検査性）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に 関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性(2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—
19-20	(3) 放射線サーベイ機器 放射線サーベイに使用する放射線サーベイ機器を設ける設計とする。	設置要求	【放射線サーベイ機器】 アルファ線用サーベイメータ ベータ・ガンマ線用サーベイメータ 中性子線用サーベイメータ ダストサンブラ 積算線量計	設計方針（放射線サーベイ機器の設備構成、系統構成）	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.3放射線サーベイ機器	【3.1.3放射線サーベイ機器】 ・放射線サーベイ機器の構成について説明する。 ・外部放射線に係る線量計率、線量計率、空気中の放射性物質の濃度及び汚染された物の表面の放射性物質の密度の測定について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37-28	6.1.2 代替モニタリング設備 重大事故等が発生した場合にMOX燃料加工施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備として代替モニタリング設備を設ける設計とする。	設置要求	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ダストモニタ 【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ 【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用気電機監視測定用運搬車 【可搬型周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ (S A) 中性子線用サーベイメータ (S A) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (S A) 可搬型ダストサンブラ (S A)	設計方針（代替モニタリング設備の設備構成、系統構成）	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2代替モニタリング設備	【3.2代替モニタリング設備】 代替モニタリング設備の構成について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37-29	代替モニタリング設備は、代替排気モニタリング設備及び代替環境モニタリング設備で構成する。	機能要求①	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ダストモニタ 【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ 【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用気電機監視測定用運搬車 【可搬型周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ (S A) 中性子線用サーベイメータ (S A) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (S A) 可搬型ダストサンブラ (S A)	設計方針（代替モニタリング設備の設備構成、系統構成）	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2代替モニタリング設備	【3.2代替モニタリング設備】 代替モニタリング設備の構成について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37-30	(1) 代替排気モニタリング設備 重大事故等時において、排気モニタリング設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替排気モニタリング設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ダストモニタ 【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置	設計方針（代替排気モニタリング設備の設備構成、系統構成）	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.1.1可搬型排気モニタリング設備 V-2-4 配置図	【3.2.1.1可搬型排気モニタリング設備】 代替排気モニタリング設備の構成について説明する。 【V-2-4 配置図】 代替排気モニタリング設備の配置について、説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37-31	代替排気モニタリング設備は、可搬型排気モニタリング設備の可搬型ダストモニタ及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置で構成する。	機能要求①	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ダストモニタ 【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置	設計方針（代替排気モニタリング設備の設備構成、系統構成）	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.1代替排気モニタリング設備	【3.2.1代替排気モニタリング設備】 代替排気モニタリング設備の構成について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37-32	可搬型排気モニタリング設備は、MOX燃料加工施設から大気中へ放出される放射性物質を連続的に捕集するとともに、放射性物質の濃度を測定する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ダストモニタ	設計方針（代替排気モニタリング設備の設備構成、系統構成） 設計方針（計測範囲）	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.1.1可搬型排気モニタリング設備 4.1放射線管理施設の計測範囲	【3.2.1.1可搬型排気モニタリング設備】 ・重大事故等が発生した場合にMOX燃料加工施設から大気中へ放出される放射性物質の捕集及び測定について説明する。 【4.1放射線管理施設の計測範囲】 ・可搬型排気モニタリング設備の計測範囲について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—



項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請								
			説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規④)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載		
37-25	再処理施設と共用する環境モニタリング設備は、周辺監視区域境界付近において、放射性物質の濃度及び量の監視、測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とともに、必要な台数を有する設計とする。	設置要求 機能要求②	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	<計測装置> 計測範囲	V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設） V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 4.1放射線管理施設の計測範囲	【基本方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））】 （放射線管理施設） 【4.1放射線管理施設の計測範囲】 ・排気モニタリング設備の計測範囲について説明する。
37-26	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる環境モニタリング設備は、自然現象、人為事象、溢水、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保又は修理の対応により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備に対する健全性に対する説明書の適用除外を説明する。
37-27	環境モニタリング設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、点検等が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性(1) 操作性】 ・重大事故等対処設備の操作性について説明する。
19-20	(3) 放射線サーベイ機器 放射線サーベイに使用する放射線サーベイ機器を設ける設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	【放射線サーベイ機器】 アルファ線用サーベイメータ ベータ・ガンマ線用サーベイメータ 中性子線用サーベイメータ ダストサンプリング 積算線量計	—	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.3放射線サーベイ機器	【3.1.3放射線サーベイ機器】 ・放射線サーベイ機器の構成について説明する。 ・外部放射線に係る線量当量率、線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び汚染された物の表面の放射性物質の濃度の測定について説明する。
37-28	6.1.2 代替モニタリング設備 重大事故等が発生した場合にMOX燃料加工施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備として代替モニタリング設備を設ける設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ダストモニタ 【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ 【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機監視測定用運搬車 【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ (SA) 中性子線用サーベイメータ (SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 可搬型ダストサンプリング (SA)	—	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2代替モニタリング設備	【3.2代替モニタリング設備】 ・代替モニタリング設備の構成について説明する。
37-29	代替モニタリング設備は、代替排気モニタリング設備及び代替環境モニタリング設備で構成する。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ダストモニタ 【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ 【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機監視測定用運搬車 【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ (SA) 中性子線用サーベイメータ (SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 可搬型ダストサンプリング (SA)	—	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2代替モニタリング設備	【3.2代替モニタリング設備】 代替モニタリング設備の構成について説明する。
37-30	(1) 代替排気モニタリング設備 重大事故等時において、排気モニタリング設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替排気モニタリング設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ダストモニタ 【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置	—	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.1.1可搬型排気モニタリング設備 V-2-4 配置図	【3.2.1.1可搬型排気モニタリング設備】 ・代替排気モニタリング設備の構成について説明する。 【V-2-4 配置図】 ・代替排気モニタリング設備の配置について、説明する。
37-31	代替排気モニタリング設備は、可搬型排気モニタリング設備の可搬型ダストモニタ及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置で構成する。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ダストモニタ 【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置	—	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.1.1代替排気モニタリング設備	【3.2.1.1可搬型排気モニタリング設備】 ・代替排気モニタリング設備の構成について説明する。
37-32	可搬型排気モニタリング設備は、MOX燃料加工施設から大気中へ放出される放射性物質を連続的に捕集するとともに、放射性物質の濃度を測定する設計とする。	機能要求① 機能要求②	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ダストモニタ	<計測装置> 検出器の種類 計測範囲	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.1.1可搬型排気モニタリング設備 4.1放射線管理施設の計測範囲	【3.2.1.1可搬型排気モニタリング設備】 ・重大事故等が発生した場合にMOX燃料加工施設から大気中へ放出される放射性物質の捕集及び測定について説明する。 【4.1放射線管理施設の計測範囲】 ・可搬型排気モニタリング設備の計測範囲について説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表
37-33	代替排気モニタリング設備は、重大事故等において、気体廃棄物の廃棄設備からの放出が想定される代替グローブボックス排気設備をモニタリング対象とする設計とする。	機能要求①	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ガスモニタ	設計方針（代替排気モニタリング設備の設備構成、系統構成）	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.1.1可搬型排気モニタリング設備	【3.2.1.1可搬型排気モニタリング設備】 ・可搬型排気モニタリング設備のモニタリング対象について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37-34	緊急時対策建屋情報把握設備の一部である情報収集装置及び情報表示装置を常設重大事故等対応設備として設置する。	機能要求①	【緊急時対策建屋情報把握設備】 情報収集装置 情報表示装置	設計方針 (設備構成)	V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 3.1.3情報把握設備	【3.1.3情報把握設備】 ・データ伝送に係る系統構成、設備構成等について、説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37-35	制御建屋情報把握設備の一部である制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）及び制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）を可搬型重大事故等対応設備として配備する。	機能要求①	【制御建屋情報把握設備】 制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋） 制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）	設計方針 (設備構成)	V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 3.1.3情報把握設備	【3.1.3情報把握設備】 ・データ伝送に係る系統構成、設備構成等について、説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37-36	排気モニタリング設備の代替設備である可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、「1-1-1 第2章 7.3 所内電源設備」の一部である。燃料加工建屋可搬型発電機により電力を受電する設計とする。	機能要求①	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ガスモニタ 【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置	設計方針 (設備構成)	V-1-6-1-2 代替電源設備の出力の決定に関する説明書 3.1代替電源設備	【3.1代替電源設備】 ・監視測定等の対応に係る代替電源設備による電源供給に関して、電源供給系統について、説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37-37	代替排気モニタリング設備の測定値を監視及び記録するための緊急時対策建屋情報把握設備、制御建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備については、「1-1-1 第2章 7.8 通信連絡設備」に示す。	機能要求①	【緊急時対策建屋情報把握設備】 情報収集装置 情報表示装置 【制御建屋情報把握設備】 制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋） 制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）	設計方針 (設備構成)	V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 3.1.3情報把握設備	【3.1.3情報把握設備】 ・データ伝送に係る系統構成、設備構成等について、説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
37-33	代替排気モニタリング設備は、重大事故等において、気体廃棄物の廃棄設備からの放出が想定される代替グローブボックス排気設備をモニタリング対象とする設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ガスモニタ	—	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.1.1可搬型排気モニタリング設備	【3.2.1.1可搬型排気モニタリング設備】 ・可搬型排気モニタリング設備のモニタリング対象について説明する。
37-34	緊急時対策建屋情報把握設備の一部である情報収集装置及び情報表示装置を常設重大事故等対応設備として設置する。	機能要求①	—	—	—	—	—	○	—	【緊急時対策建屋情報把握設備】 情報収集装置 情報表示装置	—	V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 3.1.3情報把握設備	【3.1.3情報把握設備】 ・データ伝送に係る系統構成、設備構成等について、説明する。	
37-35	制御建屋情報把握設備の一部である制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）及び制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）を可搬型重大事故等対応設備として配備する。	機能要求①	—	—	—	—	—	○	—	【制御建屋情報把握設備】 制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋） 制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）	—	V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 3.1.3情報把握設備	【3.1.3情報把握設備】 ・データ伝送に係る系統構成、設備構成等について、説明する。	
37-36	排気モニタリング設備の代替設備である可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、「1-1-1 第2章 7.3 所内電源設備」の一部である。燃料加工建屋可搬型発電機により電力を受電する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	○	—	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ガスモニタ 【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置	—	V-1-6-1-2 代替電源設備の出力の決定に関する説明書 3.1代替電源設備	【3.1代替電源設備】 ・監視測定等の対応に係る代替電源設備による電源供給に関して、電源供給系統について、説明する。	
37-37	代替排気モニタリング設備の測定値を監視及び記録するための緊急時対策建屋情報把握設備、制御建屋情報把握設備及び情報収集装置伝送設備については、「1-1-1 第2章 7.8 通信連絡設備」に示す。	機能要求①	○	—	【代替グローブボックス排気設備】 可搬型ダクト	—	V-2-3系統図 ・代替グローブボックス排気設備	【V-2-3系統図】 ・代替排気モニタリング設備を接続するための代替グローブボックス排気設備の系統構成について、説明する。	○	—	【緊急時対策建屋情報把握設備】 情報収集装置 情報表示装置 【制御建屋情報把握設備】 制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋） 制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）	—	V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 3.1.3情報把握設備	【3.1.3情報把握設備】 ・データ伝送に係る系統構成、設備構成等について、説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表
37-38	代替グローブボックス排気設備の可搬型ダクトをモニタリング対象とする可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、非常要因によって排気モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な容量を排気モニタリング設備が設置される建地から100m以上の距離距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。また、燃料加工建屋に保管する場合は、排気モニタリング設備が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ダクトモニタ 【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.3 共通要因故障に対する考慮 (2) 可搬型重大事故等対処設備	【2.3 共通要因故障に対する考慮(2) 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37-39	可搬型排気モニタリング設備は、MOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度の監視、測定に必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とする。また、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ダクトモニタ	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設） V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 4.1放射線管理施設の計測範囲	【基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【4.1放射線管理施設の計測範囲】 ・可搬型排気モニタリング設備の計測範囲について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37-40	可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、可搬型排気モニタリング設備の測定値を衛星通信により再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とする。また、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。	設置要求 機能要求①	【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設） V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.1.1可搬型排気モニタリング設備	【基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.2.1.1可搬型排気モニタリング設備】 ・可搬型排気モニタリング設備の測定値のデータ伝送について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37-41	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の前倒設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37-42	可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋及び第1保管庫・貯水所に設置し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ダクトモニタ 【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37-43	可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、漏水を考慮し、影響を受けない高さへの保管、放水防護する設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち、漏水及び火災からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37-44	可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋及び第1保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37-45	可搬型排気モニタリング設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、設置、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、点検等が可能な設計とする。	機能要求①	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ダクトモニタ	設計方針（試験・検査性）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性(2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37-46	可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、点検等が可能な設計とする。	機能要求①	【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置	設計方針（試験・検査性）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性(2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規④)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
37-38	代替グロブボックス排気設備の可搬型ダクトをモニタリング対象とする可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、非常要因によって排気モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な容量を排気モニタリング設備が設置される建地から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。燃料加工建屋に保管する場合は、排気モニタリング設備が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	—	○	—	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ダストモニタ 【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に備える説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.3 共通要因故障に対する考慮 (2) 可搬型重大事故等対処設備 【2.3 共通要因故障に対する考慮 (2) 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備の各種性、独立性、位置的分散の考慮を説明する
37-39	可搬型排気モニタリング設備は、MOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度の監視、測定に必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	—	—	—	—	—	—	○	—	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ダストモニタ	<計測装置> 計測範囲	V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設） V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 4.1放射線管理施設の計測範囲	【基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【4.1放射線管理施設の計測範囲】 ・可搬型排気モニタリング設備の計測範囲について説明する。
37-40	可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、可搬型排気モニタリング設備の測定値を衛星通信により再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。	設置要求 機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置	—	V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設） V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 ・可搬型排気モニタリング設備 【3.2.1.1可搬型排気モニタリング設備】 測定値のデータ伝送について説明する。	【基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.2.1.1可搬型排気モニタリング設備】 測定値のデータ伝送について説明する。
37-41	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象からの防護方針を説明する。
37-42	可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋及び第1保管庫（貯水所）保管1、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ダストモニタ 【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に備える説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる現象からの防護方針を説明する。
37-43	可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、漏水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、放水防護する設計とする。	運用要求	—	—	—	—	—	—	○	—	施設共通 基本設計方針	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうちの防護方針を説明する。
37-44	可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋及び第1保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうちの内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。
37-45	可搬型排気モニタリング設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、設置、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ダストモニタ	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性】 ・重大事故等対処設備の操作性について説明する。
37-46	可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性】 ・重大事故等対処設備の操作性について説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表
37-47	(2) 代替環境モニタリング設備 重大事故等時において、環境モニタリング設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替環境モニタリング設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型検量率計 可搬型ダストモニタ 【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機監視測定用運搬車 【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ (SA) 中性子線用サーベイメータ (SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 可搬型ダストサンプラ (SA)	設計方針 (代替環境モニタリング設備の設備構成、系統構成)	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.2 代替環境モニタリング設備 V-2-4 配置図	【3.2.2代替環境モニタリング設備】 ・代替環境モニタリング設備の構成について説明する。 【V-2-4 配置図】 ・代替環境モニタリング設備の配置について、説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37-48	代替環境モニタリング設備は、可搬型環境モニタリング設備の可搬型検量率計(再処理施設と共用(以下同じ。))及び可搬型ダストモニタ(再処理施設と共用(以下同じ。))、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置(再処理施設と共用(以下同じ。))、可搬型建屋周辺モニタリング設備のガンマ線用サーベイメータ (SA)、中性子線用サーベイメータ (SA)、アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 及び可搬型ダストサンプラ (SA)、可搬型環境モニタリング用発電機(再処理施設と共用(以下同じ。))並びに監視測定用運搬車(再処理施設と共用(以下同じ。))で構成する。	機能要求①	【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型検量率計 可搬型ダストモニタ 【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機監視測定用運搬車 【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ (SA) 中性子線用サーベイメータ (SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 可搬型ダストサンプラ (SA)	設計方針 (代替環境モニタリング設備の設備構成、系統構成)	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.2.1可搬型環境モニタリング設備 3.2.2.2可搬型環境モニタリング用発電機 3.2.2.3可搬型建屋周辺モニタリング設備 V-2-5 構造図	【3.2.2.1可搬型環境モニタリング設備】 【3.2.2.2可搬型環境モニタリング用発電機】 【3.2.2.3可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ・代替環境モニタリング設備の構成について説明する。 【V-2-5 構造図】 ・可搬型環境モニタリング用発電機の構造について、説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37-49	可搬型環境モニタリング設備は、周辺監視区域において、線量を測定するとともに、空気中の放射性物質を連続的に捕集及び測定する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型検量率計 可搬型ダストモニタ	設計方針 (代替環境モニタリング設備の設備構成、系統構成) 設計方針 (計測範囲)	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.2.1可搬型環境モニタリング設備 4.1放射線管理施設の計測範囲	【3.2.2.1可搬型環境モニタリング設備】 ・重大事故等が発生した場合の空気中の粒子状放射性物質の連続的な捕集及び測定について説明する。 ・重大事故等が発生した場合の周辺監視区域における線量の測定について説明する。 【4.1放射線管理施設の計測範囲】 ・重大事故等対処設備の計測範囲について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37-50	可搬型建屋周辺モニタリング設備は、重大事故等が発生した場合に、燃料加工建屋の周辺における空気中の放射性物質の濃度及び線量当量率を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ (SA) 中性子線用サーベイメータ (SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 可搬型ダストサンプラ (SA)	設計方針 (計測範囲) 設計方針 (指示、表示、記録及び保存)	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.2.3可搬型建屋周辺モニタリング設備 3.8.1計測結果の指示または表示 3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存 4.1放射線管理施設の計測範囲	【3.2.2.3可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ・重大事故等が発生した場合の空気中の粒子状放射性物質の連続的な捕集及び測定について説明する。 ・重大事故等が発生した場合の周辺監視区域における線量の測定について説明する。 【3.8.1計測結果の指示または表示】 【3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・重大事故等対処設備による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。 【4.1放射線管理施設の計測範囲】 ・重大事故等対処設備の計測範囲について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37-51	緊急時対策建屋情報把握設備の一部である情報収集装置及び情報表示装置を常設重大事故等対処設備として設置する。	機能要求①	【緊急時対策建屋情報把握設備】 情報収集装置 情報表示装置	設計方針 (設備構成)	V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 3.1.3情報把握設備	【3.1.3情報把握設備】 ・データ伝送に係る系統構成、設備構成等について、説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37-52	制御建屋情報把握設備の一部である制御建屋可搬型情報収集装置 (燃料加工建屋) 及び制御建屋可搬型情報表示装置 (燃料加工建屋) を可搬型重大事故等対処設備として配備する。	機能要求①	【制御建屋情報把握設備】 制御建屋可搬型情報収集装置 (燃料加工建屋) 制御建屋可搬型情報表示装置 (燃料加工建屋)	設計方針 (設備構成)	V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 3.1.3情報把握設備	【3.1.3情報把握設備】 ・データ伝送に係る系統構成、設備構成等について、説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37-53	代替環境モニタリング設備の測定値を監視及び記録するための緊急時対策建屋情報把握設備及び制御建屋情報把握設備については、「1-1-1 第2章 7.8 通信連絡設備」に示す。	機能要求①	【緊急時対策建屋情報把握設備】 情報収集装置 情報表示装置 【制御建屋情報把握設備】 制御建屋可搬型情報収集装置 (燃料加工建屋) 制御建屋可搬型情報表示装置 (燃料加工建屋)	設計方針 (設備構成)	V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 3.1.3情報把握設備	【3.1.3情報把握設備】 ・データ伝送に係る系統構成、設備構成等について、説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37-54	可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は、再処理施設と共用する。	機能要求①	【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング設備 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機 監視測定用運搬車	設計方針 (悪影響防止)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37-55	再処理施設と共用する可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び伝達を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。再処理施設と共用する可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び監視測定用運搬車は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング設備 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機 監視測定用運搬車	設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備)) 設計方針 (悪影響防止)	V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (放射線管理施設) V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用	【個数及び容量】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-



項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規④)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
37-47	(2) 代替環境モニタリング設備 重大事故等時において、環境モニタリング設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替環境モニタリング設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	○	—	【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型線量率計 可搬型ガストモニタ 【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機監視測定用運搬車 【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ (SA) 中性子線用サーベイメータ (SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 可搬型ガストサンブラ (SA)	—	—	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.2代替環境モニタリング設備 V-2-4 配置図	【3.2.2代替環境モニタリング設備】 ・代替環境モニタリング設備の構成について説明する。  【V-2-4 配置図】 ・代替環境モニタリング設備の配置について、説明する。
37-48	代替環境モニタリング設備は、可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計(再処理施設と共用(以下同じ。))及び可搬型ガストモニタ(再処理施設と共用(以下同じ。))、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置(再処理施設と共用(以下同じ。))、可搬型建屋周辺モニタリング設備のガンマ線用サーベイメータ (SA)、中性子線用サーベイメータ (SA)、アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 及び可搬型ガストサンブラ (SA)、可搬型環境モニタリング用発電機(再処理施設と共用(以下同じ。))並びに監視測定用運搬車(再処理施設と共用(以下同じ。))で構成する。	機能要求①	—	—	—	—	○	—	【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型線量率計 可搬型ガストモニタ 【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機監視測定用運搬車 【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ (SA) 中性子線用サーベイメータ (SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 可搬型ガストサンブラ (SA)	—	—	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.2.1可搬型環境モニタリング設備 3.2.2.2可搬型環境モニタリング用発電機 3.2.2.3可搬型建屋周辺モニタリング設備 V-2-5 構造図	【3.2.2.1可搬型環境モニタリング設備】 ・代替環境モニタリング設備の構成について説明する。  【3.2.2.2可搬型環境モニタリング用発電機】 ・代替環境モニタリング設備の構成について説明する。  【V-2-5 構造図】 ・可搬型環境モニタリング用発電機の構造について、説明する。	
37-49	可搬型環境モニタリング設備は、周辺監視区域において、線量を測定するとともに、空気中の放射性物質を連続的に捕集及び測定する設計とする。	機能要求① 機能要求②	—	—	—	—	○	—	【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型線量率計 可搬型ガストモニタ	<計測装置> 検出器の種類 計測範囲	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.2.1可搬型環境モニタリング設備 4.1放射線管理施設の計測範囲	【3.2.2.1可搬型環境モニタリング設備】 ・重大事故等が発生した場合の空気中の粒子状放射性物質の連続的な捕集及び測定について説明する。 ・重大事故等が発生した場合の周辺監視区域における線量の測定について説明する。  【4.1放射線管理施設の計測範囲】 ・重大事故等対処設備の計測範囲について説明する。		
37-50	可搬型建屋周辺モニタリング設備は、重大事故等が発生した場合に、燃料加工建屋の周辺における空気中の放射性物質の濃度及び線量当量率を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	—	—	—	—	○	—	【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 可搬型ガストサンブラ (SA)  【機能要求②】 【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ (SA) 中性子線用サーベイメータ (SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA)	<計測装置> 検出器の種類 計測範囲	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.2.3可搬型建屋周辺モニタリング設備 3.8.1計測結果の指示または表示 3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存 4.1放射線管理施設の計測範囲	【3.2.2.3可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ・重大事故等が発生した場合の空気中の粒子状放射性物質の連続的な捕集及び測定について説明する。 ・重大事故等が発生した場合の周辺監視区域における線量の測定について説明する。  【3.8.1計測結果の指示または表示】 【3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・重大事故等対処設備による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。  【4.1放射線管理施設の計測範囲】 ・重大事故等対処設備の計測範囲について説明する。		
37-51	緊急時対策建屋情報把握設備の一部である情報収集装置及び情報表示装置を常設重大事故等対処設備として設置する。	機能要求①	—	—	—	—	○	—	【緊急時対策建屋情報把握設備】 情報収集装置 情報表示装置	—	V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 3.1.3情報把握設備	【3.1.3情報把握設備】 ・データ伝送に係る系統構成、設備構成等について、説明する。		
37-52	制御建屋情報把握設備の一部である制御建屋可搬型情報収集装置(燃料加工建屋)及び制御建屋可搬型情報表示装置(燃料加工建屋)を可搬型重大事故等対処設備として配備する。	機能要求①	—	—	—	—	○	—	【制御建屋情報把握設備】 制御建屋可搬型情報収集装置(燃料加工建屋) 制御建屋可搬型情報表示装置(燃料加工建屋)	—	V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 3.1.3情報把握設備	【3.1.3情報把握設備】 ・データ伝送に係る系統構成、設備構成等について、説明する。		
37-53	代替環境モニタリング設備の測定値を監視及び記録するための緊急時対策建屋情報把握設備及び制御建屋情報把握設備については、「I I-1 第2章 7.8 通信連絡設備」に示す。	機能要求①	—	—	—	—	○	—	【緊急時対策建屋情報把握設備】 情報収集装置 情報表示装置  【制御建屋情報把握設備】 制御建屋可搬型情報収集装置(燃料加工建屋) 制御建屋可搬型情報表示装置(燃料加工建屋)	—	V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 3.1.3情報把握設備	【3.1.3情報把握設備】 ・データ伝送に係る系統構成、設備構成等について、説明する。		
37-54	可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は、再処理施設と共用する。	機能要求①	—	—	—	—	○	—	【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング設備 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機 監視測定用運搬車	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用	【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。		
37-55	再処理施設と共用する可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び余裕を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。再処理施設と共用する可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び監視測定用運搬車は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、十分な余裕を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	○	—	【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング設備 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 監視測定用運搬車	—	V-1-1-3-6 設備別記載事項の設計根拠に関する説明書(放射線管理施設)  V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用	【個数及び容量】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。  【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。		

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表
37-56	可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は、共通要因によって環境モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型質量率計 可搬型ガストモニタ	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.3 共通要因故障に対する考慮 (2) 可搬型重大事故等対処設備	【2.3 共通要因故障に対する考慮(2) 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37-57	可搬型建屋周辺モニタリング設備は、共通要因によって環境モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ（S.A） 中性子線用サーベイメータ（S.A） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（S.A） 可搬型ダストサンブラ（S.A）	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書 並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 4.1放射線管理施設の計測範囲	【4.1放射線管理施設の計測範囲】 可搬型環境モニタリング設備の計測範囲について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37-58	再処理施設と共用する可搬型環境モニタリング設備は、周辺監視区域において、放射性物質の濃度及び質量の監視、測定に必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型質量率計 可搬型ガストモニタ	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設） V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書 並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 4.1放射線管理施設の計測範囲	【基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【4.1放射線管理施設の計測範囲】 可搬型環境モニタリング設備の計測範囲について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37-59	再処理施設と共用する可搬型環境モニタリング用データ伝送装置は、可搬型環境モニタリング設備の測定値を衛星通信により再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに、保有数は、必要数として9台、予備として故障時のバックアップを9台の合計18台以上を確保する設計とする。	設置要求 機能要求①	【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設） V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書 並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.2代替環境モニタリング設備	【基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.2.2代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング設備の測定値のデータ伝送について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37-60	再処理施設と共用する可搬型環境モニタリング用発電機は、可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用発電機	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設）	【基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37-61	ガンマ線用サーベイメータ（S.A）及び中性子線用サーベイメータ（S.A）は、建屋周辺において、線量当量率を測定するための計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ（S.A） 中性子線用サーベイメータ（S.A）	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設） V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書 並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 4.1放射線管理施設の計測範囲	【基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【4.1放射線管理施設の計測範囲】 可搬型建屋周辺モニタリング設備の計測範囲について設計する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37-62	アルファ・ベータ線用サーベイメータ（S.A）及び可搬型ダストサンブラ（S.A）は、建屋周辺において、空気中の放射性物質の濃度を測定するためのサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（S.A）の保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とし、可搬型ダストサンブラ（S.A）の保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 アルファ・ベータ線用サーベイメータ（S.A） 可搬型ダストサンブラ（S.A）	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設）	【基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37-63	再処理施設と共用する監視測定用運搬車の保有数は、必要数として3台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを4台の合計7台以上を確保する設計とする。	設置要求	【代替環境モニタリング設備】 監視測定用運搬車	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設）	【基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37-64	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機及び可搬型建屋周辺モニタリング設備は、「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の新規設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37-65	可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型建屋周辺モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、第1保管庫、貯水所及び貯水保管庫、貯水所に保管し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型質量率計 可搬型ガストモニタ 【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37-66	可搬型建屋周辺モニタリング設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護する設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響等のうち、溢水及び火災からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請								
			説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載		
37-56	可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は、共通要因によって環境モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型設置車計 可搬型ダストモニタ 【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.3 共通要因故障に対する考慮 (2) 可搬型重大事故等対処設備	【2.3 共通要因故障に対する考慮 (2) 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する
37-57	可搬型建屋周辺モニタリング設備は、共通要因によって環境モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ (SA) 中性子線用サーベイメータ (SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 可搬型ダストサンプリング (SA)	—	—	—
37-58	再処理施設と共用する可搬型環境モニタリング設備は、周辺監視区域において、放射性物質の濃度及び線量の監視、測定に必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	—	—	—	—	—	—	○	—	—	<計測装置> 計測範囲	【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型設置車計 可搬型ダストモニタ	<計測装置> 計測範囲	V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (放射線管理施設) V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 4. 放射線管理施設の計測範囲	【基本方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備) )】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【4.1放射線管理施設の計測範囲】 可搬型環境モニタリング設備の計測範囲について説明する。
37-59	再処理施設と共用する可搬型環境モニタリング用データ伝送装置は、可搬型環境モニタリング設備の測定値を衛星通信により再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに、保有数は、必要数として9台、予備として故障時のバックアップを9台の合計18台以上を確保する設計とする。	設置要求 機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置	—	V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (放射線管理施設) V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3. 2.2代替環境モニタリング設備	【基本方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備) )】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.2.2代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング設備の測定データの伝送について説明する。
37-60	再処理施設と共用する可搬型環境モニタリング用発電機は、可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び危険保守による待機時外のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	—	—	—	—	—	—	○	—	—	<発電機> 容量	【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用発電機	<発電機> 容量	V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (放射線管理施設)	【基本方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備) )】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。
37-61	ガンマ線用サーベイメータ (SA) 及び中性子線用サーベイメータ (SA) は、建屋周辺において、線量当量率を測定するための計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	—	—	—	—	—	—	○	—	—	<計測装置> 計測範囲	【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ (SA) 中性子線用サーベイメータ (SA)	<計測装置> 計測範囲	V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (放射線管理施設) V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 4. 放射線管理施設の計測範囲	【基本方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備) )】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【4.1放射線管理施設の計測範囲】 可搬型建屋周辺モニタリング設備の計測範囲について説明する。
37-62	アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 及び可搬型ダストサンプリング (SA) は、建屋周辺において、空気中の放射性物質の濃度を測定するためのサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) の保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とし、可搬型ダストサンプリング (SA) の保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	—	—	—	—	—	—	○	—	—	<計測装置> 計測範囲	【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 可搬型ダストサンプリング (SA) 【機能要求②】 可搬型建屋周辺モニタリング設備 アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA)	<計測装置> 計測範囲	—	—
37-63	再処理施設と共用する監視測定用運搬車の保有数は、必要数として3台、予備として故障時及び危険保守による待機時外のバックアップを4台の合計7台以上を確保する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	【代替環境モニタリング設備】 監視測定用運搬車	—	V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (放射線管理施設)	【基本方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備) )】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。
37-64	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機及び可搬型建屋周辺モニタリング設備は、「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の新機設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	基本方針	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。
37-65	可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型建屋周辺モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、第1保管庫・貯水庫及び第2保管庫・貯水所に保管し、風 (台風) 等による重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型設置車計 可搬型ダストモニタ 【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機 【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ (SA) 中性子線用サーベイメータ (SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 可搬型ダストサンプリング (SA)	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。
37-66	可搬型建屋周辺モニタリング設備は、降水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護する設計とする。	運用要求	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	施設共通 基本設計方針	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表
37-67	可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機及び可搬型建屋周辺モニタリング設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備 【可搬型重大事故等対処設備】 ・ 可搬型重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37-68	可搬型環境モニタリング設備及び可搬型建屋周辺モニタリング設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を完全に維持するため、取替え、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型検査車計 可搬型ダストモニタ 【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ（SA） 中性子線用サーベイメータ（SA） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA） 可搬型ダストサンブラ（SA）	設計方針（試験・検査性）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性 ・ 可搬型重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37-69	可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を完全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。	機能要求①	【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機	設計方針（試験・検査性）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性		-	-	-	-	-	-	-	-	-
19-21	6.1.3 試料分析関係設備 MOX燃料加工施設の作業環境、設備及び物品の放射線管理用試料の放射能を測定するため、放射能測定設備を設置する設計とする。	設置要求	【放射能測定設備】 フード 放射能測定装置	設計方針（試料分析関係設備の設備構成、系統構成）	V-1-5-2 管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 3.3.1 放射能測定設備	【3.3.1 放射能測定設備】 ・ 試料分析関係設備の構成について説明する。 ・ 作業環境の放射線管理用試料の放射能測定について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19-22	MOX燃料加工施設からの放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出に係る試料の分析及び放射能測定を行うため、放出管理分析設備を設置する設計とする。	設置要求	【放出管理分析設備】 フード 放射能測定装置	設計方針（試料分析関係設備の設備構成、系統構成）	V-1-5-2 管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 3.3.2 放出管理分析設備	【3.3.2 放出管理分析設備】 ・ 試料分析関係設備の構成について説明する。 ・ 放射性廃棄物の放出管理用試料の放射能測定について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19-23	周辺監視区域境界付近で採取した試料の放射能測定を行うため、環境試料測定設備（再処理施設と共用（以下同じ。））を設置する設計とする。	設置要求	【環境試料測定設備】 放射能測定を行う機器	設計方針（試料分析関係設備の設備構成、系統構成）	V-1-5-2 管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 3.3.3 環境試料測定設備	【3.3.3 環境試料測定設備】 ・ 試料分析関係設備の構成について説明する。 ・ 環境試料の放射能測定について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19-24	環境試料測定設備は、再処理施設と共用する。	機能要求①	【環境試料測定設備】 放射能測定を行う機器	設計方針（共用）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7 系統設備の設計上の考慮 1.7.6 放射線管理施設 ※別紙3②については、第14条 安全機能を有する施設にて記載する。	【1.7 系統設備の設計上の考慮 1.7.6 放射線管理施設】 ○ 影響防止 ・ 共用 ・ 環境試料測定設備は、再処理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域が同一の区域であることにより、測定結果の共有を図る設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	
19-25	環境試料測定設備は、再処理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域が同一の区域であることにより、測定結果の共有を図る設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	【環境試料測定設備】 放射能測定を行う機器	設計方針（共用）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7 系統設備の設計上の考慮 1.7.6 放射線管理施設 ※別紙3②については、第14条 安全機能を有する施設にて記載する。		-	-	-	-	-	-	-	-	-
37-70	重大事故等時において、試料分析関係設備を常設重大事故等対処設備として位置付け、MOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度及び周辺監視区域境界付近の空気中の放射性物質の濃度を測定する設計とする。	設置要求 機能要求②	【放出管理分析設備】 アルファ線用放射能測定装置 ベータ線用放射能測定装置 【環境試料測定設備】 放射能測定を行う機器	設計方針（試料分析関係設備の設備構成、系統構成） 設計方針（計測範囲）	V-1-5-2 管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 3.3.2 放出管理分析設備 3.3.3 環境試料測定設備 4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲 V-2-4 配置図	【3.3.2 放出管理分析設備】 【3.3.3 環境試料測定設備】 ・ 試料分析関係設備の構成について説明する。 ・ 重大事故が発生した場合にMOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度の測定について説明する。 【4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲】 ・ 試料分析関係設備の計測範囲について説明する。 【V-2-4 配置図】 ・ 試料分析関係設備の配置について、説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	
37-71	試料分析関係設備は、放出管理分析設備及び環境試料測定設備で構成し、重大事故等時において、捕集した試料の放射性物質の濃度を測定し、記録できるように、測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【放出管理分析設備】 アルファ線用放射能測定装置 ベータ線用放射能測定装置 【環境試料測定設備】 放射能測定を行う機器	設計方針（試料分析関係設備の設備構成、系統構成） 設計方針（指示、表示、記録及び保存） 設計方針（計測範囲）	V-1-5-2 管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 3.3.2 放出管理分析設備 3.3.3 環境試料測定設備 3.8.1 計測結果の指示または表示 3.8.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存 4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲	【3.3.2 放出管理分析設備】 【3.3.3 環境試料測定設備】 ・ 試料分析関係設備の構成について説明する。 ・ 重大事故が発生した場合にMOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度の測定について説明する。 【3.8.1 計測結果の指示または表示】 【3.8.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・ 重大事故等対処設備による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。 【4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲】 ・ 試料分析関係設備の計測範囲について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請											
			説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規④)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載					
37-67	可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機及び可搬型建屋周辺モニタリング設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<p>【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機</p> <p>【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機</p> <p>【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ (SA) 中性子線用サーベイメータ (SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 可搬型ダストサンプリング (SA)</p>	<p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に備える説明書</p> <p>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備</p>	<p>【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 ・重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。</p>				
37-68	可搬型環境モニタリング設備及び可搬型建屋周辺モニタリング設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を完全に維持するため、取替え、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<p>【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型ダストモニタ</p> <p>【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ (SA) 中性子線用サーベイメータ (SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 可搬型ダストサンプリング (SA)</p>	<p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に備える説明書</p> <p>2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性</p>	<p>【2.6 操作性及び試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の操作性について説明する。</p>				
37-69	可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を完全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<p>【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機</p>	—	—				
19-21	6.1.3 試料分析関係設備 MOX燃料加工施設の作業環境、設備及び物品の放射線管理用試料の放射能を測定するため、放射能測定設備を設置する設計とする。	設置要求	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<p>【放射能測定設備】 フード 放射能測定装置</p>	<p>V-1-5-2 管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 3.3.1 放射能測定設備</p>	<p>【3.3.1 放射能測定設備】 ・試料分析関係設備の構成について説明する。 ・作業環境の放射線管理用試料の放射能測定について説明する。</p>	—		
19-22	MOX燃料加工施設からの放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出に係る試料の分析及び放射能測定を行うため、放出管理分析設備を設置する設計とする。	設置要求	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<p>【放出管理分析設備】 フード 放射能測定装置</p>	<p>V-1-5-2 管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 3.3.2 放出管理分析設備</p>	<p>【3.3.2 放出管理分析設備】 ・試料分析関係設備の構成について説明する。 ・放射性廃棄物の放出管理用試料の放射能測定について説明する。</p>	—		
19-23	周辺監視区域境界付近で採取した試料の放射能測定を行うため、環境試料測定設備(再処理施設と共用(以下同じ。))を設置する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<p>【環境試料測定設備】 放射能測定を行う機器</p>	<p>V-1-5-2 管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 3.3.3 環境試料測定設備</p>	<p>【3.3.3 環境試料測定設備】 ・試料分析関係設備の構成について説明する。 ・環境試料の放射能測定について説明する。</p>	—		
19-24	環境試料測定設備は、再処理施設と共用する。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<p>【環境試料測定設備】 放射能測定を行う機器</p>	<p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に備える説明書 1.7 系統施設毎の設計上の考慮 1.7.6 放射線管理施設</p> <p>※別紙3②については、第14条 安全機能を有する施設にて記載する。</p>	<p>【1.7 系統施設毎の設計上の考慮 1.7.6 放射線管理施設】 ○影響防止 ○共用 ・環境試料測定設備は、再処理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域が同一の区域であることにより、測定結果の共有を図る設計とする。また、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。</p>	—		
19-25	環境試料測定設備は、再処理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域が同一の区域であることにより、測定結果の共有を図る設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<p>【環境試料測定設備】 放射能測定を行う機器</p>	—	—	—		
37-70	重大事故等時において、試料分析関係設備を常設重大事故等対処設備として位置付け、MOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度及び周辺監視区域境界付近の空気中の放射性物質の濃度を測定する設計とする。	設置要求 機能要求②	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<p>【放出管理分析設備】 アルファ線用放射能測定装置 ベータ線用放射能測定装置</p> <p>&lt;計測装置&gt; 検出器の種類 計測範囲</p> <p>V-2-4 配置図</p>	<p>V-1-5-2 管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 3.3.2 放出管理分析設備 4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲</p>	<p>【3.3.2 放出管理分析設備】 ・試料分析関係設備の構成について説明する。 ・重大事故が発生した場合にMOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度の測定について説明する。</p> <p>【4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲】 ・試料分析関係設備の計測範囲について説明する。</p> <p>【V-2-4 配置図】 ・試料分析関係設備の配置について、説明する。</p>	<p>V-1-5-2 管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 3.3.2 放出管理分析設備 3.3.3 環境試料測定設備 4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲</p>	<p>【3.3.3 環境試料測定設備】 ・試料分析関係設備の構成について説明する。 ・重大事故が発生した場合にMOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度の測定について説明する。</p> <p>【4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲】 ・試料分析関係設備の計測範囲について説明する。</p> <p>【V-2-4 配置図】 ・試料分析関係設備の配置について、説明する。</p>	—
37-71	試料分析関係設備は、放出管理分析設備及び環境試料測定設備で構成し、重大事故等時において、捕集した試料の放射性物質の濃度を測定し、記録できるように、測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<p>【放出管理分析設備】 アルファ線用放射能測定装置 ベータ線用放射能測定装置</p> <p>&lt;計測装置&gt; 検出器の種類 計測範囲</p>	<p>V-1-5-2 管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 3.3.2 放出管理分析設備 3.8.1 計測結果の指示または表示 3.8.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存</p>	<p>【3.3.2 放出管理分析設備】 ・試料分析関係設備の構成について説明する。 ・重大事故が発生した場合にMOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度の測定について説明する。</p> <p>【3.8.1 計測結果の指示または表示】 【3.8.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・重大事故等対処設備による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。</p> <p>【4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲】 ・試料分析関係設備の計測範囲について説明する。</p>	<p>V-1-5-2 管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 3.3.3 環境試料測定設備 3.8.1 計測結果の指示または表示 3.8.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存</p>	<p>【3.3.3 環境試料測定設備】 ・試料分析関係設備の構成について説明する。 ・重大事故が発生した場合にMOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度の測定について説明する。</p> <p>【3.8.1 計測結果の指示または表示】 【3.8.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・重大事故等対処設備による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。</p> <p>【4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲】 ・試料分析関係設備の計測範囲について説明する。</p>	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表
37-72	環境試料測定設備は、再処理施設と共用する。	機能要求①	【環境試料測定設備】 放射能測定を行う機器	設計方針 (悪影響防止)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等 対処設備が使用される条件の下における健全性 に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下に おける健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用	【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響 についての考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37-73	再処理施設と共用する環境試料測定設備は、MOX燃料加工施設及び再処理 施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保するこ とで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【環境試料測定設備】 放射能測定を行う機器	設計方針 (個数及び容量 (常設重大事故等対処設 備)) 設計方針 (悪影響防止)	V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する 説明書 (放射線管理施設) V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等 対処設備が使用される条件の下における健全性 に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下に おける健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用	【個数及び容量】 常設重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を 説明する。 【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響 についての考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37-74	試料分析関係設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系 統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影 響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【放出管理分析設備】 アルファ線用放射能測定装置 ベータ 線用放射能測定装置 【環境試料測定設備】 放射能測定を行う機器	設計方針 (悪影響防止)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等 対処設備が使用される条件の下における健全性 に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下に おける健全性 2.4 悪影響防止	【2.4 悪影響防止】 重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての 考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37-75	放出管理分析設備は、MOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度 を測定するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とする とともに、必要な台数を有する設計とする。	設置要求 機能要求②	【放出管理分析設備】 アルファ線用放射能測定装置 ベータ 線用放射能測定装置	設計方針 (個数及び容量 (常設重大事故等対処設 備))	V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する 説明書 (放射線管理施設) V-1-5-2 管理区域の出入管理設備並びに試料分 析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説 明書 4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の 計測範囲	【基本方針 (個数及び容量 (常設重大事故等対 処設備))】 常設重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を 説明する。 【4.1 放射線管理施設の計測範囲】 ・排気モニタリング設備の計測範囲について説明 する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37-76	再処理施設と共用する環境試料測定設備は、MOX燃料加工施設及び再処理 施設から放出される放射性物質の濃度を測定するために必要な計測範囲に 対して十分な容量を有する設計とするとともに、必要な台数を有する設計 とする。	設置要求 機能要求②	【環境試料測定設備】 放射能測定を行う機器	設計方針 (個数及び容量 (常設重大事故等対処設 備))			-	-	-	-	-	-	-	-	-
37-77	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる試料分析 関係設備は、自然現象、火災事象、溢水、火災及び内部発生飛散物に対 して代替設備による機能の確保又は修理の対応により重大事故等への対処に 必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求①	【放出管理分析設備】 アルファ線用放射能測定装置 ベータ 線用放射能測定装置 【環境試料測定設備】 放射能測定を行う機器	設計方針 (環境条件等 (常設重大事故等対処設 備))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等 対処設備が使用される条件の下における健全性 に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下に おける健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 a. 常設重大事故等 対処設備】 常設重大事故等対処設備に対する自然現象から の防護方針の適用除外を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37-78	試料分析関係設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要 な機能を確保するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が 可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能 な設計とする。	機能要求①	【放出管理分析設備】 アルファ線用放射能測定装置 ベータ 線用放射能測定装置 【環境試料測定設備】 放射能測定を行う機器	設計方針 (試験・検査 性)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等 対処設備が使用される条件の下における健全性 に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下に おける健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性(2) 試験・検査 性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明す る。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37-79	6.1.4 代替試料分析関係設備 重大事故等時において、試料分析関係設備が機能喪失した場合に、その 機能を代替する代替試料分析関係設備を可搬型重大事故等対処設備として 設ける設計とする。	設置要求	【可搬型放出管理分析設備】 可搬型放射能測定装置 【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型核種分析装置 【代替試料分析関係設備】 可搬型排気モニタリング用発電機	設計方針 (代替試料分析 関係設備の設備構成、系 統構成)	V-1-5-2 管理区域の出入管理設備並びに試料分 析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説 明書 3.4.1 可搬型放出管理分析設備 3.4.2 可搬型試料分析設備 V-2-4 配置図 V-2-5 構造図	【3.4.1 可搬型放出管理分析設備】 【3.4.2 可搬型試料分析設備】 ・代替試料分析関係設備の構成について説明す る。 【V-2-4 配置図】 ・可搬型放出管理分析設備の配置について、説明 する。 【V-2-5 構造図】 ・可搬型排気モニタリング用発電機の構造につい て、説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	
37-80	代替試料分析関係設備は、可搬型放出管理分析設備の可搬型放射能測定装 置、可搬型試料分析設備の可搬型放射能測定装置(再処理施設と共用(以下 同じ。))及び可搬型核種分析装置(再処理施設と共用(以下同じ。))並びに 可搬型排気モニタリング用発電機(再処理施設と共用(以下同じ。))で構成 する。	機能要求①	【可搬型放出管理分析設備】 可搬型放射能測定装置 【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型核種分析装置 【代替試料分析関係設備】 可搬型排気モニタリング用発電機	設計方針 (代替試料分析 関係設備の設備構成、系 統構成)	V-1-5-2 管理区域の出入管理設備並びに試料分 析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説 明書 3.4.1 可搬型放出管理分析設備 3.4.2 可搬型試料分析設備	【3.4.1 可搬型放出管理分析設備】 【3.4.2 可搬型試料分析設備】 ・代替試料分析関係設備の構成について説明す る。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37-81	可搬型放出管理分析設備は、放出管理分析設備が機能喪失した場合に、排 気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング設備で捕集した放射性物 質の濃度を測定し、記録できるように、測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【可搬型放出管理分析設備】 可搬型放射能測定装置	設計方針 (指示、表示、 記録及び保存) 設計方針 (計測範囲)	V-1-5-2 管理区域の出入管理設備並びに試料分 析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説 明書 3.5 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備 の指示、表示及び記録	【3.5 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設 備の指示、表示および記録】 ・重大事故等対処設備による計測結果の指示また は表示、記録及び保存に係る場所及び方法につい て説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37-82	可搬型試料分析設備は、環境試料測定設備が機能喪失した場合に、ダスト モニタ及び可搬型ガス・モニタで捕集した放射性物質の濃度を測定し、記 録できるように、測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型核種分析装置	設計方針 (指示、表示、 記録及び保存) 設計方針 (計測範囲)	4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の 計測範囲	【4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設 備の計測範囲】 ・重大事故等対処設備の計測範囲について説明す る。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37-83	可搬型試料分析設備は、MOX燃料加工施設からの放射性物質の放出のおそ れがあると判断した場合に、MOX燃料加工施設及びその周辺で採取した、 水甲及び土壌中の放射性物質の濃度を測定し、記録できるように、測定値 を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型核種分析装置	設計方針 (指示、表示、 記録及び保存) 設計方針 (計測範囲)			-	-	-	-	-	-	-	-	-



項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規⑤)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
37-72	環境試料測定設備は、再処理施設と共用する。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【環境試料測定設備】 放射能測定を行う機器	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用	【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。
37-73	再処理施設と共用する環境試料測定設備は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	○	—	【環境試料測定設備】 放射能測定を行う機器	—	V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(放射線管理施設) V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用	【個数及び容量】 常設重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。	
37-74	試料分析関係設備は、安全機能を有する施設として使用する場合は同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	○	—	【放出管理分析設備】 アルファ線用放射能測定装置 ベータ線用放射能測定装置	—	—	○	—	【環境試料測定設備】 放射能測定を行う機器	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性 2.4 悪影響防止	【2.4 悪影響防止】 重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。	
37-75	放出管理分析設備は、MOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とする。とともに、必要な台数を有する設計とする。	設置要求 機能要求②	○	—	【放出管理分析設備】 アルファ線用放射能測定装置 ベータ線用放射能測定装置	<計測装置> 計測範囲	—	—	—	—	—	—	【基本方針(個数及び容量(常設重大事故等対処設備))】 常設重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【4.1放射線管理施設の計測範囲】 ・排気モニタリング設備の計測範囲について説明する。	
37-76	再処理施設と共用する環境試料測定設備は、MOX燃料加工施設及び再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とする。とともに、必要な台数を有する設計とする。	設置要求 機能要求②	—	—	—	—	—	○	—	【環境試料測定設備】 放射能測定を行う機器	<計測装置> 計測範囲	—	V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(放射線管理施設) V-1-5-2 管理区域の出入管理設備及び環境試料分析装置に関する説明書 4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲	【基本方針(個数及び容量(常設重大事故等対処設備))】 常設重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【4.1放射線管理施設の計測範囲】 ・排気モニタリング設備の計測範囲について説明する。
37-77	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる試料分析関係設備は、自然現象、火災事象、盗火及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保又は修理の対応により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求①	○	—	【放出管理分析設備】 アルファ線用放射能測定装置 ベータ線用放射能測定装置	—	—	○	—	【環境試料測定設備】 放射能測定を行う機器	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針の適用除外を説明する。	
37-78	試料分析関係設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を完全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	○	—	【放出管理分析設備】 アルファ線用放射能測定装置 ベータ線用放射能測定装置	—	—	○	—	【環境試料測定設備】 放射能測定を行う機器	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性(2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	
37-79	6.1.4 代替試料分析関係設備 重大事故等時において、試料分析関係設備が機能喪失した場合、その機能を代替する代替試料分析関係設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	○	—	【可搬型放出管理分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型試料分析設備 可搬型放射能測定装置 可搬型核種分析装置 【代替試料分析関係設備】 可搬型排気モニタリング用発電機	—	V-1-5-2 管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 3.4.1可搬型放出管理分析設備 3.4.2可搬型試料分析設備 V-2-4 配置図 V-2-5 構造図	【3.4.1可搬型放出管理分析設備】 【3.4.2可搬型試料分析設備】 ・代替試料分析関係設備の構成について説明する。 【V-2-4 配置図】 ・可搬型放出管理分析設備の配置について、説明する。 【V-2-5 構造図】 ・可搬型排気モニタリング用発電機の構造について、説明する。	
37-80	代替試料分析関係設備は、可搬型放出管理分析設備の可搬型放射能測定装置、可搬型試料分析設備の可搬型放射能測定装置(再処理施設と共用(以下同じ。))及び可搬型核種分析装置(再処理施設と共用(以下同じ。))並びに可搬型排気モニタリング用発電機(再処理施設と共用(以下同じ。))で構成する。	機能要求①	—	—	—	—	—	○	—	【可搬型放出管理分析設備】 可搬型放射能測定装置 【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型核種分析装置 【代替試料分析関係設備】 可搬型排気モニタリング用発電機	—	V-1-5-2 管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 3.4.1可搬型放出管理分析設備 3.4.2可搬型試料分析設備	【3.4.1可搬型放出管理分析設備】 【3.4.2可搬型試料分析設備】 ・代替試料分析関係設備の構成について説明する。	
37-81	可搬型放出管理分析設備は、放出管理分析設備が機能喪失した場合に、排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング設備で捕集した放射性物質の濃度を測定し、記録できるように、測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	—	—	—	—	—	○	—	【可搬型放出管理分析設備】 可搬型放射能測定装置	<計測装置> 検出器の種類 計測範囲	—	V-1-5-2 管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 3.5試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の指示、表示及び記録	【3.5試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の指示、表示及び記録】 ・重大事故等対処設備による計測結果の指示または表示、記録及び記録に係る場所及び方法について説明する。
37-82	可搬型試料分析設備は、環境試料測定設備が機能喪失した場合に、ダストモニタ及び可搬型ダストモニタで捕集した放射性物質の濃度を測定し、記録できるように、測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	—	—	—	—	—	○	—	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型核種分析装置	<計測装置> 検出器の種類 計測範囲	—	3.5試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の指示、表示及び記録 4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲	【4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲】 ・重大事故等対処設備の計測範囲について説明する。
37-83	可搬型試料分析設備は、MOX燃料加工施設からの放射性物質の放出のおそれがあると判断した場合に、MOX燃料加工施設及びその周辺で採取した、水質及び土壌中の放射性物質の濃度を測定し、記録できるように、測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	—	—	—	—	—	○	—	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型核種分析装置	<計測装置> 検出器の種類 計測範囲	—	4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲	・重大事故等対処設備の計測範囲について説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表
37-84	可搬型試料分析設備及び可搬型排気モニタリング用発電機は、再処理施設と共用する。	機能要求①		設計方針 (悪影響防止)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に 関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用	【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37-85	再処理施設と共用する可搬型試料分析設備の可搬型放射能測定装置、可搬型核種分析装置及び可搬型排気モニタリング用発電機は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することによって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型核種分析装置 【代替試料分析関係設備】 可搬型排気モニタリング用発電機	設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備)) 設計方針 (悪影響防止)	V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (放射線管理施設) V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に 関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用	【個数及び容量】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37-86	可搬型放出管理分析設備、可搬型試料分析設備及び可搬型排気モニタリング用発電機は、共通要因によって試料分析関係設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な容量を試料分析関係設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保し、外部保管エリアに保管するとともに、燃料加工建屋及び再処理施設の主排気管理建屋にも保管することによって位置的分散を図る設計とする。燃料加工建屋に保管する場合は、試料分析関係設備の放出管理分析設備が設置される場所と異なる場所に保管することによって位置的分散を図る設計とする。	設置要求	【可搬型放出管理分析設備】 可搬型放射能測定装置 【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型核種分析装置 【代替試料分析関係設備】 可搬型排気モニタリング用発電機	設計方針 (共通要因故障に対する考慮等 (可搬型重大事故等対処設備))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に 関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.3 共通要因故障に対する考慮 (2) 可搬型重大事故等対処設備	【2.3 共通要因故障に対する考慮(2) 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37-87	可搬型放出管理分析設備は、MOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とする。保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【可搬型放出管理分析設備】 可搬型放射能測定装置	設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))	V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (放射線管理施設) V-1-5-2 管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書	【基本方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37-88	再処理施設と共用する可搬型試料分析設備の可搬型放射能測定装置は、MOX燃料加工施設及び再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とする。保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置	設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))	V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (放射線管理施設) 4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲	【4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲】 試料分析関係設備の計測範囲について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37-89	再処理施設と共用する可搬型試料分析設備の可搬型核種分析装置は、MOX燃料加工施設及び再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とする。保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【可搬型試料分析設備】 可搬型核種分析装置	設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))			-	-	-	-	-	-	-	-	-
37-90	再処理施設と共用する可搬型排気モニタリング用発電機は、可搬型試料分析設備の可搬型核種分析装置に給電できる容量を有する設計とする。保有数は、必要数及び予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【代替試料分析関係設備】 可搬型排気モニタリング用発電機	設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))			-	-	-	-	-	-	-	-	-
37-91	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる可搬型放出管理分析設備、可搬型試料分析設備及び可搬型排気モニタリング用発電機は、「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処設備))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に 関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37-92	可搬型放出管理分析設備、可搬型試料分析設備及び可搬型排気モニタリング用発電機は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、再処理施設の主排気管理建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	【可搬型放出管理分析設備】 可搬型放射能測定装置	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処設備))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に 関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37-93	可搬型放出管理分析設備は、漏水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、防水防護する設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処設備))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に 関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち、漏水及び火災からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37-94	可搬型放出管理分析設備、可搬型試料分析設備及び可搬型排気モニタリング用発電機は、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋、再処理施設の主排気管理建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処設備))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に 関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37-95	可搬型放出管理分析設備及び可搬型試料分析設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、点検等が可能な設計とする。	機能要求①	【可搬型放出管理分析設備】 可搬型放射能測定装置 【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型核種分析装置	設計方針 (試験・検査性)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に 関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性(2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規④)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
37-84	可搬型試料分析設備及び可搬型排気モニタリング用発電機は、再処理施設と共用する。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射線測定装置 可搬型核種分析装置	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性に關する説明書 2. 重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用	【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】 可搬型重大事故等対地設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。
37-85	再処理施設と共用する可搬型試料分析設備の可搬型放射線測定装置、可搬型核種分析装置及び可搬型排気モニタリング用発電機は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対地を考慮し、十分な容量及び台数を確保することによって重大事故等時の対地に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	○	—	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射線測定装置 可搬型核種分析装置 【代替試料分析関係設備】 可搬型排気モニタリング用発電機	—	V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(放射線管理施設) V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用	【個数及び容量】 可搬型重大事故等対地設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】 可搬型重大事故等対地設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。	
37-86	可搬型放出管理分析設備、可搬型試料分析設備及び可搬型排気モニタリング用発電機は、共通要因によって試料分析関係設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な台数を試料分析関係設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、燃料加工建屋及び再処理施設の主排気筒管理建屋にも保管することによって位置的分散を図る設計とする。燃料加工建屋に保管する場合は、試料分析関係設備の放出管理分析設備が設置される場所と異なる場所に保管することによって位置的分散を図る設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	○	—	【可搬型放出管理分析設備】 可搬型放射線測定装置 【可搬型試料分析設備】 可搬型放射線測定装置 可搬型核種分析装置 【代替試料分析関係設備】 可搬型排気モニタリング用発電機	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性 2.3 共通要因故障に対する考慮 (2) 可搬型重大事故等対地設備		
37-87	可搬型放出管理分析設備は、MOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	—	—	—	—	—	○	—	【可搬型放出管理分析設備】 可搬型放射線測定装置	<計測装置> 計測範囲	V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(放射線管理施設) V-1-1-2 管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書	【基本方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対地設備))]】 可搬型重大事故等対地設備の系統構成や設備仕様を説明する。	
37-88	再処理施設と共用する可搬型試料分析設備の可搬型放射線測定装置は、MOX燃料加工施設及び再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	—	—	—	—	—	○	—	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射線測定装置	<計測装置> 計測範囲	4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲	【4. 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲】 試料分析関係設備の計測範囲について説明する。	
37-89	再処理施設と共用する可搬型試料分析設備の可搬型核種分析装置は、MOX燃料加工施設及び再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	—	—	—	—	—	○	—	【可搬型試料分析設備】 可搬型核種分析装置	<計測装置> 計測範囲			
37-90	再処理施設と共用する可搬型排気モニタリング用発電機は、可搬型試料分析設備の可搬型核種分析装置に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	—	—	—	—	—	○	—	【代替試料分析関係設備】 可搬型排気モニタリング用発電機	<発電機> 容量			
37-91	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる可搬型放出管理分析設備、可搬型試料分析設備及び可搬型排気モニタリング用発電機は、「8.2 重大事故等対地設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対地設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対地設備】 可搬型重大事故等対地設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の原因となる事象からの防護方針を説明する。	
37-92	可搬型放出管理分析設備、可搬型試料分析設備及び可搬型排気モニタリング用発電機は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、再処理施設の主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	○	—	【可搬型放出管理分析設備】 可搬型放射線測定装置	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性 2. 重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対地設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対地設備】 可搬型重大事故等対地設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	
37-93	可搬型放出管理分析設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、防水防護する設計とする。	運用要求	—	—	—	—	—	○	—	施設共通 基本設計方針	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対地設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対地設備】 可搬型重大事故等対地設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち、溢水及び火災からの防護方針を説明する。	
37-94	可搬型放出管理分析設備、可搬型試料分析設備及び可搬型排気モニタリング用発電機は、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋、再処理施設の主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を及ぼさない場所を保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	○	—	【可搬型放出管理分析設備】 可搬型放射線測定装置 可搬型核種分析装置 【代替試料分析関係設備】 可搬型排気モニタリング用発電機	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対地設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対地設備】 可搬型重大事故等対地設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち、内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。	
37-95	可搬型放出管理分析設備及び可搬型試料分析設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、点検等が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	○	—	【可搬型放出管理分析設備】 可搬型放射線測定装置 【可搬型試料分析設備】 可搬型放射線測定装置 可搬型核種分析装置	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性(1) 操作性】 重大事故等対地設備の操作性について説明する。	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類
37-96	可搬型排気モニタリング用発電機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を完全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。	機能要求①	【代替試料分析関係設備】 可搬型排気モニタリング用発電機	設計方針 (試験・検査性)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
19-26	6.1.5 環境管理設備 敷地周辺の放射線モニタリングを行う空間放射線量率測定器、中性子線用サーベイメータ、ダストサンプラ、土壌サンプラ及び放射能測定器を搭載した無線通信装置付きの放射能観測車(再処理施設と共用(以下同じ。))を設ける設計とする。また、敷地内に気象を観測する気象観測設備(再処理施設と共用(以下同じ。))を設置する設計とする。	設置要求	【環境管理設備】 放射能観測車 気象観測設備 (風向風速計, 日射計, 放射収支計, 雨量計, 温度計)	設計方針 (環境管理設備の設備構成、系統構成)	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3 環境管理設備	【3.3 環境管理設備】 ・環境管理設備の構成について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
19-27	気象観測設備の観測値は、中央監視室において指示及び記録するとともに、緊急時対策所においても指示する設計とする。	機能要求①	【環境管理設備】 気象観測設備 (風向風速計, 日射計, 放射収支計, 雨量計, 温度計)	設計方針 (環境管理設備の設備構成、系統構成) 設計方針 (指示、表示、記録及び保存)	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.8.1計測結果の指示または表示 3.8.2設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存	【3.8.1計測結果の指示または表示】 【3.8.2設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存】 ・設計基準対象施設による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規④)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
37-96	可搬型排気モニタリング用発電機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を完全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【代替試料分析関係設備】 可搬型排気モニタリング用発電機	—	(2) 試験・検査性	
19-26	6.1.5 環境管理設備 敷地周辺の放射線モニタリングを行う空間放射線量率測定器、中性子線用サーベイメータ、ダストサンブラ、土壌サンプリング及び放射能測定器を搭載した無線通話装置付きの放射能観測車(再処理施設と共用(以下同じ。))を設ける設計とする。また、敷地内に気象を観測する気象観測設備(再処理施設と共用(以下同じ。))を設置する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	【環境管理設備】 放射能観測車 気象観測設備 (風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計、温度計)	—	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3 環境管理設備	【3.3 環境管理設備】 ・環境管理設備の構成について説明する。
19-27	気象観測設備の観測値は、中央監視室において指示及び記録するとともに、緊急時対策所においても指示する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【環境管理設備】 気象観測設備 (風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計、温度計)	—	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.8.1計測結果の指示または表示 3.8.2設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存 3.8.1計測結果の指示または表示 3.8.2設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存	【3.8.1計測結果の指示または表示】 【3.8.2設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存】 ・設計基準対象施設による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類
19-28	再処理施設の放射能観測車は、再処理施設と共用する。また、気象観測設備は、再処理施設と共用する。	機能要求①	【環境管理設備】 放射能観測車 気象観測設備 (風向風速計, 日射計, 放射収支計, 雨量計, 温度計)	設計方針 (共用)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等 対処設備が使用される条件の下における健全性 に関する説明書 1.7.6放射線管理施設	【1.7.6放射線管理施設】 ○放射能観測車及び気象観測設備は、再処理施設 と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、 周辺監視区域等が同一の区域であることにより、 測定結果の共有を図る設計とすることで、共用によ ってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計と することを説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
19-29	放射能観測車及び気象観測設備は、再処理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域及び敷地が同一の区域であることにより、測定結果の共有を図る設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	【環境管理設備】 放射能観測車 気象観測設備 (風向風速計, 日射計, 放射収支計, 雨量計, 温度計)	設計方針 (共用)	※別紙3②については、第14条 安全機能を有する 施設にて記載する。		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37-97	重大事故等時において、放射能観測車を可搬型重大事故等対処設備として位置付け、敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を迅速に測定し、記録できるように、測定値を指示する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	【環境管理設備】 放射能観測車	設計方針 (環境管理設備 の設備構成、系統構成) 設計方針 (指示、表示、 記録及び保存) 設計方針 (計測範囲)	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書 並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3.1 放射能観測車 3.8.1計測結果の指示または表示 3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録 及び保存 4.1放射線管理施設の計測範囲 V-2-4 配置図	【3.3.1 放射能観測車】 ・放射能観測車の構成について説明する。 ・放射能観測車の搭載機器について説明する。 【3.8.1計測結果の指示または表示】 【3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録 及び保存】 ・重大事故等対処設備による計測結果の指示また は表示、記録及び保存に係る場所及び方法について 説明する。 【4.1放射線管理施設の計測範囲】 ・重大事故等対処設備の計測範囲について説明する。 【V-2-4 配置図】 ・放射能観測車の配置について、説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
37-98	重大事故等時において、気象観測設備を常設重大事故等対処設備として位置付け、敷地内の風向、風速、日射量、放射収支量及び雨量を観測し、及びその結果を記録する設計とする。	設置要求 機能要求①	【環境管理設備】 気象観測設備 (風向風速計, 日射計, 放射収支計, 雨量計)	設計方針 (環境管理設備 の設備構成、系統構成) 設計方針 (指示、表示、 記録及び保存)	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書 並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3 環境管理設備 3.8.1計測結果の指示または表示 3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録 及び保存	【3.3 環境管理設備】 ・気象観測設備の構成について説明する。 【3.8.1計測結果の指示または表示】 【3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録 及び保存】 ・重大事故等対処設備による計測結果の指示また は表示、記録及び保存に係る場所及び方法について 説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
37-99	重大事故等対処設備として使用する環境管理設備は、放射能観測車及び気象観測設備で構成する。	機能要求①	【環境管理設備】 放射能観測車 気象観測設備 (風向風速計, 日射計, 放射収支計, 雨量計)	設計方針 (環境管理設備 の設備構成、系統構成)	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書 並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3.1 放射能観測車	【3.3.1 放射能観測車】 ・環境管理設備の構成について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37-100	環境管理設備は、重大事故等時において、敷地内の気象条件、敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度をモニタリング対象とする設計とする。	機能要求①	【環境管理設備】 放射能観測車 気象観測設備 (風向風速計, 日射計, 放射収支計, 雨量計)	設計方針 (環境管理設備 の設備構成、系統構成)	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書 並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3 環境管理設備	【3.3 環境管理設備】 ・環境管理設備のモニタリング対象について説明 する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37-101	緊急時対策建屋情報把握設備の一部であるデータ収集装置 (燃料加工建屋) 及びデータ表示装置 (燃料加工建屋) を常設重大事故等対処設備として位置付け、気象観測設備の測定値を監視及び記録する設計とする。	機能要求①	【緊急時対策建屋情報把握設備】 データ収集装置 (燃料加工建屋) データ表示装置 (燃料加工建屋)	設計方針 (設備構成)	V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 3.1.3情報把握設備	【3.1.3情報把握設備】 ・データ伝送に係る系統構成、設備構成等について、 説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37-102	気象観測設備の測定値を記録するための緊急時対策建屋情報把握設備については、「I 1-1 第2章 7.8 通信連絡設備」に示す。	機能要求①	【緊急時対策建屋情報把握設備】 データ収集装置 (燃料加工建屋) データ表示装置 (燃料加工建屋)	設計方針 (設備構成)	V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 3.1.3情報把握設備	【3.1.3情報把握設備】 ・データ伝送に係る系統構成、設備構成等について、 説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37-103	環境管理設備は、再処理施設と共用する。	機能要求①		設計方針 (悪影響防止)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等 対処設備が使用される条件の下における健全性 に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下にお ける健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用	【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響 についての考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37-104	再処理施設と共用する放射能観測車は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することにより、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。再処理施設と共用する気象観測設備は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、十分な台数を確保することにより、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【環境管理設備】 放射能観測車 気象観測設備 (風向風速計, 日射計, 放射収支計, 雨量計)	設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処 設備)) 設計方針 (悪影響防止)	V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する 説明書 (放射線管理施設) V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等 対処設備が使用される条件の下における健全性 に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下にお ける健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用	【個数及び容量】 常設重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を 説明する。 【個数及び容量】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を 説明する。 【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響 についての考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規④)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
19-28	再処理施設の放射能観測車は、再処理施設と共用する。また、気象観測設備は、再処理施設と共用する。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【環境管理設備】 放射能観測車 気象観測設備 (風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計、温度計)	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.6放射線管理施設	【1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.6放射線管理施設】 ○健全影響防止 ○共用 ・放射能観測車及び気象観測設備は、再処理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域等が同一の区域であることを図る設計とすることで、共用によってMAX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とすることを説明する。
19-29	放射能観測車及び気象観測設備は、再処理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域及び敷地が同一の区域であることにより、測定結果の共有を図る設計とすることで、共用によってMAX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	○	—	【環境管理設備】 放射能観測車 気象観測設備 (風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計、温度計)	—	※別紙3②については、第14条 安全機能を有する施設にて記載する。	【1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.6放射線管理施設】 ○健全影響防止 ○共用 ・放射能観測車及び気象観測設備は、再処理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域等が同一の区域であることを図る設計とすることで、共用によってMAX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とすることを説明する。	
37-97	重大事故等時において、放射能観測車を可搬型重大事故等対処設備として位置付け、敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を迅速に測定し、記録できるように、測定値を指示する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	—	—	—	—	—	○	—	【環境管理設備】 放射能観測車	<計測装置> 検出器の種類 計測範囲	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3.1 放射能観測車 3.8.1計測結果の指示または表示 3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存 4.1放射線管理施設の計測範囲 V-2-4 配置図	【3.3.1 放射能観測車】 放射能観測車の構成について説明する。 ・放射能観測車の搭載機器について説明する。 【3.8.1計測結果の指示または表示】 【3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・重大事故等対処設備による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。 【4.1放射線管理施設の計測範囲】 ・重大事故等対処設備の計測範囲について説明する。 【V-2-4 配置図】 ・放射能観測車の配置について、説明する。	
37-98	重大事故等時において、気象観測設備を常設重大事故等対処設備として位置付け、敷地内の風向、風速、日射量、放射収支量及び雨量を観測し、及びその結果を記録する設計とする。	設置要求 機能要求①	—	—	—	—	—	○	—	【環境管理設備】 気象観測設備 (風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計)	—	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3 環境管理設備 3.8.1計測結果の指示または表示 3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存	【3.3 環境管理設備】 ・気象観測設備の構成について説明する。 【3.8.1計測結果の指示または表示】 【3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・重大事故等対処設備による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。	
37-99	重大事故等対処設備として使用する環境管理設備は、放射能観測車及び気象観測設備で構成する。	機能要求①	—	—	—	—	—	○	—	【環境管理設備】 放射能観測車 気象観測設備 (風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計)	—	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3.1 放射能観測車	【3.3.1 放射能観測車】 環境管理設備の構成について説明する。	
37-100	環境管理設備は、重大事故等時において、敷地内の気象条件、敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度をモニタリング対象とする設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	○	—	【環境管理設備】 放射能観測車 気象観測設備 (風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計)	—	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3 環境管理設備	【3.3 環境管理設備】 ・環境管理設備のモニタリング対象について説明する。	
37-101	緊急時対策建屋情報把握設備の一部であるデータ収集装置 (燃料加工建屋) 及びデータ表示装置 (燃料加工建屋) を常設重大事故等対処設備として位置付け、気象観測設備の測定値を監視及び記録する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	○	—	【緊急時対策建屋情報把握設備】 データ収集装置 (燃料加工建屋) データ表示装置 (燃料加工建屋)	—	V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 3.1.3情報把握設備	【3.1.3情報把握設備】 ・データ伝送に係る系統構成、設備構成等について、説明する。	
37-102	気象観測設備の観測値を記録するための緊急時対策建屋情報把握設備については、「I 1-1 第2章 7.8 通信連絡設備」に示す。	機能要求①	—	—	—	—	—	○	—	【室内電源設備】 受電開閉設備 高圧母線 低圧母線 【緊急時対策建屋情報把握設備】 データ収集装置 (燃料加工建屋) データ表示装置 (燃料加工建屋)	—	V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 3.1.3情報把握設備	【3.1.3情報把握設備】 ・データ伝送に係る系統構成、設備構成等について、説明する。	
37-103	環境管理設備は、再処理施設と共用する。	機能要求①	—	—	—	—	—	○	—	—	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 健全影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる健全影響についての考慮を説明する。	
37-104	再処理施設と共用する放射能観測車は、MAX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。再処理施設と共用する気象観測設備は、MAX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、十分な台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	○	—	【環境管理設備】 放射能観測車 気象観測設備 (風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計)	—	V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (放射線管理施設) V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 健全影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用	【備数及び容量】 常設重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【備数及び容量】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる健全影響についての考慮を説明する。	



項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表
37 105	気象観測設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【環境管理設備】 気象観測設備 (風向風速計, 日射計, 放射収支計, 雨量計)	設計方針 (悪影響防止)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に 関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止	【2.4 悪影響防止】 重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37 106	屋外に保管する放射能観測車は、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることでの他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針	設計方針 (悪影響防止)	2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止	【2.4 悪影響防止】 重大事故等対処設備の竜巻による悪影響についての考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37 107	再処理施設と共用する気象観測設備は、敷地内において風向、風速その他の気象条件を観測するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とする。また、1台を有する設計とする。	設置要求 機能要求①	【環境管理設備】 気象観測設備 (風向風速計, 日射計, 放射収支計, 雨量計)	設計方針 (個数及び容量 (常設重大事故等対処設備))	V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (放射線管理施設) V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 4.1放射線管理施設の計測範囲	【基本方針 (個数及び容量 (常設重大事故等対処設備))】 常設重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【4.1放射線管理施設の計測範囲】 ・気象観測設備の計測範囲について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37 108	再処理施設と共用する放射能観測車は、敷地内において、空気中の放射性物質の濃度及び量を測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とする。また、必要な台数を有する設計とする。	設置要求 機能要求②	【環境管理設備】 放射能観測車	設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))	V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (放射線管理施設) V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 4.1放射線管理施設の計測範囲	【基本方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【4.1放射線管理施設の計測範囲】 ・排気モニタリング設備の計測範囲について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37 109	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる環境管理設備は、自然現象、人為事象、洪水及び火災に対して代替設備による機能の確保又は修理の対応により重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求①	【環境管理設備】 放射能観測車 気象観測設備 (風向風速計, 日射計, 放射収支計, 雨量計)	設計方針 (環境条件等 (常設重大事故等対処設備))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に 関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針の適用除外を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37 110	屋外に保管する放射能観測車は、風 (台風) 及び竜巻に対して、風 (台風) 及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処設備))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に 関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37 111	環境管理設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、点検等が可能な設計とする。	機能要求①	【環境管理設備】 放射能観測車 気象観測設備 (風向風速計, 日射計, 放射収支計, 雨量計)	設計方針 (試験・検査性)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に 関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規④)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
37 - 105	気象観測設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	【環境管理設備】 気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計）	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止	【2.4 悪影響防止】 重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。
37 - 106	屋外に保管する放射能観測車は、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることによって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	運用要求	-	-	-	-	-	-	○	-	施設共通 基本設計方針	-	2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止	【2.4 悪影響防止】 重大事故等対処設備の竜巻による悪影響についての考慮を説明する。
37 - 107	再処理施設と共用する気象観測設備は、敷地内において風向、風速その他の気象条件を観測するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とする。また、1台を有する設計とする。	設置要求 機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	【環境管理設備】 気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計）	-	V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設） V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 4.1放射線管理施設の計測範囲	【基本方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））】 常設重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【4.1放射線管理施設の計測範囲】 ・気象観測設備の計測範囲について説明する。
37 - 108	再処理施設と共用する放射能観測車は、敷地内において、空気中の放射性物質の濃度及び量を測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とする。また、必要な台数を有する設計とする。	設置要求 機能要求②	-	-	-	-	-	-	○	-	【環境管理設備】 放射能観測車	<計測装置> 計測範囲	V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設） V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 4.1放射線管理施設の計測範囲	【基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【4.1放射線管理施設の計測範囲】 ・移動モニタリング設備の計測範囲について説明する。
37 - 109	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる環境管理設備は、自然現象、人為事象、溢水及び火災に対して代替設備による機能の確保又は修理の対応により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	【環境管理設備】 放射能観測車 気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計）	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 a. 常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針の適用除外を説明する。
37 - 110	屋外に保管する放射能観測車は、風（台風）及び竜巻に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	冒頭宣言	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。
37 - 111	環境管理設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	【環境管理設備】 放射能観測車 気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計）	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性(1) 操作性】 ・重大事故等対処設備の操作性について説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表
37 112	6.1.6 代替放射能観測設備	設置要求	【可搬型放射能観測設備】 ガンマ線用サーベイメータ (NaI (TI) シンチレーション) (SA) ガンマ線用サーベイメータ (電離箱) (SA) 中性子線用サーベイメータ (SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 可搬型ダスト・よう素サンブラ (SA)	設計方針 (代替放射能観測設備の設備構成、系統構成)	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.4.1可搬型放射能観測設備	【3.4.1可搬型放射能観測設備】 ・代替放射能観測設備の構成について説明する。  【V-2-4 配置図】 ・代替放射能観測設備の配置について、説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37 113	代替放射能観測設備は、可搬型放射能観測設備のガンマ線用サーベイメータ (NaI (TI) シンチレーション) (SA) (再処理施設と共用 (以下同じ。))、ガンマ線用サーベイメータ (電離箱) (SA) (再処理施設と共用 (以下同じ。))、中性子線用サーベイメータ (SA) (再処理施設と共用 (以下同じ。))、アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) (再処理施設と共用 (以下同じ。))及び可搬型ダスト・よう素サンブラ (SA) (再処理施設と共用 (以下同じ。))で構成する。	機能要求①	【可搬型放射能観測設備】 ガンマ線用サーベイメータ (NaI (TI) シンチレーション) (SA) ガンマ線用サーベイメータ (電離箱) (SA) 中性子線用サーベイメータ (SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 可搬型ダスト・よう素サンブラ (SA)	設計方針 (代替放射能観測設備の設備構成、系統構成)	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.4.1可搬型放射能観測設備	【3.4.1可搬型放射能観測設備】 ・代替放射能観測設備の構成について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37 114	可搬型放射能観測設備は、空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を測定し、記録できるように、測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【可搬型放射能観測設備】 ガンマ線用サーベイメータ (NaI (TI) シンチレーション) (SA) ガンマ線用サーベイメータ (電離箱) (SA) 中性子線用サーベイメータ (SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 可搬型ダスト・よう素サンブラ (SA)	設計方針 (指示、表示、記録及び保存) 設計方針 (計測範囲)	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.8.1計測結果の指示または表示 3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存 4.1放射線管理施設の計測範囲	【3.8.1計測結果の指示または表示】 【3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・重大事故等対処設備による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。  【4.1放射線管理施設の計測範囲】 ・重大事故等対処設備の計測範囲について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37 115	可搬型放射能観測設備は、再処理施設と共用する。	機能要求①	【可搬型放射能観測設備】 ガンマ線用サーベイメータ (NaI (TI) シンチレーション) (SA) ガンマ線用サーベイメータ (電離箱) (SA) 中性子線用サーベイメータ (SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 可搬型ダスト・よう素サンブラ (SA)	設計方針 (悪影響防止)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用	【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37 116	再処理施設と共用するガンマ線用サーベイメータ (NaI (TI) シンチレーション) (SA)、ガンマ線用サーベイメータ (電離箱) (SA)、中性子線用サーベイメータ (SA) 及びアルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。再処理施設と共用する可搬型ダスト・よう素サンブラ (SA) は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【可搬型放射能観測設備】 ガンマ線用サーベイメータ (NaI (TI) シンチレーション) (SA) ガンマ線用サーベイメータ (電離箱) (SA) 中性子線用サーベイメータ (SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 可搬型ダスト・よう素サンブラ (SA)	設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備)) 設計方針 (悪影響防止)	V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (放射線管理施設) V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用	【個数及び容量】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。  【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37 117	可搬型放射能観測設備は、共通要因によって環境管理設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を環境管理設備が設置される環境管理施設従務から10m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することと位置的分散を図る設計とする。	設置要求	【可搬型放射能観測設備】 ガンマ線用サーベイメータ (NaI (TI) シンチレーション) (SA) ガンマ線用サーベイメータ (電離箱) (SA) 中性子線用サーベイメータ (SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 可搬型ダスト・よう素サンブラ (SA)	設計方針 (共通要因故障に対する考慮等 (可搬型重大事故等対処設備))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.3 共通要因故障に対する考慮 (2) 可搬型重大事故等対処設備	【2.3 共通要因故障に対する考慮(2) 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37 118	再処理施設と共用する可搬型放射能観測設備は、敷地内において、空気中の放射性物質の濃度及び量を測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とする。また、ガンマ線用サーベイメータ (NaI (TI) シンチレーション) (SA)、ガンマ線用サーベイメータ (電離箱) (SA)、中性子線用サーベイメータ (SA) 及びアルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) の保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とし、可搬型ダスト・よう素サンブラ (SA) の保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【可搬型放射能観測設備】 ガンマ線用サーベイメータ (NaI (TI) シンチレーション) (SA) ガンマ線用サーベイメータ (電離箱) (SA) 中性子線用サーベイメータ (SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 可搬型ダスト・よう素サンブラ (SA)	設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))	V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (放射線管理施設) V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 4.1放射線管理施設の計測範囲	【基本方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。  【4.1放射線管理施設の計測範囲】 ・可搬型放射能観測設備の計測範囲について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
37 - 112	6.1.6 代替放射能観測設備 重大事故等時において、放射能観測車が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替放射能観測設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.4.1可搬型放射能観測設備 V-2-4 配置図	【3.4.1可搬型放射能観測設備】 ・代替放射能観測設備の構成について説明する。 【V-2-4 配置図】 ・代替放射能観測設備の配置について、説明する。
37 - 113	代替放射能観測設備は、可搬型放射能観測設備のガンマ線用サーベイメータ (NaI (Tl) シンチレーション) (SA) (再処理施設と共用(以下同じ。))、ガンマ線用サーベイメータ (電離箱) (SA) (再処理施設と共用(以下同じ。))、中性子線用サーベイメータ (SA) (再処理施設と共用(以下同じ。))、アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) (再処理施設と共用(以下同じ。))及び可搬型ダスト・よう素サンブラ (SA) (再処理施設と共用(以下同じ。))で構成する。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.4.1可搬型放射能観測設備	【3.4.1可搬型放射能観測設備】 ・代替放射能観測設備の構成について説明する。
37 - 114	可搬型放射能観測設備は、空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を測定し、記録できるように、測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	-	-	-	-	-	-	○	-	-	<計測装置> 検出器の種類 計測範囲	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.8.1計測結果の指示または表示 3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存 4.1放射線管理施設の計測範囲	【3.8.1計測結果の指示または表示】 【3.8.3重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・重大事故等対処設備による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。 【4.1放射線管理施設の計測範囲】 について説明する。
37 - 115	可搬型放射能観測設備は、再処理施設と共用する。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用	【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。
37 - 116	再処理施設と共用するガンマ線用サーベイメータ (NaI (Tl) シンチレーション) (SA)、ガンマ線用サーベイメータ (電離箱) (SA)、中性子線用サーベイメータ (SA) 及びアルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。再処理施設と共用する可搬型ダスト・よう素サンブラ (SA) は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、十分な台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (放射線管理施設) V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用	【個数及び容量】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。
37 - 117	可搬型放射能観測設備は、共通要因によって環境管理設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を環境管理設備が設置される環境管理施設近傍から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.3 共通要因故障に対する考慮 (2) 可搬型重大事故等対処設備	【2.3 共通要因故障に対する考慮】 ・可搬型重大事故等対処設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する
37 - 118	再処理施設と共用する可搬型放射能観測設備は、敷地内において、空気中の放射性物質の濃度及び量を測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とする。また、ガンマ線用サーベイメータ (NaI (Tl) シンチレーション) (SA)、ガンマ線用サーベイメータ (電離箱) (SA)、中性子線用サーベイメータ (SA) 及びアルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) の保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とし、可搬型ダスト・よう素サンブラ (SA) の保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	-	-	-	-	-	-	○	-	-	<計測装置> 計測範囲	V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (放射線管理施設) V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 4.1放射線管理施設の計測範囲	【基本方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))】 ・可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【4.1放射線管理施設の計測範囲】 について説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表
37 119	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対応に用いる可搬型放射能観測設備は、「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の新機設計」に基づき設計とすることで重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処設備))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37 120	可搬型放射能観測設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風 (台風) 等により重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	【可搬型放射能観測設備】 ガンマ線用サーベイメータ (NaI (TI) シンチレーション) (SA) ガンマ線用サーベイメータ (電離箱) (SA) 中性子線用サーベイメータ (SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 可搬型ダスト・よう素サンブラ (SA)	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処設備))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37 121	可搬型放射能観測設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	設計方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処設備))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37 122	可搬型放射能観測設備は、通常時において、重大事故等に対応するために必要な機能を確認するため、設定、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、点検等が可能な設計とする。	機能要求①	【可搬型放射能観測設備】 ガンマ線用サーベイメータ (NaI (TI) シンチレーション) (SA) ガンマ線用サーベイメータ (電離箱) (SA) 中性子線用サーベイメータ (SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 可搬型ダスト・よう素サンブラ (SA)	設計方針 (試験・検査性)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 可搬型重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37 123	6.1.7 代替気象観測設備 重大事故等時において、気象観測設備が機能喪失した場合、その機能を代替する代替気象観測設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	【可搬型気象観測設備】 可搬型気象観測設備 (風向風速計, 日射計, 放射収支計, 雨量計) 【代替気象観測設備】 可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型風向風速計 可搬型気象観測用発電機 監視測定用運搬車	設計方針 (代替気象観測設備の設備構成、系統構成)	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.5代替気象観測設備	【3.5代替気象観測設備】 代替気象観測設備の構成について説明する。 【V-2-4 配置図】 可搬型気象観測用発電機の配置について、説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37 124	代替気象観測設備は、可搬型気象観測設備(再処理施設と共用(以下同じ。))、可搬型気象観測用データ伝送装置(再処理施設と共用(以下同じ。))、可搬型風向風速計、可搬型気象観測用発電機(再処理施設と共用(以下同じ。))及び監視測定用運搬車(再処理施設と共用(以下同じ。))で構成する。監視測定用運搬車は代替環境モニタリング設備と兼用する設計とする。	機能要求①	【可搬型気象観測設備】 可搬型気象観測設備 (風向風速計, 日射計, 放射収支計, 雨量計) 【代替気象観測設備】 可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型風向風速計 可搬型気象観測用発電機 監視測定用運搬車	設計方針 (代替気象観測設備の設備構成、系統構成)	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.5代替気象観測設備	【3.5代替気象観測設備】 代替気象観測設備の構成について説明する。 【V-2-5 構造図】 可搬型気象観測用発電機の構造について、説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37 125	緊急時対策建屋情報把握設備の一部である情報収集装置及び情報表示装置を常設重大事故等対処設備として設置する。	機能要求①	【緊急時対策建屋情報把握設備】 情報収集装置 情報表示装置	設計方針 (設備構成)	V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 3.1.3情報把握設備	【3.1.3情報把握設備】 データ伝送に係る系統構成、設備構成等について、説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37 126	制御建屋情報把握設備の一部である制御建屋可搬型情報収集装置 (燃料加工建屋) 及び制御建屋可搬型情報表示装置 (燃料加工建屋) を可搬型重大事故等対処設備として配備する。	機能要求①	【制御建屋情報把握設備】 制御建屋可搬型情報収集装置 (燃料加工建屋) 制御建屋可搬型情報表示装置 (燃料加工建屋)	設計方針 (設備構成)	V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 3.1.3情報把握設備	【3.1.3情報把握設備】 データ伝送に係る系統構成、設備構成等について、説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37 127	代替気象観測設備の観測値を記録するための緊急時対策建屋情報把握設備及び制御建屋情報把握設備については、「1 1-1 第2章 7.8 通信連絡設備」に示す。	機能要求①	【緊急時対策建屋情報把握設備】 情報収集装置 情報表示装置 【制御建屋情報把握設備】 制御建屋可搬型情報収集装置 (燃料加工建屋) 制御建屋可搬型情報表示装置 (燃料加工建屋)	設計方針 (設備構成)	V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 3.1.3情報把握設備	【3.1.3情報把握設備】 データ伝送に係る系統構成、設備構成等について、説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37 128	可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、再処理施設と共用する。	機能要求①		設計方針 (悪影響防止)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37 129	再処理施設と共用する可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用データ伝送装置は、燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、十分な台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対応に影響を及ぼさない設計とする。再処理施設と共用する可搬型気象観測用発電機は、燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対応に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【可搬型気象観測設備】 可搬型気象観測設備 (風向風速計, 日射計, 放射収支計, 雨量計) 【代替気象観測設備】 可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型気象観測用発電機	設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備)) 設計方針 (悪影響防止)	V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (放射線管理施設) V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用	【個数及び容量】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37 130	可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、共通要因によって環境管理設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な容量を環境管理設備が設置される敷地内施設敷地の敷地から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	【可搬型気象観測設備】 可搬型気象観測設備 (風向風速計, 日射計, 放射収支計, 雨量計) 【代替気象観測設備】 可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型気象観測用発電機	設計方針 (共通要因故障に対する考慮等 (可搬型重大事故等対処設備))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.3 共通要因故障に対する考慮 (2) 可搬型重大事故等対処設備	【2.3 共通要因故障に対する考慮 (2) 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請								
			説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規④)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載		
37 119	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる可搬型放射能観測設備は、「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の新機設計」に基づく設計をすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象からの防護方針を説明する。
37 120	可搬型放射能観測設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	【可搬型放射能観測設備】 ガンマ線用サーベイメータ (NaI (TI) シンチレーション) (SA) ガンマ線用サーベイメータ (電離箱) (SA) 中性子線用サーベイメータ (SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 可搬型ダスト・よう素サンプラ (SA)	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。
37 121	可搬型放射能観測設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。
37 122	可搬型放射能観測設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、設定、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、点検等が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	【可搬型放射能観測設備】 ガンマ線用サーベイメータ (NaI (TI) シンチレーション) (SA) ガンマ線用サーベイメータ (電離箱) (SA) 中性子線用サーベイメータ (SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 可搬型ダスト・よう素サンプラ (SA)	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性(1) 操作性】 ・ 重大事故等対処設備の操作性について説明する。
37 123	6.1.7 代替気象観測設備 重大事故等時において、気象観測設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替気象観測設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	【可搬型気象観測設備】 可搬型気象観測設備 (風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計) 【代替気象観測設備】 可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型風向風速計 可搬型気象観測用発電機 監視測定用運搬車	—	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.5 代替気象観測設備	【3.5 代替気象観測設備】 ・ 代替気象観測設備の構成について説明する。
37 124	代替気象観測設備は、可搬型気象観測設備(再処理施設と共用(以下同じ。))、可搬型気象観測用データ伝送装置(再処理施設と共用(以下同じ。))、可搬型風向風速計、可搬型気象観測用発電機(再処理施設と共用(以下同じ。))及び監視測定用運搬車(再処理施設と共用(以下同じ。))で構成する。監視測定用運搬車は代替環境モニタリング設備と兼用する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	【可搬型気象観測設備】 可搬型気象観測設備 (風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計) 【代替気象観測設備】 可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型風向風速計 可搬型気象観測用発電機 監視測定用運搬車	—	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.5 代替気象観測設備 V-2-4 配置図 V-2-5 構造図	【3.5 代替気象観測設備】 ・ 代替気象観測設備の構成について説明する。 【V-2-4 配置図】 ・ 可搬型気象観測用発電機の配置について、説明する。 【V-2-5 構造図】 ・ 可搬型気象観測用発電機の構造について、説明する。
37 125	緊急時対策建屋情報把握設備の一部である情報収集装置及び情報表示装置を常設重大事故等対処設備として設置する。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	【緊急時対策建屋情報把握設備】 情報収集装置 情報表示装置	—	V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 3.1.3 情報把握設備	【3.1.3 情報把握設備】 ・ データ伝送に係る系統構成、設備構成等について、説明する。
37 126	制御建屋情報把握設備の一部である制御建屋可搬型情報収集装置 (燃料加工建屋) 及び制御建屋可搬型情報表示装置 (燃料加工建屋) を可搬型重大事故等対処設備として配置する。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	【制御建屋情報把握設備】 制御建屋可搬型情報収集装置 (燃料加工建屋) 制御建屋可搬型情報表示装置 (燃料加工建屋)	—	V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 3.1.3 情報把握設備	【3.1.3 情報把握設備】 ・ データ伝送に係る系統構成、設備構成等について、説明する。
37 127	代替気象観測設備の観測値を記録するための緊急時対策建屋情報把握設備及び制御建屋情報把握設備については、「1 1-1 第2章 7.8 通信連絡設備」に示す。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	【緊急時対策建屋情報把握設備】 情報収集装置 情報表示装置 【制御建屋情報把握設備】 制御建屋可搬型情報収集装置 (燃料加工建屋) 制御建屋可搬型情報表示装置 (燃料加工建屋)	—	V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 3.1.3 情報把握設備	【3.1.3 情報把握設備】 ・ データ伝送に係る系統構成、設備構成等について、説明する。
37 128	可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、再処理施設と共用する。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用	【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】 可搬型重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。
37 129	再処理施設と共用する可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用データ伝送装置は、燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、十分な台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。再処理施設と共用する可搬型気象観測用発電機は、燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	【可搬型気象観測設備】 可搬型気象観測設備 (風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計) 【代替気象観測設備】 可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型気象観測用発電機	—	V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (放射線管理施設) V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用	【個数及び容量】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】 可搬型重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。
37 130	可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、共通要因によって環境管理設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な容量を環境管理設備が設置される燃料加工施設の敷地の裏側から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	【可搬型気象観測設備】 可搬型気象観測設備 (風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計) 【代替気象観測設備】 可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型気象観測用発電機	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.3 共通要因故障に対する考慮 (2) 可搬型重大事故等対処設備	【2.3 共通要因故障に対する考慮(2) 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類
37-131	可搬型風向風速計は、共通要因によって環境管理設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を放射性加工施設の敷地内の費場から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	【代替気象観測設備】 可搬型風向風速計	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37-132	再処理施設と共用する可搬型気象観測設備は、敷地内において風向、風速その他の気象条件を観測できる設計とする。また、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する設計とする。	設置要求	【可搬型気象観測設備】 可搬型気象観測設備（風向風速計、日照計、放射線支計、雨量計）	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設）	【基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37-133	再処理施設と共用する可搬型気象観測用データ伝送装置は、可搬型気象観測設備の観測値を衛星通信により再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とする。また、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。	設置要求 機能要求①	【代替気象観測設備】 可搬型気象観測用データ伝送装置	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設） V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.5代替気象観測設備	【基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.5代替気象観測設備】 可搬型気象観測設備の測定値のデータ伝送について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37-134	再処理施設と共用する可搬型気象観測用発電機は、可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とする。また、保有数は、必要数及び予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求②	【代替気象観測設備】 可搬型気象観測用発電機	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設）	【基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37-135	可搬型風向風速計は、敷地内において風向、風速を測定できる設計とする。また、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する設計とする。	設置要求	【代替気象観測設備】 可搬型風向風速計	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設）	【基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37-136	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置、可搬型風向風速計及び可搬型気象観測用発電機は、「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の前倒設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象からの防護方針を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37-137	代替気象観測設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	【可搬型気象観測設備】 可搬型気象観測設備（風向風速計、日照計、放射線支計、雨量計） 【代替気象観測設備】 可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型風向風速計 可搬型気象観測用発電機	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37-138	可搬型風向風速計は、漏水量を考慮し、影響を受けにくい高さへの保管、防水防護する設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち、漏水及び火災からの防護方針を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37-139	代替気象観測設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37-140	可搬型気象観測設備及び可搬型風向風速計は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	【可搬型気象観測設備】 可搬型気象観測設備（風向風速計、日照計、放射線支計、雨量計） 【代替気象観測設備】 可搬型風向風速計	設計方針（試験・検査性）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性(2) 試験・検査性】 ・ 重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37-141	可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替等が可能な設計とする。	機能要求①	【代替気象観測設備】 可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型気象観測用発電機	設計方針（試験・検査性）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性(2) 試験・検査性】 ・ 重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37-142	6.1.8 環境モニタリング用代替電源設備 重大事故等において、非常用内電源系統から環境モニタリング設備への給電が喪失した場合、代替電源から給電するため、環境モニタリング用代替電源設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	【環境モニタリング用代替電源設備】 環境モニタリング用可搬型発電機 監視測定用運搬車	設計方針（環境モニタリング用代替電源設備構成、系統構成）	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.6.1環境モニタリング用可搬型発電機 V-2-4 配置図	【3.6.1環境モニタリング用可搬型発電機】 ・ 環境モニタリング用可搬型発電機について説明する。 【V-2-4 配置図】 ・ 環境モニタリング用可搬型発電機の配置について、説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37-143	環境モニタリング用代替電源設備は、環境モニタリング用可搬型発電機（再処理施設と共用（以下同じ。））及び監視測定用運搬車（再処理施設と共用（以下同じ。））で構成する。監視測定用運搬車は代替環境モニタリング設備と兼用する設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング用代替電源設備】 環境モニタリング用可搬型発電機 監視測定用運搬車	設計方針（環境モニタリング用代替電源設備構成、系統構成）	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.6.1環境モニタリング用可搬型発電機 V-2-5 構造図	【3.6.1環境モニタリング用可搬型発電機】 ・ 環境モニタリング用代替電源設備の構成について説明する。 【V-2-5 構造図】 ・ 環境モニタリング用可搬型発電機の構造について、説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—



項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規④)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
37-131	可搬型風向風速計は、共通要因によって環境管理設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を燃料加工施設の敷地内の費場から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	—	○	—	【代替気象観測設備】 可搬型風向風速計	—	—
37-132	再処理施設と共用する可搬型気象観測設備は、敷地内において風向、風速その他の気象条件を観測できる設計とする。また、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	—	○	—	【可搬型気象観測設備】 可搬型気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計）	—	V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設） 【基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。
37-133	再処理施設と共用する可搬型気象観測用データ伝送装置は、可搬型気象観測設備の観測値を衛星通信により再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とする。また、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。	設置要求 機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	○	—	【代替気象観測設備】 可搬型気象観測用データ伝送装置	—	V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設） V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.5代替気象観測設備 【基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.5代替気象観測設備】 可搬型気象観測設備の測定値のデータ伝送について説明する。
37-134	再処理施設と共用する可搬型気象観測用発電機は、可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とする。また、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	—	—	—	—	—	—	—	○	—	【代替気象観測設備】 可搬型気象観測用発電機	<発電機> 容量	V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設） 【基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。
37-135	可搬型風向風速計は、敷地内において風向、風速を測定できる設計とする。また、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	—	○	—	【代替気象観測設備】 可搬型風向風速計	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備
37-136	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に對処に用いる可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置、可搬型風向風速計及び可搬型気象観測用発電機は、「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の前策設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の範囲となる事象からの防護方針を説明する。
37-137	代替気象観測設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	—	○	—	【可搬型気象観測設備】 可搬型気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計） 【代替気象観測設備】 可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型風向風速計 可搬型気象観測用発電機	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備
37-138	可搬型風向風速計は、漏水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護する設計とする。	運用要求	—	—	—	—	—	—	—	○	—	施設共通 基本設計方針	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備
37-139	代替気象観測設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備
37-140	可搬型気象観測設備及び可搬型風向風速計は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、点検等が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	○	—	【可搬型気象観測設備】 可搬型気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計） 【代替気象観測設備】 可搬型風向風速計	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備
37-141	可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、点検等が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	○	—	【代替気象観測設備】 可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型気象観測用発電機	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備
37-142	6.1.8 環境モニタリング用代替電源設備 重大事故等において、非常用内電源系統から環境モニタリング設備への給電が喪失した場合に、代替電源から給電するため、環境モニタリング用代替電源設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	—	○	—	【環境モニタリング用代替電源設備】 環境モニタリング用可搬型発電機 監視測定用運転率	—	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.6.1環境モニタリング用可搬型発電機 V-2-4 配置図 V-2-5 構造図 【3.6.1環境モニタリング用可搬型発電機】 環境モニタリング用可搬型発電機の配置について、説明する。 【V-2-5 構造図】 環境モニタリング用可搬型発電機の構造について、説明する。
37-143	環境モニタリング用代替電源設備は、環境モニタリング用可搬型発電機（再処理施設と共用（以下同じ。））及び監視測定用運転率（再処理施設と共用（以下同じ。））で構成する。監視測定用運転率は代替環境モニタリング設備と兼用する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	○	—	【環境モニタリング用代替電源設備】 環境モニタリング用可搬型発電機 監視測定用運転率	—	V-1-5-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.6.1環境モニタリング用可搬型発電機 【3.6.1環境モニタリング用可搬型発電機】 環境モニタリング用可搬型発電機の構成について説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表
37 - 144	環境モニタリング用可搬型発電機は、再処理施設と共用する。	機能要求①		設計方針 (悪影響防止)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等 対処設備が使用される条件の下における健全性 に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下にお ける健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用	【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響 についての考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37 - 145	再処理施設と共用する環境モニタリング用可搬型発電機は、MOX燃料加工 施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台 数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさな い設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング用代替電源設備】 環境モニタリング用可搬型発電機	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処 設備)) 設計方針 (悪影響防止)	V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する 説明書 (放射線管理施設) V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等 対処設備が使用される条件の下における健全性 に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下にお ける健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用	【基本方針 (個数及び容量)】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様 を説明する。 【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響 についての考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37 - 146	環境モニタリング用可搬型発電機は、共通要因によって環境モニタリング 設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバック アップを含めて必要な容量を環境モニタリング設備が設置される周辺監視 区域境界付近から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリア に分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	【環境モニタリング用代替電源設備】 環境モニタリング用可搬型発電機	設計方針 (共通要因故障 に対する考慮等 (可搬型 重大事故等対処設備))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等 対処設備が使用される条件の下における健全性 に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下にお ける健全性 2.3 共通要因故障に対する考慮 (2) 可搬型重大事故等対処設備	【2.3 共通要因故障に対する考慮(2) 可搬型重大 事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備の多様性、独立性、位 置的分散の考慮を説明する	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37 - 147	再処理施設と共用する環境モニタリング用可搬型発電機は、環境モニタ リング設備に給電できる容量を有する設計とともに、保有数は、必要 数及び余裕として故障時及び点検保守による再稼働時のバックアップ を含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【環境モニタリング用代替電源設備】 環境モニタリング用可搬型発電機	設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処 設備))	V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する 説明書 (放射線管理施設)	【基本方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等 対処設備))】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様 を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37 - 148	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる環境モニタ リング用可搬型発電機は、「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を 要因とする重大事故等に対する施設の新設計」に基づく設計とすること で重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処 設備))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等 対処設備が使用される条件の下における健全性 に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下にお ける健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 b.可搬型重大事 故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対する設計基準事故 において想定した条件より厳しい条件の要因とな る事象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37 - 149	環境モニタリング用可搬型発電機は、外部からの衝撃による損傷を防止で きる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風 (台風) 等 により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	【環境モニタリング用代替電源設備】 環境モニタリング用可搬型発電機	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処 設備))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等 対処設備が使用される条件の下における健全性 に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下にお ける健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 b.可搬型重大事 故等対処設備】 重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護 方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37 - 150	環境モニタリング用可搬型発電機は、内部発生飛散物の影響を考慮し、第 1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受け ない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損な わない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	設計方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処 設備))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等 対処設備が使用される条件の下における健全性 に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下にお ける健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 b.可搬型重大事 故等対処設備】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影 響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明 する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37 - 151	環境モニタリング用可搬型発電機は、環境モニタリング設備と容易かつ確 実に接続できるよう、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方 式を用いる設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング用代替電源設備】 環境モニタリング用可搬型発電機	設計方針 (操作性の確 保)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等 対処設備が使用される条件の下における健全性 に関する説明書 別紙1 可搬型重大事故等対処設備の保管場所及 びアクセスルート 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下にお ける健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性	【2.6 操作性及び試験・検査性(1) 操作性】 ・重大事故等対処設備の操作性について説明す る。	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規④)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
37-144	環境モニタリング用可搬型発電機は、再処理施設と共用する。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に關する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用	【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。
37-145	再処理施設と共用する環境モニタリング用可搬型発電機は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処を考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	○	—	【環境モニタリング用代替電源設備】 環境モニタリング用可搬型発電機	—	V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(放射線管理施設) V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に關する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用	【基本方針(個数及び容量)】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【2.4.2 健全性確保のための設計方針(2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。	
37-146	環境モニタリング用可搬型発電機は、共通要因によって環境モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な容量を環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	○	—	【環境モニタリング用代替電源設備】 環境モニタリング用可搬型発電機	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に關する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.3 共通要因故障に対する考慮 (2) 可搬型重大事故等対処設備	【2.3 共通要因故障に対する考慮(2) 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する	
37-147	再処理施設と共用する環境モニタリング用可搬型発電機は、環境モニタリング設備に給電できる容量を有する設計とともに、保有数は、必要数及び予備として故障時及び点検保守による再稼働時等のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	—	—	—	—	—	○	—	【環境モニタリング用代替電源設備】 環境モニタリング用可搬型発電機	<発電機> 容量	V-1-1-3-6 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(放射線管理施設)	【基本方針(個数及び容量)】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。	
37-148	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる環境モニタリング用可搬型発電機は、「8.2 重大事故等対処設備」の「8.2.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に關する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象からの防護方針を説明する。	
37-149	環境モニタリング用可搬型発電機は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	○	—	【環境モニタリング用代替電源設備】 環境モニタリング用可搬型発電機	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に關する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	
37-150	環境モニタリング用可搬型発電機は、内部発生飛散物の影響を考慮し、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に關する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.5 環境条件 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5 環境条件(1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。	
37-151	環境モニタリング用可搬型発電機は、環境モニタリング設備と容易かつ確実に接続できるよう、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	○	—	【環境モニタリング用代替電源設備】 環境モニタリング用可搬型発電機	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に關する説明書 別添1 可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性	【2.6 操作性及び試験・検査性(1) 操作性】 ・重大事故等対処設備の操作性について説明する。	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表
37 152	環境モニタリング用可搬型発電機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を完全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング用代替電源設備】 環境モニタリング用可搬型発電機	設計方針（試験・検査性）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等 対処設備が使用される条件の下における健全性 に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下にお ける健全性 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性】 ・ 重大事故等対処設備の操作性について説明す る。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19-30	6.1.9 個人管理設備（個人管理用設備） 放射線業務従事者等の除量評価のため、個人除量計(再処理施設と共用(以下同 じ。))を配備し、ホールボディカウンタ(再処理施設と共用(以下同 じ。))を設置する設計とする。	設置要求	【個人管理設備】 個人除量計 ホールボディカウンタ	設計方針（個人管理設備 の設備構成、系統構成）	V-1-5-2 管理区域の出入管理設備並びに燃料分 析関係設備及び代替燃料分析関係設備に関する説 明書 3.1個人管理設備	【3.1個人管理設備】 ・ 個人管理設備の構成について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19-31	再処理施設の個人除量計及びホールボディカウンタは、再処理施設と共用 する。	機能要求①	【個人管理設備】 個人除量計 ホールボディカウンタ	設計方針（共用）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等 対処設備が使用される条件の下における健全性 に関する説明書 1.7.6放射線管理施設 1.7.6放射線管理施設 V-1-5-2 管理区域の出入管理設備並びに燃料分 析関係設備及び代替燃料分析関係設備に関する説 明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1個人管理設備	【1.7.6放射線管理施設】 ○ 放射線管理施設 ○ 共用 ・ 個人除量計及びホールボディカウンタは再処理 施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で統一 し、必要な個数を確保する設計とすることで、共 用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわな い設計とする。 【3. 施設の詳細設計方針】 【3.1個人管理設備】 ・ 個人管理設備の個数の考え方について説明す る。	-	-	-	-	-	-	-	-	
19-32	個人除量計及びホールボディカウンタは、再処理施設と共用するが、仕様 及び運用を各施設で統一し、必要な個数を確保する設計とすることで、共 用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	【個人管理設備】 個人除量計 ホールボディカウンタ	設計方針（共用）	※別紙3②については、第14条 安全機能を有す る施設にて記載する。		-	-	-	-	-	-	-	-	-
19-33	6.1.10 出入管理設備 放射線業務従事者等の管理区域の出入管理並びに汚染管理及び除染のた めの出入管理設備を設置する設計とする。	設置要求	【出入管理設備】 退出モニタ ゲートの出入管理設備 放射線サーベイ機器 シャワ及び手洗い場を備えた除染室	設計方針（出入管理設備 の設備構成、系統構成）	V-1-5-2 管理区域の出入管理設備並びに燃料分 析関係設備及び代替燃料分析関係設備に関する説 明書 3.2出入管理設備	【3.2出入管理設備】 ・ 出入管理設備の構成について説明する。 ・ 出入管理の方法について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19-34	MOX燃料加工施設の管理区域への出入りは、原則として出入管理設備を設 置した所定の出入口を通る設計とする。	設置要求	【出入管理設備】 ゲートの出入管理設備	設計方針（出入管理設備 の設備構成、系統構成）			-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規④)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
37 152	環境モニタリング用可搬型発電機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を完全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【環境モニタリング用代替電源設備】 環境モニタリング用可搬型発電機	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に備える説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (2)試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性】 ・重大事故等対処設備の操作性について説明する。
19-30	6.1.9 個人管理設備（個人管理用設備） 放射線業務従事者等の除量評価のため、個人線量計(再処理施設と共用(以下同じ。))を配備し、ホールボディカウンタ(再処理施設と共用(以下同じ。))を設置する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	【個人管理設備】 個人線量計 ホールボディカウンタ	—	V-1-5-2 管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 3.1個人管理設備	【3.1個人管理設備】 ・個人管理設備の構成について説明する。
19-31	再処理施設の個人線量計及びホールボディカウンタは、再処理施設と共用する。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【個人管理設備】 個人線量計 ホールボディカウンタ	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.6放射線管理施設 V-1-5-2 管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.1個人管理設備	【1.7系統施設毎の設計上の考慮 1.7.6放射線管理施設】 ○感影響防止 ・個人線量計及びホールボディカウンタは再処理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で統一し、必要な個数を確保する設計とすることで、MOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。
19-32	個人線量計及びホールボディカウンタは、再処理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で統一し、必要な個数を確保する設計とすることで、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	【個人管理設備】 個人線量計 ホールボディカウンタ	—	3.施設の詳細設計方針 3.1個人管理設備 ※別紙3②については、第14条 安全機能を有する施設にて記載する。	【3.施設の詳細設計方針】 【3.1個人管理設備】 ・個人管理設備の個数の考え方にについて説明する。
19-33	6.1.10 出入管理設備 放射線業務従事者等の管理区域の出入管理並びに汚染管理及び除染のための出入管理設備を設置する設計とする。	設置要求	○	—	【出入管理設備】 退出モニタ ゲートの出入管理設備 放射線サーベイ機器 シャワ及び手洗い場を備えた除染室	—	V-1-5-2 管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 3.2出入管理設備	【3.2出入管理設備】 ・出入管理設備の構成について説明する。 ・出入管理の方法について説明する。	—	—	—	—	—	—
19-34	MOX燃料加工施設の管理区域への出入りは、原則として出入管理設備を設置した所定の出入口を通る設計とする。	設置要求	○	—	【出入管理設備】 ゲートの出入管理設備 放射線サーベイ機器	—	—	—	—	—	—	—	—	—

凡例  
・「説明対象」について  
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目  
△：当該申請回次以前から記載しており、記載内容に変更がない項目  
—：当該申請回次で記載しない項目

令和3年9月3日 R0

## 別紙 3

# 基本設計方針の添付書類への展開

注：本別紙は追而とする。

令和3年9月3日 R0

## 別紙 4

# 添付書類の発電炉との比較

注：本別紙は追而とする。

## 別紙5

### 補足説明すべき項目の抽出

注：本別紙は追而とする。



## 別紙 6

# 変更前記載事項の 既設工認等との紐づけ

注：本別紙は追而とする。